

QR 決済サービス利用規約（店頭 QR 決済）

株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー（以下、DGFT という。）は、QR 決済サービス（店頭 QR 決済）（以下、本件決済サービスという。）を利用者に提供するにあたり、以下のとおり QR 決済サービス利用規約（店頭 QR 決済）（以下、本規約という。）を定める。

第1章 総則

第1条 （適用）

1. 本規約は、本件決済サービスの提供条件および本件決済サービスの利用に関する DGFT と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、DGFT と利用者との間の本件決済サービスの利用に関わる一切の關係に適用される。
2. DGFT が所定のウェブサイトに掲載する本件決済サービスに関するルールは、本規約の一部を構成する。

第2条 （用語の定義）

本規約における次の用語は、以下の意味を有する。

- (1) 利用者とは、第 4 条に基づいて本件決済サービスの利用の登録を申請し、第 5 条において DGFT および／または決済事業者が本件決済サービスを利用することを承諾した者を意味する。
- (2) ショップとは、利用者が運営する店舗を意味する。
- (3) 取扱商品とは、利用者がショップで顧客へ販売または提供する、物品・サービス・権利・ソフトウェア等を意味する。
- (4) 顧客とは、ショップにおいて利用者に対し取扱商品の販売・提供を申し込んだ、または利用者より当該申込を承認された、個人または法人を意味する。
- (5) 商品代金とは、対面販売にかかる取扱商品の代金（取扱商品の販売に係る租税公課、送料、その他手数料を含む場合があるが、これらに限られない。）を意味する。
- (6) 対面販売とは、ショップおよび顧客間の取扱商品の販売・提供にかかる対面取引を意味する。
- (7) QR 標識とは、以下の各号に定める媒体を意味する。
 - 1 DGFT が利用者に対し本件決済サービスの利用のために提供する QR コードが印字された媒体
 - 2 DGFT が顧客に対し本件決済サービスの利用のために提供するバーコードが表示された顧客の携帯端末上の画面
- (8) QR 決済とは、以下の各号に定める決済を意味する。
 - 1 顧客が利用者の提示する QR 標識に表示された QR コードを読み取ることにより行われる、顧客と利用者間の対面販売にかかる決済
 - 2 利用者が顧客の提示する QR 標識に表示されたバーコードを読み取ることにより行われる、顧客と利用者間の対面販売にかかる決済
- (9) 決済データとは、QR 決済において、DGFT が決済処理のために用いるデータを意味する。
- (10) ショップ管理機能とは、利用者がショップにおける QR 決済取引の確認および決済データの処理を行うことを目的として、DGFT がショップに対し提供する機能を意味する。
- (11) コンテンツとは、利用者がショップで提供または表示する一切の情報を意味する。
- (12) 決済品目とは、本件決済サービスを構成する、次のサービスを意味する。
 - 1 d払い（バーコード決済）
 - 2 au PAY 決済サービス
 - 3 メルペイ決済サービス
 - 4 楽天ペイ決済サービス
 - 5 PayPay 決済サービス
 - 6 Alipay+決済サービス
 - 7 WeChat Pay 決済サービス
 - 8 その他 DGFT が定め、利用者に通知する他の決済サービス
- (13) 決済事業者とは、本件決済サービスに含まれる各決済品目における次の事業体を意味する。
なお、各決済品目において、顧客がクレジットカードを登録することにより、QR 決済が当該

クレジットカードの支払いを通じて行われる場合には、各決済事業者が指定するクレジットカード会社も決済事業者に含まれる。

- 1 d払い（バーコード決済）においては、DGFT が、d払い（バーコード決済）に関する業務を行うことを定めた契約（以下、d払い（バーコード決済）包括加盟店契約という。）を締結した株式会社NTTドコモ（以下、ドコモという。）
 - 2 au PAY 決済サービスにおいては、DGFT が、au PAY 決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、au PAY 包括代理加盟店契約という。）を締結した KDDI 株式会社（以下、KDDI という。）
 - 3 メルペイ決済サービスにおいては、DGFT が、メルペイ決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、メルペイ包括代理加盟店契約という。）を締結した株式会社メルペイ（以下、メルペイという。）
 - 4 楽天ペイ決済サービスにおいては、DGFT が、楽天ペイ決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、楽天ペイ包括代理加盟店契約という。）を締結した楽天ペイメント株式会社（以下楽天ペイメントという。）
 - 5 PayPay 決済サービスにおいては、DGFT が、PayPay 決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下 PayPay 販売提携パートナー契約という。）を締結した PayPay 株式会社（以下 PayPay という。）
 - 6 Alipay+決済サービスにおいては、直接または間接に DGFT に対して Alipay+の利用に係るサービスを提供する事業者をいい、本規約においては Alipay Connect Pte.Ltd.および DGFT との間で Alipay+決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、Alipay+決済サービス契約という。）を締結した Alipay Singapore E-commerce Private Limited を個別にまたは総称して意味するものとする。
 - 7 WeChat Pay 決済サービスにおいては、DGFT が、WeChat Pay 決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、WeChat Pay 決済サービス契約という。）を締結した財払通支払科技有限公司（以下、テンペイという。）および DGFT
 - 8 前各号に掲げる決済品目以外のものについては、DGFT が利用者に通知する他の事業体
- (14) 決済事業契約とは、d払い（バーコード決済）包括加盟店契約、au PAY 包括代理加盟店契約、メルペイ包括代理加盟店契約、楽天ペイ包括代理加盟店契約、PayPay 販売提供パートナー契約、Alipay+決済サービス契約、WeChat Pay 決済サービス契約、その他 DGFT と決済事業者との間の本件決済サービスに関連する契約の総称を意味する。
- (15) 代理店とは、本件決済サービスの提供に関して DGFT との間で代理店契約を締結し、DGFT を通じて本件決済サービスを提供する者を意味する。

第3条 （本件決済サービスの内容）

DGFT は、本件決済サービスとして、利用者に対し、以下に定めるサービスを包括的または個別的に提供する。

- (1) 決済事業者と連携した各決済品目にかかる決済サービスを利用し、顧客の有する携帯端末を用いた QR 決済により、顧客が商品代金を支払うことを可能とする決済手段の提供
- (2) 決済事業者からの商品代金の受領、集約および利用者に対する支払い
- (3) 決済事業者との契約処理、折衝、事務に係る通信、その他事務処理の代行
- (4) データプロセッシングの実施（各決済品目にかかる決済サービス等に関わるデータ伝送や取引処理（与信取得、売上請求、キャンセル処理、その他各決済サービスにおいて発生する運用上の処理全般）等を含むが、これらに限られない。）
- (5) 決済結果等を確認、集約しまたは処理することができるシステムの提供
- (6) その他前各号に付随するサービス

第4条 （登録申請）

1. 本件決済サービスの利用を希望する者（以下、登録希望者という。）は、本規約の内容を遵守することに同意する。その上で、代理店を通じて DGFT に対して、本件決済サービスの申込情報（以下、申込情報という。）および店舗申請データ（以下、店舗申請データという。）を DGFT 所定の申込書（以下、申込書という。）に記載のうえで提供（DGFT 所定の申請内容入力ページに必要事項を入力の上、申込書を電磁的方法で提供する場合を含む。）することにより、本件

決済サービスの利用の登録を申請できる。

2. 登録希望者は、前項の登録申請にあたり、以下に掲げる事項を表明し、かつ保証する。
 - (1) 登録希望者が、特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号を法律番号とする法律を意味し、以下同様とする。）に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと。また過去5年間に同法による行政処分を受けていないこと
 - (2) 登録希望者が、消費者契約法（平成12年5月12日法律第61号を法律番号とする法律を意味する。）において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと。また過去5年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていないこと
 - (3) 第23条ないし第27条を遵守するための体制を構築していること
3. 登録希望者は、DGFT に対し、本条第1項に基づく登録申請の時点において登録希望者（登録希望者が法人である場合にはその代表取締役）が未成年者ではないことを表明し、保証する。

第5条（審査および登録）

1. DGFT および／または決済事業者は、DGFT および／または決済事業者の基準に従って、前条に基づいて登録申請を行った登録希望者の登録の可否を審査する。その上で、DGFT および／または決済事業者は、登録を認める場合には代理店を通じてその旨を登録希望者に通知する。なお、登録希望者が提供した申込情報および店舗申請データに誤りがあった場合、DGFT は何ら責任を負わない。
2. DGFT および／または決済事業者は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録または再登録を拒否することがある。また、DGFT および／または決済事業者は、当該拒否の理由について一切開示義務を負わない。
 - (1) DGFT および決済事業者に提供した申込情報および店舗申請データの全部または一部につき、虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
 - (2) 成人被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (3) 未成年者である場合
 - (4) 登録希望者が過去において DGFT との間の契約に違反した者またはその関係者であると DGFT が判断した場合
 - (5) 第42条（契約の解除）に定める規定に該当していると DGFT が判断した場合
 - (6) 第43条（契約の終了に伴う措置）第1項または第2項に定める措置を受けたことがある場合
 - (7) その他、DGFT または決済事業者が登録を適当でないと判断した場合

第6条（利用契約の成立等）

1. DGFT が、前条第1項の通知を行ったことをもって、利用者と DGFT の間に本規約に基づく利用契約（以下、利用契約という。）が成立する。
2. 前項の利用契約は、各決済品目にかかる決済事業契約が有効に存続していることを前提としている。利用者は、当該決済事業契約が終了した場合には、当該決済品目にかかる利用契約は終了することを、あらかじめ承諾する。
3. 第1項の利用契約に加え、同利用契約成立時点において、利用者と決済事業者との間で以下に定める決済品目にかかる加盟店契約が成立する。なお、第1項の利用契約は、かかる加盟店契約が有効に存続していることを前提とする。利用者は、当該加盟店契約が終了した場合には、当該決済品目にかかる利用契約（利用者側の解約により当該加盟店契約が終了した場合は、全ての決済品目にかかる利用契約）は終了することを、あらかじめ承諾する。
 - (1) d払い（バーコード決済）の場合 利用者とドコモとの間における加盟店契約
 - (2) au PAY 決済サービスの場合 利用者と KDDI との間における加盟店契約
 - (3) メルペイ決済サービスの場合 利用者とメルペイとの間における加盟店契約
 - (4) 楽天ペイ決済サービスの場合 利用者と楽天ペイメントとの間における加盟店契約
 - (5) PayPay 決済サービスの場合 利用者と PayPay および／または本規約第●章の規定に基づく他の事業体との間における加盟店契約
 - (6) 前号の他、別途 DGFT が利用者に通知する事業体との加盟店契約
4. 前項に基づく各決済事業者との各決済品目にかかる加盟店契約の締結にあたり、利用者は、

DGFT に対して、以下の事項に関する包括的な代理権（決済事業者が連鎖する場合において、DGFT が当該代理権を他の決済事業者に再授与する権限を含む。）を授与する。

- (1) 決済事業者との加盟店契約の締結およびこれに付随する合意をすること
- (2) 前号の他、加盟店契約に関連する決済事業者との間の一切の取引
5. 前項の他、利用者は、DGFT に対し、商品代金を DGFT が利用者を代理して受領する権限（決済事業者が連鎖する場合において DGFT が当該代理権を他の決済事業者に再授与する権限を含む。）を授与する。また、利用者は、DGFT が当該権限に基づき商品代金を受領することにつき同意する。この場合、利用者は、DGFT から、DGFT が代理受領した商品代金の引き渡しを受けるとき、当該商品代金から、以下の金額が控除され得ることにあらかじめ同意する。
 - (1) 第 11 条で定める決済手数料
 - (2) 前号のほか利用契約に基づき発生する手数料、諸費用、ペナルティ
 - (3) 本規約等に基づく商品代金の支払の拒絶・保留、返還請求等に係る額
 - (4) 決済事業者が徴収する各種手数料
6. 利用者は、前二項の代理権について、利用契約が有効に継続する期間中、その全部または一部を撤回することができない。

第7条（本件決済サービスのサービス開始日）

DGFT は、利用者が申込情報に入力した利用開始希望日をもとに、本件決済サービスの開始日（以下、サービス開始日という。）を利用者に通知する。ただし、利用者は、理由の如何にかかわらず、利用者が利用する決済品目の一部について、サービス開始日に利用できない場合があることをあらかじめ承諾する。この場合、DGFT は、サービス開始日以降に提供可能となる決済品目については、当該決済品目のサービス利用が可能となる日が判明した時点で、その旨を利用者に通知する。なお、利用者が複数の決済品目の利用を希望し、各決済品目の利用開始日が複数日にわたって存在する場合には、最初の決済品目の利用開始日をもってサービス開始日とする。

第8条（本規約等の変更）

DGFT は、本規約を随時変更することができる。なお、この場合には、DGFT は、一定の予告期間において、変更後の本規約の内容を利用者に通知する。ただし、法令上利用者の同意が必要となるような内容の変更にあたっては、DGFT 所定の方法により、利用者の同意を得る。

第9条（決済品目の追加）

1. DGFT は、いつでも決済品目を追加できる。
2. 前項の場合、DGFT および／または追加された決済品目を提供する決済事業者は、DGFT および／または当該決済事業者の基準に従って、利用者による当該決済品目の利用の可否を審査する。当該審査にあたっては、第 4 条の登録申請に関して、利用者が DGFT に提供した申込情報および店舗申請データを利用する場合がある。なお、これらの情報等に誤りがあった場合、DGFT は何ら責任を負わない。
3. 前項の審査にあたっては、第 5 条第 2 項を準用する。
4. DGFT は第 2 項の審査に先立って、利用者に対し、同項の審査を行う旨および第 1 項の決済品目の追加に伴う本規約の変更内容を通知する。利用者は、追加される決済品目の利用を希望しない場合には、DGFT 所定の期日までに、DGFT に対してその旨を通知することにより、同項の審査を拒否できる。なお、当該所定の期日までに当該通知が DGFT に到達しない場合には、利用者は、同項の審査手続きに同意したものとみなされる。
5. DGFT および／または第 2 項の決済事業者が、利用者による追加された決済品目の利用を認める場合には、DGFT は、その旨を利用者に対して通知する。当該通知が発送された時点をもって、DGFT と利用者との間で、追加された決済品目に関する利用契約および当該決済事業者との加盟店契約が成立する。また、当該契約が成立した時点で、第 8 条にかかわらず、利用者は、変更後の本規約に同意したものとみなす。

第10条（利用環境等の整備）

1. 利用者は、本件決済サービスの利用に先立ち、自らの責任と費用負担により、機器（コンピュータ端末、ソフトウェア等を含むが、これらに限られない。）および本件決済サービスにアクセスするために必要な利用環境及び通信回線等を導入する。利用者は、利用契約の有効期間中、これ

- を維持する。
2. DGFT は、利用者に対して、ショップ管理機能の利用のために必要となる ID およびパスワードを付与する。利用者は、当該 ID およびパスワードを適切に管理および保管し、これらを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、売買等をしてはならない。これらの管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により生じた損害について、利用者が一切の責任を負う。
 3. 利用者は、利用契約の有効期間中、販促物を、善良なる管理者の注意をもって使用し管理する。また、利用者は、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、売買等をしてはならない。これらの管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により生じた損害について、利用者が一切の責任を負う。

第11条（決済手数料）

利用者が代理店に支払うべき本件決済サービス利用の対価（以下決済手数料という。）は、利用者と代理店間で別途締結する契約で定める。

第12条（支払方法）

1. DGFT は、商品代金の総額から決済手数料を差し引いた金額を、代理店を通じて利用者に支払う。商品代金の総額とは、DGFT または決済事業者による支払拒絶、商品代金の返還請求等があった場合はそれを差し引いた額を意味し、以下同様とする。
2. 利用者は、代理店に対し、代理店が利用者を代理して前項に定める商品代金を受領する権限（DGFT に当該代理権を再授与する権限、及び決済事業者が連鎖する場合において DGFT が当該代理権を他の決済事業者に再授与する権限を含む。）を授与する。利用者は、代理店から、代理店が代理受領した商品代金の引き渡しを受ける際、当該商品代金から、以下の金額が控除され得ることにあらかじめ同意する。
 - 1 決済手数料
 - 2 前号のほか利用契約に基づき発生する手数料、諸費用、ペナルティ
 - 3 本規約等に基づく商品代金の支払拒絶・保留、返還請求等に係る額
 - 4 決済事業者が徴収する各種手数料
3. 利用者は、前項の代理権について、利用契約が有効に継続する期間中、その全部または一部を撤回することができない。
4. 第 2 項の場合において、代理店が DGFT から商品代金を受領した時点で、利用者の DGFT に対する商品代金の支払請求権は消滅する。
5. 商品代金の総額が決済手数料に足りない場合は、利用者は、代理店を通じて DGFT に対し、決済手数料から商品代金の総額を減じた金額を支払う。当該支払の期日及び方法等は、利用者と代理店間で別途締結する契約（以下店子契約という。）で定める。
6. 利用者が前項又は本規約に基づき支払うべき金額を、DGFT が正当と認める理由無くして所定の期日までに支払わなかった場合、DGFT は、当該期日後に DGFT が代理店を通じて利用者に対して支払うべき商品代金から差し引くことにより、利用者の DGFT に対する支払いに充てることができる。
7. DGFT は、利用者が第 5 項の支払いを所定の期日に遅延した旨の通知を代理店より受けた場合には、本件決済サービスの提供を直ちに停止できる。
8. 利用者は、DGFT に対し、利用者において以下の事項の一が生じた場合に、DGFT が直ちに第 1 項の支払いを留保する権限を付与する。
 - (1) 利用者が本件決済サービスの利用の申込に際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - (2) 利用者が第 22 条第 1 項に該当する行為を行っていた場合
 - (3) 利用者が自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (4) 利用者の信用状態に変化が生じ、またはそのおそれがあると DGFT が判断した場合
 - (5) 利用者が差押・仮差押・仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (6) 利用者が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合

- (7) 利用者が本件決済サービスを悪用していることが判明した場合
 - (8) 利用者が DGFT の同意なく決済手数料の支払いを怠った場合
 - (9) 利用者の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - (10) DGFT または決済事業者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (11) 次条第 1 項各号の事由に該当し、または該当するおそれがあると、DGFT が合理的判断により認めた場合
 - (12) その他 DGFT または決済事業者が不相当と認めた場合
7. 前項の支払保留後、DGFT が当該支払いを相当と認めた場合には、DGFT は、代理店を通じて利用者に対し、当該留保にかかる商品代金を支払うことができる。なお、この場合には、DGFT は遅延損害金を支払う義務を負わない。
8. 利用者、代理店または DGFT が相手方に対して利用契約の義務として何等かの支払いを行った場合において、相手方に起因する事由（相手方の金融機関のシステム障害、相手方が提供した金融機関に係る情報の誤り等を含むが、これらに限られない。）により相手方において着金の確認ができない場合であっても、利用者、代理店または DGFT が自己の金融機関をして、相手方の金融機関に対し送金（出金）させた時点で、当該支払を行った利用者、代理店または DGFT の債務は履行されたものとみなす。ただし、この場合において相手方が提供した金融機関に係る情報の誤りが原因であるときは、支払いを行う利用者、代理店または DGFT は、相手方に正常に着金するよう、合理的な協力（相手方と連携のうえ正しい金融機関の情報を確認したうえで再度の送金を行うこと等を含むが、これに限られない。）に努める。

第13条（商品代金の支払拒絶またはその返還）

DGFT は、利用者の QR 決済に関し以下の事由に該当した場合には、利用者に対し、当該 QR 決済にかかる商品代金の支払いを拒絶し、または、その返還を求めることができる。

- (1) 利用者が顧客との間で成立している対面販売を解除しまたは取り消した場合
- (2) 第 20 条第 1 項に定める紛議が生じた場合において、当該紛議が代理店に連携された日より 60 日を経過しても解消しない場合
- (3) 顧客以外の第三者が当該顧客になりすまして、QR 決済を行った場合。ただし、当該なりすまし顧客の誤認について利用者の善良なる管理者の注意義務違反が認められる場合に限る。
- (4) 決済事業契約または決済事業者と利用者との間の加盟店契約に定める事由に基づき、決済事業者が利用者または DGFT に対し、商品代金の支払いを拒絶しまたはその返還を求めた場合
- (5) 利用契約の定めに違反して対面販売が行われたことが判明した場合
- (6) その他、DGFT の合理的判断により、利用者に対し対面販売に係る商品代金の支払拒絶または返金請求をした場合

第14条（第三者への委託）

- 1. DGFT は、本件決済サービスの提供に必要な業務の全部または一部を、DGFT の責任において、決済事業者その他の第三者に委託できる。
- 2. 前項に基づき DGFT がサービスの全部または一部を委託する場合の、委託先の選択、委託先に対する監督ならびに委託先の行った業務の結果について、DGFT が一切の責任を負う。但し、当該委託先が利用者の指定による場合を除く。

第15条（利用者の義務、提供する商品またはサービス等）

- 1. 利用者は本件決済サービスを利用するにあたって、次の各号記載の事項を遵守する。
 - (1) 利用者がショップで提供し、または提供する予定の取扱商品は、利用者が代理店を通じて DGFT に申請した店舗申請データ、または今後利用者が代理店を通じて DGFT に提出し、DGFT が承認した修正後の店舗申請データに記載したものに限り、
 - (2) 利用者のコンテンツにおいて表示した販売条件や商品説明等の表示内容に基づく瑕疵のない取扱商品の販売・提供を行うこと
 - (3) 本規約の遂行に必要な諸データは、適法かつ公正な手段によって取得されたものであること
 - (4) 旅行商品・酒類・商品券類・金銀の地金・タバコ・印紙・切手・古物等の販売にあたり許認可を得るべきまたは届出を行うべき商品等を取扱う場合は、あらかじめ DGFT にこれを証明する関連書類を提出し、事前に代理店を通じて DGFT および必要に応じて DGFT を通じて

決済事業者の承認を得ること

- (5) QR 標識を顧客が容易に認識できる状態でショップに設置すること
 - (6) DGFT が利用者に送付する各決済品目を表示したシールその他の標識を、店頭のうちわかりやすい場所に掲示する等の方法により、利用者が利用する決済品目の種類について顧客が容易に認識できる状態に置くこと
2. 利用者は、本規約に従って、取扱商品を顧客に販売もしくは提供できる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。
- (1) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他法令の定めに違反するもの
 - (2) 生き物
 - (3) 犯罪行為を惹起するおそれがあるもの
 - (4) 生命または身体に危険を及ぼすおそれがあるもの
 - (5) 猥褻性のあるものまたは通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの
 - (6) 通常人の射幸心をあおるもの
 - (7) 事実誤認を生じさせるものまたは虚偽であるもの
 - (8) 第三者の著作権、商標権、意匠権および特許権等知的財産権を侵害するもの
 - (9) 第三者の財産またはプライバシーを侵害するもの
 - (10) DGFT または決済事業者のイメージを低下させる販売または提供行為
 - (11) その他公序良俗に反するもの
 - (12) その他 DGFT または決済事業者が不相当と認めた場合
3. 取扱商品またはコンテンツの知的財産権に関して第三者からの異議申立が生じた場合には、利用者の責任において解決する。

第16条（業務内容等の変更）

1. 利用者は、本規約に基づき DGFT へ届け出た申込情報（氏名、名称、商号、所在地、電話番号を含むが、これらに限られない。）、店舗申請データ（対面販売の方法、課金形態を含むが、これらに限られない。）その他本件決済サービスにかかる重要な事項に変更が生じる場合はあらかじめ代理店を通じて DGFT に届け出るものとし、DGFT が必要と認めた場合は別途書面による変更手続きを行う。
2. 前項において必要な場合、利用者は、代理店を通じて DGFT に対して、及び DGFT を通じて決済事業者に対して、DGFT または決済事業者所定の様式をもって所定の変更事項を提出する。
3. 前各項に定める場合のほか、利用者は、取扱商品等の種別、銀行口座その他 DGFT および／または決済事業者が指定する一定の事項について、届け出た事項を変更しようとする場合は、DGFT または決済事業者所定の方法により、変更事項および変更予定日等を代理店を通じて DGFT および／または DGFT を通じて決済事業者に提出する。
4. 利用者が前各項の手続きを怠ったことにより生じた利用者の損失その他の負担について、DGFT は一切責任を負わない。

第17条（本件決済サービスの利用）

1. 利用者は、本件決済サービスを、本規約の目的の範囲内でかつ本規約に違反しない範囲で利用できる。
2. DGFT は、利用者が誤って送信した本件決済サービスに関する情報を受信した場合に、当該情報を処理したことによって利用者に損害が生じたとしても一切責任を負わない。
3. 利用者は、QR 決済の申込を行った顧客に対し、本件決済サービスを利用して対面販売の申込を行った顧客に不利となる差別的取扱や本件決済サービスの円滑な使用を妨げる何らの制限（正当な理由なく申込を拒絶すること、他の支払方法を要求すること、他の支払方法と異なる代金・料金を請求すること等を含むが、これらに限られない。）も行わない。
4. DGFT または決済事業者が本規約に関連し、顧客または第三者から異議、苦情などを受けた場合は、速やかに利用者に通知する。この場合、利用者は、DGFT または DGFT を通じた決済事業者の指示に従い、直ちにその解決のために必要な措置を講ずる。なお、上記通知もしくは指示は、利用者の損害賠償義務を免除するものでないことを確認する。
5. 利用者に第 42 条（契約の解除）第 2 項各号に該当する事由が生じた場合、利用者は、直ちに代理店を通じて DGFT へ連絡するとともに、履行が完了していない利用者の顧客にも連絡して責任を

持って対応する。

第18条（禁止事項）

1. 利用者は、本件決済サービスを利用するにあたり、次の行為を行わない。
 - (1) 第15条に違反する行為
 - (2) 本件決済サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
 - (3) 本件決済サービスを本規約に定める商品代金の回収または収納以外の目的に使用する行為
 - (4) 有害なコンピュータ・プログラム等を DGFT または決済事業者のシステムまたは第三者（顧客を含む。以下、本条において同じ。）のコンピュータに送信または書き込む行為
 - (5) 第三者に成りすまし本件決済サービスを利用する行為、および利用者に成りすまして本件決済サービスを利用させる行為
 - (6) DGFT または第三者の知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為
 - (7) 第三者の設備等、または、DGFT および決済事業者による本件決済サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (8) 取引1回あたりの金額を減少させることを意図して、1個の取引を2個以上の取引に分割する行為
 - (9) 本規約の規定に反する行為
 - (10) 公序良俗に反する行為
 - (11) 法令に違反または違反するおそれのある行為
 - (12) その他 DGFT または決済事業者が不適切と判断する行為
2. DGFT は、以下の各号のいずれかに該当する場合、場合は、利用者に、ショップのコンテンツの全部もしくは一部の削除、または取扱商品の全部もしくは一部の提供の停止を求めることができる。利用者は、DGFT からかかる要求があった場合はこれに従う。
 - (1) 利用者が前項各号に該当する行為を行っているか、または当該行為を行うおそれがあると DGFT が判断した場合
 - (2) 決済事業者が利用者の行う対面販売が不適当であると DGFT が判断した場合

第19条（第三者の権利の処理）

利用者は、取扱商品に第三者の著作権その他の権利が含まれている場合は、何ら支障のないように必要な手続きを利用者が行った上で、取扱商品を提供する。

第20条（顧客との紛議）

1. 利用者は、顧客からの苦情、問い合わせ等を受けた場合は、速やかな対応を行うものとし、利用者とその顧客との間で紛議（本件決済サービスにおける商品代金の回収または収納の原因取引である売買取引の債務不履行等の瑕疵、不成立もしくは不存在等をめぐる紛議を意味する。）が生じた場合であっても、DGFT および決済事業者に一切の損害、迷惑等を及ぼさない。
2. 顧客からの利用者の取扱商品に対する苦情・商品返品・商品取替・中途解約の請求・広告上の解釈・アフターサービス等については、利用者がその全責任をもって速やかにその処理にあたる。利用者は、DGFT および決済事業者に一切迷惑をかけない。

第21条（資料提供等）

1. 利用者は、DGFT から DGFT または決済事業者が本件決済サービスを提供・維持するために必要と判断する情報、資料等（ショップの運営に必要な情報・資料等を含むが、これらに限られない。）の提供を求められた場合、これに応じる。
2. 利用者は、決済事業者と DGFT との間の契約に定める事項について、決済事業者から利用者に対して調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じる。

第22条（調査）

1. 以下の各号のいずれかの事由があるときには、DGFT は、自らまたは DGFT が適当と認めて指定する者（代理店を含み、以下同様とする。）により、利用者に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができる。利用者は、これに応じなければならない。
 - (1) 利用者において、秘密情報（第30条に定める秘密情報をいう。）、個人情報（第31条に定める個人情報をいう。）、その他各決済品目にかかるサービスの規約等で定める本規約に関連する重要な情報（以下、これらを総じて秘密情報等という。）が漏えい、滅失もしくは毀損

- し、またはそのおそれが生じたとき。
- (2) 利用者が秘密情報等の取扱いを委託した第三者（以下、受託者という。）において当該情報が漏えい、滅失もしくは毀損しまたはそのおそれが生じたとき。
 - (3) 利用者が行った対面販売について秘密情報等の不正利用が行われまたはそのおそれがあるとき。
 - (4) 利用者が本規約の条項のいずれかに違反しているおそれがあるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合の他、利用者の対面販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、DGFT が利用者に対する調査を実施する必要があると認めたとき。
2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができる。
 - (1) 必要な事項の文書または口頭による報告を受ける方法
 - (2) 秘密情報等の適切な管理または不正利用の防止のための措置に関する利用者の書類その他の物件の提出または提示を受ける方法
 - (3) 利用者もしくは前項第 2 号に定める第三者またはその役員もしくは従業員に対して質問し説明を受ける方法
 - (4) 利用者または前項第 2 号に定める第三者において前項第 1 号の情報の取扱いに係る業務を行う施設または設備に立ち入り、当該情報の取扱いに係る業務について調査する方法
 3. 前項第 4 号の調査には、情報をデジタルデータとして取り扱う機器（電子計算機、ネットワーク機器等を含むが、これらに限られない。）を対象とした記録の復元、収集、または解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれる。
 4. DGFT は、本条第 1 項第 1 号から第 3 号までの調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを利用者に対して請求できる。ただし、利用者が自主的な調査および DGFT への報告を実施している場合にはこの限りでない。
 5. 前四項の規定にかかわらず、DGFT は、利用者に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求めることができる。

第23条（秘密情報等の適切な管理）

1. 利用者は、すべて利用者の費用と責任において関連法令等に従い、秘密情報等を自ら管理する場合、秘密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、秘密情報等につき、その漏えい、滅失または毀損を防止するため、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱わなければならない。さらに、利用者が秘密情報等の取扱いを第三者に委託する場合には、関連法令等に従い、当該委託先を適切に管理する。
2. 利用者は、前項で義務付けられる秘密情報等の適切な管理のため、DGFT または決済事業者から求められる合理的措置（以下、合理的措置という。）を講じなければならない。
3. 利用者が前項の規定により秘密情報等の適切な管理のために講じる合理的措置の具体的方法および態様は、DGFT が所定の方法により別途定める。
4. DGFT は、前項の規定にかかわらず、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、秘密情報等の漏えい、滅失または毀損の防止のために特に必要があるとき（当該方法または態様による措置が合理的措置に該当しないおそれがあるとき等を含むが、これに限られない。）には、その必要に応じて利用者に対し当該方法または態様の変更を求めることができる。利用者は、これに応ずる。なお、決済事業者が発起し DGFT に要請した場合であって、DGFT が当該要請に基づき利用者に対し本項本文の要請を行った場合であっても、利用者はこれに応ずる。
5. 利用者は、本条第 4 項の具体的方法または態様を変更しようとする場合には、あらかじめ DGFT と協議しなければならない。

第24条（事故時の対応）

1. 利用者またはその受託者の保有する秘密情報等が、漏えい、滅失もしくは毀損しまたはそのおそれが生じた場合には、利用者は、自らの費用と責任で遅滞なく以下の措置を講じなければならない。
 - (1) 漏えい、滅失または毀損の有無を調査すること。
 - (2) 前号の調査の結果、漏えい、滅失または毀損が確認されたときには、その事実関係及び発生原因（発生期間、影響範囲（漏えい、滅失または毀損の対象となった秘密情報等の特定を含む。）等を含むが、これらに限られない。）を調査すること
 - (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を

策定し実行すること。

- (4) 漏えい、滅失または毀損の事実および二次被害防止のための対応について必要に応じて公表しまたは影響を受ける顧客に対してその旨を通知すること。
2. 前項柱書の場合であって、漏えい、滅失または毀損の対象となる秘密情報等の範囲が拡大するおそれがあるときには、利用者は、直ちに被害拡大を防止するために必要な措置（秘密情報等その他これに関連する情報の隔離等を含むが、これに限られない。）を講じなければならない。
3. 利用者は、第1項柱書の場合には、直ちにその旨を DGFT、決済事業者その他 DGFT が指定する者に対して報告する。また、遅滞なく、第1項各号の事項につき、以下の各号の事項を報告しなければならない。
 - (1) 第1項第1号および第2号の調査の実施に先立ち、その時期および方法
 - (2) 第1項第1号および第2号の調査につき、その途中経過および結果
 - (3) 第1項第3号に関し、計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュール
 - (4) 第1項第4号に関し、公表または通知の時期、方法、範囲および内容
 - (5) 前各号の他これらに関連する事項であって DGFT、決済事業者その他 DGFT が指定する者が求める事項
4. 利用者またはその受託者の保有する秘密情報等が漏えい、滅失または毀損した場合であって、利用者が遅滞なく本条第1項第4号の措置を講じない場合には、DGFT、決済事業者その他 DGFT が指定する者は、事前に利用者の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、または漏えい、滅失もしくは毀損した秘密情報等に係る顧客に対して通知できる。

第25条（不正利用防止対策）

1. 利用者は、本件決済サービスを利用した対面販売を実施するに際しては、関連法令等に従い、善良なる管理者の注意をもって、顧客による QR 決済が不正利用（なりすましを含み、以下、「不正利用」という。）に該当しないことを確認しなければならない。
2. 利用者が前項の確認のために講じる措置の具体的方法および態様は、DGFT が所定の方法により別途定めるとおりとする。
3. 前項の規定にかかわらず、DGFT は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができる。利用者は、これに応ずる。
4. 利用者が本人以外の者を正当な顧客と誤認して QR 決済を行ったことにより生ずる紛争については、当該誤認について利用者の善良なる管理者の注意義務違反が認められる場合に限り、すべて利用者がその責任と費用において解決する。注意義務違反の有無については協議の上、合意するものとする。

第26条（不正利用発生時の対応）

1. 利用者は、その行った対面販売につき、QR 決済の不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施する。利用者は、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならない。
2. 利用者は、前項の場合には、直ちにその旨を DGFT および DGFT を通じて決済事業者その他 DGFT が指定する者に対して報告する。また、利用者は、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告しなければならない。

第27条（是正計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、DGFT または決済事業者その他 DGFT が指定する者は、利用者に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができる。利用者は、これに応ずる。
 - (1) 利用者が第23条（秘密情報等の適切な管理）第2項から第5項までの義務を履行しない場合、またはそれらのおそれがあるとき。
 - (2) 利用者または受託者の保有する秘密情報等が、漏えい、滅失もしくは毀損しまたはそのおそれがある場合であって、第24条（事故時の対応）第1項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき。

- (3) 利用者が第 25 条（不正利用防止対策）または第 26 条（不正利用発生時の対応）に違反したまたはそのおそれがあるとき。
 - (4) 利用者が行った対面販売について本件決済サービスの不正利用が行われた場合であって、前条の義務を相当期間内に履行しないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合の他、利用者の対面販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、関連法令に基づき、DGFT または決済事業者その他 DGFT が指定する者に対し、利用者についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。
2. DGFT または決済事業者その他 DGFT が指定する者は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、利用者が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、利用者と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができる。利用者は、これに応ずる。

第28条（通知）

1. DGFT から利用者に対する通知は、別段の定めのある場合を除き、代理店を通じて行い、利用者があらかじめ代理店を通じて DGFT に通知した電子メールアドレスに宛てて電子メールにより行う。ただし、通信障害等やむをえない事態が発生した場合は他の適当な方法で行う。
2. DGFT から利用者への通知は、前項により利用者が通知した電子メールアドレスに宛てて代理店が電子メールを発信したときをもって利用者へ通知されたものとみなす。ただし、前項ただし書の場合を除く。
3. 利用者は、DGFT からの通知の有無およびその内容を確認するため利用者宛ての電子メールをその営業日において毎日 1 回は閲覧できる体制を維持する。利用者は、通信障害等やむをえない場合には、代替の通信手段を DGFT に通知する。
4. 利用者は、電子メールアドレスを変更する場合、DGFT 所定の方法により事前に代理店を通じて DGFT に通知する。
5. 利用者が第 3 項または前項の通知を怠ったことにより生じた利用者の損失その他の負担について、DGFT は一切責任を負いません。

第29条（本件決済サービスの停止または中断）

1. DGFT は、以下の場合に該当する場合は、本件決済サービスの一部または全部の提供を停止できる。
 - (1) DGFT、決済事業者等によるシステムの定期的または緊急の点検・補修のため
 - (2) DGFT、決済事業者等がシステムの適正な運用のため必要と認めた場合
 - (3) DGFT、決済事業者等のシステムによって利用者のサーバー運用に支障が生じる、または支障が生じるおそれがある場合
 - (4) DGFT、決済事業者等のサービスに使用する通信回線が輻輳または使用不能な場合
 - (5) 不可抗力（第 38 条に定める不可抗力を意味する。）により本件決済サービスの運営ができなくなった場合
 - (6) 利用者が本規約に違反し、またはそのおそれがあると DGFT が判断した場合
 - (7) 本件決済サービスの提供に関して DGFT と代理店との間で締結する契約が終了した場合
 - (8) その他、DGFT または決済事業者が停止または中断を必要と判断した場合
2. DGFT が前項に基づき本件決済サービスの停止を行う場合には、あらかじめ、その理由、実施期日および期間を利用者に通知する。ただし、緊急の場合、または不可抗力（第 38 条に定める不可抗力を意味する。）による場合は除く。
3. DGFT は、本件決済サービスにおける利用者もしくは顧客と DGFT 間の伝送に用いる第三者の回線または利用者の機器等に起因する本件決済サービスの運営障害（通信不良、遅延、誤送等を含むが、これらに限られない。）について一切の責任を負わない。

第30条（秘密保持）

1. 利用者および DGFT は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本規約に基づき知り得た相手方固有の業務上、技術上、営業上、その他一切の秘密情報（以下、秘密情報という。）を第三者に開示、漏洩しない。

2. 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを、開示を受けた当事者が証明することのできる情報は、秘密情報には含まれない。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
3. DGFT は、次の各号の一に該当する場合には秘密情報を第三者に開示できる。
 - (1) 本件決済サービスにおける通常の取引の処理またはサービスの維持に用いる場合
 - (2) 顧客の同一性確認（本人確認）のために用いる場合
 - (3) 紛争の解決のために用いる場合
 - (4) 法令または政府当局もしくは裁判所の命令または指導等に従うために開示する場合
 - (5) 利用者を特定しない形で統計的データを開示する場合
 - (6) 前各号に定めるほか、利用契約の定めに従い第三者に開示する場合
4. 第1項の第三者とは、利用者および DGFT の役員・従業員、利用者または DGFT が指定し相手方が同意した者、ならびに DGFT においては第14条第1項に基づく委託先以外の者を意味する。

第31条（個人情報の取扱等）

1. DGFT は本件決済サービスの遂行のため取扱を委託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号を法律番号とする法律を意味し、その後の改正を含む。）
、JIS Q 15001：2017 個人情報保護に関するマネジメントシステム—要求事項により定義されるもの、および利用者と DGFT の間で個人情報として取り扱うものとして同意した情報を意味する。）を、秘密として保持し、利用契約の定めに従い取り扱うほか、利用者の事前の同意を得ることなく、第三者（第14条第1項に基づく委託先を除く。）に提供・開示・漏洩せず、本件決済サービス提供以外の目的に利用しない。
2. DGFT は個人情報を取り扱うにあたって、個人情報の取扱責任者を定め、その指導のもとに個人情報を適切に保護する。また、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。
3. DGFT は、前項の定めにかかわらず、秘密情報に関わる事件・事故が発生した場合、または、そのおそれがある場合、速やかに利用者に報告しなければならない。
4. DGFT は、本件決済サービスが終了した場合または利用者から要求があった場合、個人情報の消去等に関する要求があったときにおいても、DGFT の正当な業務遂行目的（DGFT と決済事業者との契約の義務を履行すること等を含むが、これに限られない。）のために、当該個人情報を保有できる。ただし、法令の定めに従い、個人情報の消去等が求められる場合はこの限りではない。かかる場合には、DGFT は法令の定めに従い対応を行う。

第32条（加盟店情報の取得・保有・利用）

1. DGFT および／または決済事業者は、次の a から f に定める業務のために、次の (1) から (14) に定める利用者およびその代表者（以下、本条ないし第35条において、利用者等という。）の情報（以下加盟店情報という。）のうち個人情報を、DGFT および／または決済事業者が適当と認める保護措置を講じた上で取得・保有・利用する。これらの利用の中には、加盟店情報を、DGFT から決済事業者または決済事業者が指定する者に提供する（他の決済事業者または他の決済事業者が指定する者を介して提供する場合も含む。以下、本条において同じ。）ことが含まれる。利用者等は、これらに同意する。

【業務】

- a) DGFT および／または決済事業者と利用者等との利用契約および加盟店契約（以下、本条ないし第35条において、利用契約等という。）の申込審査（決済品目の追加申込審査を含む。以下、本章において同じ。）
- b) 利用契約等の締結後の管理等取引上の判断
- c) 利用契約等の締結後の利用者調査の義務の履行
- d) 不正利用の防止

- e) 取引継続に係る審査
- f) 本件決済サービス等の利用促進

【加盟店情報】

- (1) 利用者等が利用契約等申込時および変更届け出時に届け出た事項（利用者ならびにカード取扱店舗等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス、口座情報、法人番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号、申込情報、店舗申請データ等を含むが、これらに限られない。）
 - (2) 利用者等と DGFT および／または決済事業者の取引に関する事項（利用契約等締結日、登録申請または加盟申込日、登録または加盟日（決済品目を追加した日を含む。）、端末機の識別番号、取扱商品等、販売形態、業種等を含むが、これらに限られない。）
 - (3) 利用者等のカードの取扱い状況（決済データおよびオーソリゼーション申請に係る情報を含む。）
 - (4) DGFT および／または決済事業者が収集した利用者等のカード利用履歴（利用者等がカード等の保有者または本件決済サービスの利用者としてカード等または本件決済サービスを利用して商品等の購入等を行った履歴をいう）
 - (5) 利用者等の営業許可証等の確認書類の記載事項
 - (6) DGFT および／または決済事業者が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等、公的機関が発行する書類または公表する情報に記載または記録された事項
 - (7) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
 - (8) DGFT および／または決済事業者が登録もしくは加盟または決済品目の追加を認めなかった場合、その事実および理由
 - (9) 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号を法律番号とする法律を意味し、以下同様とする。）第 35 条の 3 の 5 および割賦販売法第 35 条の 3 の 20 における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項
 - (10) 割賦販売法に基づき同施行規則第 60 条第 2 号イまたは同 3 号の規定による調査を行った事実および事項
 - (11) 個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項
 - (12) 顧客から DGFT および／または決済事業者に申し出のあった苦情の内容および当該内容について、DGFT および／または決済事業者が、顧客およびその他の関係者から調査収集した情報
 - (13) 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）および当該内容について調査収集した情報
 - (14) DGFT、決済事業者が興信所等から提供を受けた内容（倒産情報等）
2. 利用者等は、前項第 1 号ないし第 7 号記載の加盟店情報のうち個人情報情報を DGFT および／または決済事業者が以下の目的の為に利用することに同意する。但し、利用者等が第 2 号に定める営業案内について中止を申し出た場合、DGFT および／または決済事業者は業務運用上支障がない範囲で、これを中止する。
- (1) DGFT および／または決済事業者が利用契約等または利用契約等に付随する特約に基づいて行う業務
 - (2) 宣伝物、ダイレクトメールの送付等、DGFT、決済事業者、他の利用者等または DGFT の提携先の営業案内
 - (3) DGFT および／または決済事業者の事業（DGFT および／または決済事業者の定款記載の事業をいう。）における新商品、新機能、新サービス等の開発のための分析
3. 利用者等は、DGFT および／または決済事業者が利用契約等に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本条第 1 項第 1 号ないし第 14 号記載の加盟店情報のうち個人情報について、当該委託先に預託することに同意する。
4. DGFT は、本件決済サービスが終了した場合、または利用者等から加盟店情報のうち個人情報の消去等に関する請求があった場合においても、DGFT の正当な業務遂行目的（DGFT と決済事業者との契約の義務を履行すること等を含むが、これに限られない。）のために、当該個人情報を保有することができる。但し、法令の定めに従い、個人情報の消去等が求められる場合はこの限りではなく、かかる場合には、DGFT は法令の定めに従い対応を行う。
5. 利用者は、利用者の代表者に対し、本条ないし第 35 条の内容について説明する。また、利用者

は、利用者の代表者がこれらの内容に同意していることについて保証する。

第33条（加盟店信用情報機関の利用および登録）

1. 利用者等は、加盟店情報につき、**DGFT** および／または決済事業者が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意する。なお、加盟店信用情報機関とは、別紙 1 に記載するものをいう。
 - (1) 利用契約等の締結審査、登録申請または加盟申込審査、利用契約等締結後の管理等の取引上の判断、利用者調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、**DGFT** および／または決済事業者が加盟する加盟店信用情報機関（以下加盟信用情報機関という。）に照会し、利用者等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。
 - (2) 加盟信用情報機関所定の利用者等に関する情報（以下登録加盟店情報という。）が、加盟信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が登録申請または加盟申込審査、登録または加盟後の管理等取引上の判断、利用者調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。
 - (3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための登録申請または加盟申込審査、登録または加盟後の管理、ならびに加盟店情報の正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
2. **DGFT** および／または決済事業者が加盟する加盟信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、別紙 1 に記載のとおりです。なお、**DGFT** および／または決済事業者が新たに加盟信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、または別紙 1 に記載する。

第34条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）

DGFT および／または決済事業者は、利用者等が第 32 条ないし前条に定める加盟店情報について承諾できない場合には、決済品目の追加を断ることや、解約または決済品目の一部の取扱いの終了の手続きをとることができる。なお、第 32 条第 2 項第 2 号に定める個人情報を利用した営業案内に対する中止の申し出があっても、決済品目の追加を断ることや解約または決済品目の取扱いの一部の終了の手続きをとらない。

第35条（契約終了後の加盟店情報の利用）

1. **DGFT** および／または決済事業者が登録または加盟を承諾しない場合であっても、登録申請または加盟申込をした事実は、承諾をしない理由の如何を問わず、第 32 条に定める目的（ただし、第 32 条第 2 項第 2 号に定める個人情報を利用した営業案内を除く。）および第 33 条の定めに基づき利用される。
2. **DGFT** および／または決済事業者は、利用契約等の終了後または決済品目の一部の取扱いの終了後も業務上必要な範囲で、法令等または **DGFT** および／もしくは決済事業者が定める所定の期間、加盟店情報ならびに利用契約等の終了に関する情報を保有し利用する。

第36条（地位の譲渡等の禁止）

1. 利用者は、**DGFT** の承諾なく、利用契約上の地位を第三者に譲渡できない。
2. 利用者は、本件決済サービスに関して有する自己の **DGFT** に対する債権について、譲渡、質入れ、担保提供その他の処分を行ってはならない。
3. 合併または会社分割等により、利用者から利用契約上の地位を包括承継した者は、承継した日から 30 日以内に **DGFT** または決済事業者所定の書類を提出するものとする。上記期間内の書類提出がなかった場合、**DGFT** は何らの催告なくして利用契約を解約できる。

第37条（賠償責任）

1. 利用者および **DGFT** は、本規約に違反することにより、または、本件決済サービスの利用または提供に関して、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する。ただし、かかる損害賠償責任の範囲は、相手方が被った直接かつ現実の通常損害に限られ、機会損失等の特別損害および間接損害は含まれない。また、**DGFT** は、**DGFT** の責に帰すことのできない事由に基づく本件決済サービスの変更、中断もしくは停止またはデータ処理のエラー等に起因する利用者の損害に対して賠償の責任を負わない。

2. 本規約に基づく DGFT の利用者に対する損害賠償金の額は、DGFT の故意または重過失による場合を除き、当該損害賠償を行う時点で過去 3 ヶ月間に利用者が DGFT に支払った決済手数料（ただし、決済事業者所定の手数料を含まない。）の総額を上限とする。この制限は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為、その他損害賠償請求の法律上の原因の如何に関わらず適用される。
3. 利用者は、本規約に違反することにより、または、本件決済サービスの利用および提供に関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、自己の責任で解決する。
4. 万一、DGFT と決済事業者間の決済事業契約が終了したことにより、DGFT による一部または全部の本件決済サービスの提供が不可能となった場合であっても、その理由の如何を問わず、本規約の違反とみなされない。また、DGFT は、それによる責任を負わない。
5. 利用者および DGFT は、本規約の履行が不可抗力（第 38 条に定める不可抗力を意味する。）の事由によって履行不能もしくは遅滞となった場合、相手方に対し損害賠償の義務を負わない。

第38条（不可抗力による免責）

DGFT および利用者は、不可抗力によって、本契約の履行が不能または遅滞となった場合、相手方に対して損害賠償の義務を負わない。当該不可抗力には、地震、洪水、火災、重大な疾病の流行、戦争、内乱、テロ、ストライキ、インターネット等の通信回線の不良・不具合・故障、法令の改廃、政府の方針、所轄官庁の命令、行政指導等を含むが、これらに限られない。

第39条（契約期間）

利用契約は契約成立の日から有効とし、サービス開始日の 1 年後の前日をもって期間が満了する。ただし、期間満了の 2 ヶ月前までに利用者または DGFT のいずれからも解約の意思表示がない場合は更に 1 年間同一条件にて延長するものとし、以降も同様とする。

第40条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、DGFT に対し、自己および自己の役員等が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (6) 社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人
 - (8) その他前各号に準ずる者
2. 利用者は、DGFT に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. DGFT は、利用者が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに利用者との取引（本規約に基づく取引に限られない。本条において以下同じ。）の全部または一部を停止し、または利用者との契約の全部または一部を解除することができる。なお、DGFT は、かかる合理的な疑いの内容および根拠に関し、利用者に対して何ら説明または開示する義務を負わない。また、DGFT は、解除に起因したまたは関連して利用者に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負わない。
4. 利用者が第 1 項または第 2 項の確約に反したことにより DGFT が損害を被った場合、利用者は、

その損害を賠償する義務を負う。

第41条（中途解約）

1. 利用者は、利用契約有効期間中であっても、利用契約を解約できる。DGFT は、利用契約有効期間中であっても、2 ヶ月以上前の利用者への通知により、当該決済品目の全部もしくは一部の提供の中止、または利用契約の全部もしくは一部を解約できる。なお、利用契約期間中に DGFT の合理的な支配の及ばない事由により決済品目の一部または全ての提供を継続することが困難とする事情が生じた場合、または緊急かつやむを得ない事情による場合には、DGFT は、利用者へ通知し、当該決済品目の一部もしくはすべての提供の中止、または利用契約の一部もしくは全部を解約できる。

第42条（契約の解除）

1. DGFT または決済事業者が、顧客からの苦情等に基づき利用者による利用契約の継続が不相当と判断し、DGFT が相当期間を定め催告を行ったにもかかわらず当該事由が解消しない場合には、DGFT は、直ちに利用契約の全部または一部を解除できる。
2. DGFT は、利用者に以下の事項の一が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちに利用契約の全部または一部を解除できる。
 - (1) 利用者の故意または重過失により、店舗申請データ瑕疵等が発生した場合
 - (2) 本件決済サービスの利用を申込みするに際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - (3) 第 22 条第 1 項に該当する行為を行っていた場合
 - (4) 前号のほか、本規約に違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、利用者がこれを是正しないとき
 - (5) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (6) 利用者の財務状態・信用状態に問題が発生し、またはそのおそれがあると DGFT が判断した場合
 - (7) 差押・仮差押・仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (8) 利用者が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (9) 第 36 条に違反した場合
 - (10) 本件決済サービスを悪用していることが判明した場合
 - (11) DGFT の同意なく決済手数料の支払いを怠った場合
 - (12) 利用者の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - (13) DGFT または決済事業者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (14) 第 4 条（登録申請）第 3 項において表明保証した内容が真実に反することまたはそのおそれがあることが判明した場合
 - (15) その他 DGFT または決済事業者が合理的理由に基づき、利用契約の継続を不相当と認めた場合
3. 利用者は、DGFT が以下の事由のいずれかに該当する場合には、直ちに利用契約を解除できる。
 - (1) 本規約に違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、相当期間内に、DGFT がこれを是正しないとき
 - (2) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (3) 差押・仮差押・仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (4) 営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (5) 営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
4. 利用者および DGFT は、相手方が第 1 項ないし第 3 項各号の事由により利用契約が解除された場合、解除事由によって自己に生じた損害の賠償を第 37 条に従って相手方に請求できる。
5. 利用者が第 2 項各号のいずれかに該当した場合、利用者は期限の利益を失う。この場合、DGFT が

請求した場合は、直ちに、利用者が DGFT に対して負担するすべての債務を一括で弁済する。

第43条（契約の終了に伴う措置）

1. 利用契約が終了した場合、利用者は、直ちに本規約を前提とした取扱商品の告知、取引誘因行為を中止する。
2. 利用契約の終了以前に、利用者が顧客から取扱商品の購入の申込を受け付け、かつ本件決済サービスにおいては決済事業者に売上請求がなされた取引については、利用契約の終了後においても本規約に従って利用者、DGFT 共にこれを履行する。

第44条（準拠法）

1. 本規約は、日本法が適用され、日本法に準拠し解釈される。
2. 利用者および DGFT は、本規約は、主要な契約条件である決済手数料について当事者の協議に基づき可変する可能性があることから、民法（明治 29 年法律第 89 号を法律番号とする法律を意味する。）第 548 条の 2 に定める定型約款に該当しないことを確認する。

第45条（合意管轄裁判所）

利用契約に関し、利用者と DGFT との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第2章 d払い（バーコード決済）

利用者が第2条第12号①に定めるd払い（バーコード決済）の利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用する。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用される。

第46条（用語の定義）

本章における次の用語は、以下の意味を有する。

- (1) d払い（バーコード決済）とは、顧客がドコモの提供する専用アプリをインストールした端末でバーコードを利用し、利用者と顧客との間の取引の代金の支払いを、第2号の支払方法に規定する支払い方法から選択して行う決済サービスを意味する。本章においては、以下単にd払いと表記する。
- (2) 支払方法とは、d払いの利用に際し、顧客が選択することができる、請求代金または請求代金に相当する額を支払う以下の方法（ドコモが別に定める「d払いご利用規約」に定義するものと同義とする。）をいう。その詳細は、サービスガイドラインで定める。
 - ① 電話料金との合算払いからの支払い
 - ② dカードからの支払い
 - ③ dカード以外のクレジットカードからの支払い
 - ④ dポイント利用
 - ⑤ d払い残高からの支払い／d払い残高利用
- (3) 加盟店契約とは、利用者がd払いの提供を受けるために、利用者とドコモとの間で締結される、本章に定める内容の契約を意味する。
- (4) 顧客とは、利用者から購入した商品等の代金または対価の支払のためにd払いを利用する者を意味する。
- (5) 商品等とは、利用者がd払いを利用して販売または提供する商品および役務を意味する。
- (6) 請求代金とは、利用者が顧客との間で締結した商品等の売買契約または提供契約等（以下本章において、総称して売買契約等という。）に基づき顧客に対して請求権を有する代金または対価（送料、消費税相当額等、購入に必要な一切の金額を含むが、これらに限られない。）を意味する。
- (7) 売上情報とは、利用者がドコモに対して送信する売上日、請求代金等に関する情報を意味する。
- (8) サービスセンタとは、ドコモが利用者に対してd払いを提供するために設置する電子計算機および電気通信設備等を意味する。
- (9) サービスガイドラインとは、d払いの提供条件等についての詳細を説明するため、本章の規定の一部を構成するものとしてドコモが別に定めるもの（日本語で作成された規約をいう。）を意味する。この最新版は、DGFT所定のウェブページ（https://www.veritrans.co.jp/tos/dbarai_kiyaku.pdf）に掲載する。
- (10) ドコモ口座とは、ドコモが別に定める「ドコモ口座利用規約」に定めるドコモ口座を意味する。
- (11) クレジットカードとは、クレジットカード等のうち、ドコモが指定するものを意味する。クレジットカード等には、支払手段として用いられる物（クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード等の証票を含むが、これらに限られない。）又は符号（番号、記号を含むが、これらに限られない。）が含まれる。
- (12) クレジットカード支払いとは、ドコモが別に定める手続に従って顧客が登録したクレジットカードを、ドコモへの請求代金の支払いに利用することができる機能を意味する。
- (13) クレジットカード支払い加盟店契約とは、クレジットカード支払いにおけるクレジットカードによる決済に関する、クレジットカード会社とドコモとの間の契約を意味する。
- (14) 提携クレジットカード会社とは、自己が加盟または提携する組織からの許諾を得て、クレジットカード利用加盟店に関する募集、審査、認定を行ってクレジットカードの決済処理を行うクレジットカード会社のうち、ドコモとの間でクレジットカード支払い加盟店契約を締結したクレジットカード会社を意味する。提携クレジットカード会社が加盟店または提携する組織には、VISAインターナショナルサービスアソシエーションおよびマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドを含むが、これらに限られず、以下本号および次号において同様とする。クレジットカード利用加盟店とは、取引の相手方に対してクレジットカードを利用した支払手段を提供する個人又は法人を指す。

(15)提携会社とは、ドコモ、提携クレジットカード会社及び提携クレジットカード会社が加盟または提携する組織が、クレジットカード支払いの機能を提供するに際し、提携クレジットカード会社または提携クレジットカード会社が加盟または提携する組織とドコモとの間で、当該クレジットカード支払いに関する決済関連データ等の必要な情報の送受信等を行う決済処理サービスを提供する法人の総称を意味する。

(16)dポイントとは、ドコモが別に定めるdポイントクラブ会員規約（以下dポイントクラブ会員規約という。）に定めるdポイントを意味する。

(17)dポイント付与（請求代金額連動）とは、ドコモが別途通知する「d払い加盟店料率通知書」に定める料率の手数料率に基づき算出される手数料を利用者が支払うことを条件として、ドコモが、請求代金の金額に連動してdポイントクラブ会員である顧客に対して、当該通知書に定めるポイント付与条件により、サービスガイドラインに従ってdポイントを付与する機能であって、ドコモが利用者に対して提供するものを意味する。

(18)dポイント付与（キャンペーン）とは、ドコモと利用者との間で別途締結する、dポイント付与（キャンペーン）に関する覚書（以下、dポイント付与（キャンペーン）覚書という。）において指定する費用（以下、dポイント付与費用（キャンペーン）という。）を利用者が支払うことを条件として、ドコモが、利用者の指定に基づいて、dポイント付与（請求代金額連動）とは別に、請求代金の金額に連動してdポイントクラブ会員である顧客に対して、サービスガイドラインに従ってdポイントを付与する機能であって、ドコモが利用者に対して提供するものを意味する。

第47条（包括代理権の授与）

1. 利用者は、d払いの利用を申し込む場合には、代理店およびDGFTに対して、以下のすべての事項について代理店およびDGFTが利用者を包括的に代理する権限を授与することに同意する。
 - (1) ドコモに対するd払い利用の申込み
 - (2) 加盟店契約およびこれに付随する一切の覚書等の締結
 - (3) ドコモに対する一切の各種届出、報告および申請
 - (4) ドコモに対する売上債権の譲渡および売上債権の買戻しに関する事項
 - (5) ドコモに対する売上債権の立替払いの請求およびその解除に関する事項
 - (6) ドコモからの売上債権の譲渡代金および立替払金の受領に関する一切の事項
 - (7) ドコモに対する一切の通知、審査依頼およびドコモからの通知の受領
 - (8) その他、加盟店契約に基づく利用者の義務の履行または権利の行使に関する一切の事項
2. 利用者は、加盟店契約の有効期間中、利用者が代理店およびDGFTに授与した包括代理権の全部または一部を撤回することはできない。
3. 利用者がDGFTに対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、合理的な理由がある場合（DGFTが代理人として適切な行為を行わない場合等を含むが、これに限られない。）を除き、すべてDGFTが行い、利用者は本人として係る行為を行わない。なお、ドコモは、利用者に対しても、加盟店契約の当事者としてのドコモの行為を行うことができる。

第48条（加盟店契約）

1. 利用者は、d払いの利用を希望する場合は、本章（サービスガイドラインを含む。）の内容に承諾した上で、DGFT所定の方法により、代理店およびDGFTを通じてドコモに対して加盟店契約の申込みを行う。
2. 加盟店契約は、利用者による前項の申込みをドコモが承諾した時点をもって、ドコモと利用者との間に成立する。
3. ドコモは、前項に基づきd払いの利用の申込みをした利用者が、次の各号に定める事項に該当する場合は、その申込みを承諾しないことがある。
 - (1) ドコモに対する債務の履行を現に怠り、または怠るおそれがあるとき
 - (2) ドコモが技術上または業務の遂行上支障があると判断したとき
 - (3) その他ドコモまたは提携クレジットカード会社が不相当と判断したとき

第49条（提供条件）

1. d払いを提供することが可能な地域およびd払いの提供条件等は、サービスガイドラインに定める。なお、利用者は、d払いの利用にあたり、サービスガイドラインを遵守する。また、サービ

スガイドラインは日本語文を正文とし、当該ガイドラインについて参考のために作成された他言語による訳文はいかなる効力も有しない。

2. 利用者は、加盟店契約に関する業務の遂行にあたっては、関連法令や監督官庁の指導等を遵守する。利用者は、公序良俗に違反する行為、監督官庁から改善指導・行政処分等を受ける行為、または受けるおそれのある行為をしてはならない。また、ドコモが関連法令等を遵守するために必要な場合には、ドコモの要請により、利用者は必要な協力を行う。
3. ドコモが加盟店契約に定める規定に違反しているまたはd払いの適切な運営のために必要であると判断し、d払いの取扱い中止や業務方法の改善等を指示した場合、利用者は、直ちにその指示に従い速やかに適切な措置を取る。
4. ドコモは、加盟店契約に定める規定の遵守を確認するためにまたはd払いの適切な運営のために、合理的に必要な範囲で、ドコモが必要と認める事項についての調査への協力、報告またはデータ・文書等の提出を利用者に求めることがある。この場合には、利用者は、速やかにこれに応じる。
5. 利用者は、自己の責任と費用において、d払いを利用するために必要な機器、ソフトウェア、試験その他の必要な準備を行う。

第50条（クレジットカード支払い）

1. ドコモは、クレジットカード支払いにおけるクレジットカードによる決済に関する提携クレジットカード会社との間のクレジットカード支払い加盟店契約について、その契約当事者となる。利用者はこれを確認する。
2. 利用者は、ドコモは、クレジットカード支払いの機能を提供するにあたり、利用者が代理店およびDGFTを通じてドコモに提供した情報を、提携クレジットカード会社に提供する場合がある。利用者は、当該提供についてあらかじめ同意する。

第51条（加盟店契約の解約）

1. 利用者は、ドコモとの加盟店契約の解約を希望する日の90日前までに、ドコモ所定の解約申込書を代理店およびDGFTを通じてドコモに提出することにより、加盟店契約を解約できる。
2. ドコモは、加盟店契約の解約を希望する日の90日前までに、ドコモ所定の解約通知書をDGFTに対して送付することにより、加盟店契約を解約できる。
3. 前二項に基づき加盟店契約が解約された場合、利用者は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務を、ドコモが指定する期日までに履行する。

第52条（ドコモが行う加盟店契約の解除）

1. ドコモは、利用者が加盟店契約に違反した場合、または第55条（d払いの停止）第1項各号の規定によりd払いの提供が停止された場合において、10日程度の相当期間を定めてDGFTに対し当該違反または当該停止の原因となった事由を是正するよう催告する。当該催告後、当該期間内に違反が是正されない場合、当該期間の経過をもって当然に加盟店契約の全部または一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができる。
2. ドコモは、利用者が次の各号の一に該当する場合、何らの通知または催告を要せず、ただちに加盟店契約の全部または一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 加盟店契約に違反があり、当該違反の性質または状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき
 - (2) 加盟店契約に違反があり、当該違反の性質または状況に照らし、その後利用者において違反を是正してもなおd払いを提供することが困難であるとき
 - (3) 商品等について、苦情が多発したとき
 - (4) 商品等について国、地方自治体、教育委員会、学校等公共機関またはそれに準ずる機関からドコモに解約、変更その他の要請があったとき
 - (5) ドコモへの届出内容が事実と反しており、当該届出が意図的に行われたことが判明したとき
 - (6) 社会通念上不相当と認められる態様においてd払いを利用しているとドコモが判断したとき
 - (7) 加盟店契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき
 - (8) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または仮差押、保全差押もしくは差押を受けたとき

- (9) 利用者の営業または業態が公序良俗に反するとドコモが判断したとき
 - (10) ドコモに重大な危害または損害を及ぼしたとき
 - (11) その他 d 払いの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき
3. 第 1 項または前項の規定に従い加盟店契約が解除された場合、利用者は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する期日までに履行する。

第53条 (d 払い (バーコード決済) 包括加盟店契約の終了に伴う加盟店契約の終了)

d 払い (バーコード決済) 包括加盟店契約が終了した場合 (解約、解除による場合を含む。) は、加盟店契約も同時に終了する。また、この場合、利用者は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する日までに履行する。

第54条 (提供中止)

1. ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合には d 払いの全部または一部の提供を中止することがある。
 - (1) サービスセンタの保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2) サービスセンタの障害その他やむを得ない事由が生じたとき
 - (3) 電気通信サービスの停止により、d 払いの提供を行うことが困難になったとき
 - (4) 提携カード会社の指示があった場合
 - (5) その他ドコモが d 払いの全部または一部を中止することが望ましいと判断したとき
2. ドコモは、前項に基づき d 払いの提供を中止されたことにより利用者または第三者に生じた損害について、一切責任を負わない。
3. ドコモは、第 1 項の規定により d 払いの全部または一部の提供を中止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法で、DGFT および代理店を通じて利用者へ通知または周知する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

第55条 (d 払いの停止)

1. ドコモは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、d 払いの全部または一部の提供を停止することがある。
 - (1) 加盟店契約の規定に違反したとき
 - (2) 第 52 条 (ドコモが行う加盟店契約の解除) 第 2 項各号のいずれかに該当したとき
 - (3) 利用者において、6 ヶ月以上継続して d 払いの利用の事実がないとき
 - (4) 商品等についてドコモが不適当と判断したとき
 - (5) その他ドコモの業務の遂行上支障があるとドコモが認めたとき
2. ドコモは、前項の規定にかかわらず、利用者に対し、前項の措置に替えてまたは前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができる。ただし、この措置は、ドコモが前項の措置を取ることまたは第 52 条 (ドコモが行う加盟店契約の解除) に基づきドコモが加盟店契約を解除することを妨げるものではない。
3. ドコモは、第 1 項に基づき d 払いの提供を停止されたことにより利用者、顧客または第三者に生じた損害について、一切責任を負わない。
4. ドコモは、第 1 項の規定により d 払いの全部または一部の提供を停止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法で、DGFT および代理店を通じて利用者へ通知または周知する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

第56条 (サービスの廃止)

1. ドコモは、都合により、d 払いの全部または一部を廃止することができる。なお、d 払いの全部が廃止された場合は、加盟店契約は終了する。
2. ドコモは、前項に基づき d 払いを廃止されたことにより利用者または第三者に生じた損害について、一切責任を負わない。
3. ドコモは、第 1 項の規定により、d 払いの全部または一部を廃止するときは、DGFT および代理店を通じて利用者に対し、廃止する 60 日前までに書面によりその旨を通知する。

第57条 (商品等の保証)

1. 利用者は、商品等についてサービスガイドラインの全てを遵守していることをドコモに対して保証する。
2. ドコモは、商品等について一切の責任を負わない。
3. 利用者は、売買契約等の債務不履行、商品等の瑕疵、第三者の権利侵害その他の理由により、ドコモと顧客その他の第三者との間で紛争が生じたときは、自らの費用および責任においてこれを解決する。
4. 前項の規定にかかわらず、ドコモは自ら顧客その他の第三者との前項の紛争を解決することができる。この場合、第5項の規定により、利用者によるその一切の損害および費用（弁護士報酬を含む。）を請求することができる。
5. ドコモが顧客その他の第三者との第3項の紛争により損害を被った場合、利用者は、その一切の損害および費用（弁護士報酬を含む。）を賠償する。

第58条（事前承認の義務）

1. DGFT は、顧客から利用者に対してd払いの利用の申込みがあった場合、ドコモに対して、利用者によって事前の承認を求めるものとし、その承認を得る。
2. 前項のドコモの承認は、当該d払いの顧客が売買契約等を締結する能力および権限を有すること等を保証するものではない。

第59条（顧客との売買契約等の締結）

1. 売買契約等の締結は、利用者と顧客との間で行うものとして、ドコモおよびDGFTは一切関与しない。
2. 利用者は、利用者の責任において、顧客が売買契約等を締結する能力および権限を有することを確認した上で、顧客と売買契約等を締結する。
3. 利用者は、顧客と締結する商品等に関する売買契約等を以下の条件を満たす内容にする。
 - (1) 売買契約等の請求代金の金額がドコモの別に定める基準を満たしていること
 - (2) 関連法令（特定商取引に関する法律、消費者契約法を含むが、これらに限られない。）に違反しないこと
 - (3) 公序良俗に反しないこと
4. 利用者は、顧客が次に掲げる条件の1つでも該当しない場合、d払いを利用して商品等に関する売買契約等を締結することができないことを承諾する。
 - (1) 電話料金の支払いに指定しているクレジットカード会社が、d払いの利用を認めていること
 - (2) サービスガイドラインに定める利用限度額を超過していないこと
 - (3) ドコモに対する金銭債務について、2ヶ月連続で期日内に収納していることをドコモが確認できていること

第60条（広告方法、内容等）

1. 利用者は、商品等の販売または提供にかかる請求代金の決済にd払いが利用できる旨の広告（オンラインによる広告も含む。）を行う場合、次の各号の規定を遵守しなければならない。
 - (1) 関係法令（特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号を法律番号とする法律を意味し、以下同様とする。）、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号を法律番号とする法律を意味し、以下同様とする。）等を含むが、これらに限られない。）に違反しないこと。
 - (2) 虚偽、誇大な表現などにより顧客に誤認を与えるおそれのある表示をしてはならないこと。
 - (3) 利用者が販売または提供する商品等について、顧客にあたかもドコモが何らかの関連を有するとの誤認（ドコモが販売、提供または保証しているかのような誤認等を含むが、これに限られない。）を与える表示をしないこと。
 - (4) 公序良俗に反する表現および社会風俗に著しい悪影響を与えるおそれのある表現を使用してはならないこと。
 - (5) 公序良俗に反するサイト・媒体、反社会的な行為を肯定・礼賛する表現を用いたサイト・媒体、および異性紹介事業など出会いを目的としたサイト・媒体において、広告宣伝を行ってはならないこと。

- (6) 公序良俗に反するサイトの利用権利（当該サイトの仮想通貨・ポイント等を含むが、これらに限られない。）を得ることを目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (7) 電子マネー、現金などの取得を目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (8) 違法サイトにおいて広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (9) 顧客に商品等の利用の意思がないまま d 払いでの決済をさせることにつながる表示（利用者のサイトにおける d 払いでの決済行為を他のサイトを利用するための条件とすること等を含むが、これに限られない。）をしてはならないこと。
2. 利用者は、商品等の販売または提供にあたり、商慣習上合理的な範囲を超えて、電子マネー、現金、物品その他の経済的利益を提供し、または第三者をして提供させてはならない。また、利用者は、その手段の如何を問わず、顧客に対し、現金等を得る目的で d 払いを利用することを勧奨し、または第三者をして勧奨させてはならない。

第61条（サービス名称等の利用）

利用者は、d 払いに係るサービス名称、ロゴ等を使用する場合、ドコモが別に定める「d 払い サービス表記ガイドライン」に従う。

第62条（苦情対応）

1. 利用者は、d 払いの利用および商品等に関する苦情、問い合わせその他の紛議等に対しては、自らの費用と責任で対応し、解決する。
2. ドコモが顧客等から利用者の d 払いの利用および商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けた場合、利用者は、自らの費用と責任をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決する。
3. 利用者は、前二項における苦情、問い合わせその他の紛議等の解決に際しては、顧客の利益が最大（不利益が最小）となるように解決をはかる。
4. 利用者は、利用者の d 払いの利用および商品等に関して苦情対応その他のための連絡窓口を開設しなければならない。
5. 利用者は、ドコモが顧客等から利用者の d 払いの利用および商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けたとき、ドコモが当該問い合わせ等を行った者に対して利用者の連絡先等を知らせることに同意する。
6. 利用者は、DGFT またはドコモから直接または代理店を通じて加盟店契約の遵守状況、ショップの運営状況、実態等について報告を求められた場合、直ちに報告を行う。

第63条（取引データの保持）

利用者は、d 払いを利用して販売または提供した商品等に関する売上金額等に関する資料（電子的データ、書類）を、自らの費用と責任において保管する。利用者は、ドコモが当該資料の提出を要望した場合、すみやかにそれらを提出する。

第64条（売上情報の送信）

1. DGFT は、利用者に代わり、売上情報をドコモに送信する。
2. 前項に基づき DGFT が送信した売上情報は、サービスセンタ内のコンピュータにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとみなす。
3. DGFT は、ドコモに送信した売上情報に誤りを発見した場合、ドコモに対して直ちに修正または取消の通知をする。当該通知は、サービスセンタ内のコンピュータにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとみなす。
4. 利用者は、ドコモが売上情報の全部または一部を集計または分析し、新サービスの展開、検討等に活用することをあらかじめ承諾する。

第65条（請求代金の立替払等）

1. ドコモは、請求代金を利用者の代理人である DGFT に対して立替払により支払う（ドコモが利用者に対して支払う請求代金に係る立替金を、以下本章において立替金」という。）。支払方法がクレジットカード支払いの場合、利用者は、請求代金債権をドコモに譲渡するものとし、ドコモ

はこれを券面額で譲り受け、請求代金債権の譲渡代金を利用者の代理人である DGFT に対して支払う（立替金と請求代金債権の譲渡代金を合わせて、以下、本章において立替金等という。）。

2. DGFT は、利用者に代わってドコモに対して売上情報を送付する。なお、ドコモは、所定の処理が完了しなかった請求代金については、立替払または債権譲受け（以下、本章において、合わせて立替払等という。）をしない。
3. 第 1 項に基づく立替払等は、売上情報がドコモに到達し、ドコモの所定の処理が完了した日（以下、本章において処理完了日という。）に実行され、処理完了日に効力が発生する。ただし、ドコモが別に認めた場合は、この限りでない。
4. 利用者は、請求代金に係る債権、ドコモに対する立替払請求権、およびドコモに対する債権譲渡代金請求権を、第三者に譲渡し、または立替えて支払わせることはできない。
5. 利用者は、加盟店契約に別段の定めがある場合その他ドコモが別途認める場合を除き、請求代金を顧客に対して請求または受領してはならない。また、利用者は、ドコモが請求代金の立替払等を行い当該請求代金相当額を顧客に対して請求するために必要な一切の手続きについて、ドコモの指示に従って協力する。また、それらの履行に必要な一切の権限をドコモに対して授与する。

第66条（返品等）

1. 利用者は、顧客との合意や売買契約等の取消し等により商品等の返品があった場合には、当該商品等に係る取引の取消しを受け付ける。DGFT は、ドコモ所定の方法にて、当該取消しの対象たる請求代金にかかる売上情報（以下、本章において取消情報という。）を d 払いの利用日から 90 日以内に、利用者に代わってドコモに対して送付する。当該請求代金は立替払等の対象外とする。
2. 利用者は、前項により立替払等の対象外とした請求代金にかかる立替金等を受領している場合、当該立替金等を直ちに、DGFT の選択に従い、DGFT またはドコモに対して、直接または代理店を通じて返還する。ただし、この場合において DGFT またはドコモは、翌月以降の利用者に対する立替金等から当該取消しにかかる立替金等を差し引くことができるものとし、利用者はこれを承諾する。

第67条（商品の所有権）

1. d 払いを利用した売買契約等に基づく商品の所有権は、当該立替金等がドコモから利用者に立替払されたときにドコモに移転する。ただし、前条第 1 項に従って取消情報がドコモに送付された場合、請求代金に係る商品の所有権は、利用者が代理店および DGFT を通じて当該立替金等をドコモに返還したときに、利用者に戻る。
2. 商品の所有権が利用者に属する場合でも、ドコモが必要と認めたときは、ドコモは利用者に代わって商品を回収できる。

第68条（請求代金の立替払等の解除等）

1. ドコモは、立替払等の対象として確定した請求代金について、以下の事由が生じた場合にはこれを立替払等の対象外とすることができる。
 - (1) 売上情報が正当なものでないとき
 - (2) 売上情報の記載内容が不実、不備であるとき
 - (3) ドコモの承認を得ず d 払いを利用して商品等の販売または提供を行ったとき
 - (4) 顧客より自己の利用によるものではない旨の申出がドコモに対してなされたとき
 - (5) 顧客より利用者に対する抗弁をドコモに対して主張されたとき
 - (6) 利用者が顧客との間の売買契約等に違反したとき
 - (7) 顧客との紛議が解決されないとき
 - (8) 請求代金に係る債権またはドコモに対する立替払請求権を第三者に譲渡したとき
 - (9) 提携会社が、正当な理由によりドコモからの請求代金債権の譲渡につき拒否もしくは異議を唱えたとき
 - (10) その他加盟店契約に違反して d 払いが利用されたとき
2. ドコモは、立替払等の対象として確定した請求代金について、前項に定める各事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合は、調査が完了するまで立替金等の支払いを留保できる。この場合、ドコモは、遅延損害金等を支払う義務を負わない。調査開始日から 30 日を経過してもその

疑いが解消しない場合には、ドコモは、当該請求代金を立替払等の対象外とすることができる。
この場合、利用者は、ドコモの調査に協力する。

3. 第1項各号および前項のいずれかに該当した場合、ドコモは利用者の代理人である DGFT に対して、当該売上情報に取消表示をして返却する。また、その立替金等が支払い済みの場合には、利用者は、第66条（返品等）第2項の定めに従い、当該立替金等を返還する。

第69条（差押の場合）

利用者がドコモに対して保有する立替金等の請求債権について、差押、滞納処分等があった場合、ドコモは、所定の手続きに従って処理する。当該手続きによる限り、ドコモは、利用者に対して、遅延損害金等を支払う義務を負わない。

第70条（相殺）

ドコモは、利用者に支払義務を負う立替金等と、ドコモが利用者に対して有する支払い期日の到来した債権とを、いつでも相殺することができる。

第71条（端数処理）

ドコモは、立替金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

第72条（dポイント付与）

1. dポイント（請求代金額連動）の付与対象となる請求代金に変更されまたは売買契約等が取消された場合におけるdポイント（請求代金額連動）に係るポイント付与処理等については、サービスガイドラインに従う。
2. 利用者は、ドコモとの間で別途dポイント付与（キャンペーン）覚書を締結することにより、dポイント付与（請求代金額連動）の機能により付与されるdポイント（以下、本章においてdポイント（請求代金額連動）という。）とは別に、dポイント付与（キャンペーン）の機能を利用して、dポイントクラブ会員である顧客に対して、dポイントを付与することができる（本項に基づき付与されるdポイントを以下、本章においてdポイント（キャンペーン）という。）。この場合におけるdポイント（キャンペーン）の付与に係る費用のドコモと利用者との間の負担割合および精算方法、付与ポイント数の確定時期、および請求代金に変更されまたは売買契約等が取消された場合におけるdポイント（キャンペーン）に係るポイント付与処理等については、dポイント付与（キャンペーン）覚書の定めに従う。
3. 利用者は、ドコモがdポイントクラブ会員である顧客に対して付与するdポイント（請求代金額連動）およびdポイント（キャンペーン）が、請求代金に相当する金額を取引価額として提供される景品であることを確認する。また、商品等の販売または提供にあたり、利用者が提供主体となって別途の景品類の提供等を行う場合には、その景品類の額の決定等に際して、ドコモによるdポイント（請求代金額連動）およびdポイント（キャンペーン）の付与分を考慮する等、法令等（不当景品類及び不当表示防止法並びに公正取引委員会告示等を含むが、これらに限られない。また、利用者の属する業界にて公正競争規約等の個別規制を設けている場合はこれらの公正競争規約等を含むが、これらに限られない。以上を総称して以下、本章において景品等規制という。）に違反しない範囲で、これを提供等する。これには、利用者がd払いを利用して販売または提供する商品等以外について実施する一般懸賞施策との重複当選または総付景品施策との景品類の重複提供を含むが、これらに限られない。
4. 利用者は、商品等以外について実施する一般懸賞施策または総付景品施策等の景品類としてdポイントを付与することを希望する場合には、別途ドコモとの間で、当該dポイントの付与に関する提携契約を締結する。
5. 利用者は、前四項に基づくdポイントの付与とは別に、ドコモが自己の裁量において、dポイントクラブ会員規約に基づき、dポイントクラブ会員である顧客に対してdポイントを付与する場合がある。利用者は、このことをあらかじめ承諾する。

第73条（dポイント付与の取消等）

1. 前条の規定にかかわらず、ドコモは、次の各号の一に該当する場合、利用者への事前の通知なく顧客に対してdポイント（請求代金額連動）およびdポイント（キャンペーン）を付与せず、ま

たは付与した d ポイント（請求代金額連動）および d ポイント（キャンペーン）を取り消すことができる。

- (1) 顧客がドコモが別に定める各種規約に違反した場合または違反するおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (2) 顧客による d 払いを利用した取引に不正な行為が含まれるまたは含まれるおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (3) 商品等が d ポイント（請求代金額連動）および d ポイント（キャンペーン）の付与の対象外となる商品または役務であるとドコモが判断した場合
 - (4) 利用者が加盟店契約等の定め違反した場合または違反するおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (5) 利用者が景品等規制、特定商取引に関する法律その他の関連法令に違反した場合または違反するおそれがあるとドコモが判断した場合（ただし、ドコモが当該違反または違反のおそれの有無を判断する責任を負うものではない）
 - (6) その他ドコモが必要と判断した場合
2. 前条の規定にかかわらず、ドコモは、利用者と顧客との間の売買契約等が解除された場合、当該売買契約等に係る請求代金の金額に連動して付与された d ポイント（請求代金額連動）および d ポイント（キャンペーン）をサービスガイドラインおよび d ポイント付与（キャンペーン）覚書に従い取り消すことができる。

第74条（加盟店契約終了時等の措置）

1. ドコモと利用者との間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合または本章に基づく提供中止もしくは提供停止がなされた場合でも、ドコモは、終了、中止、停止の前に d 払いの利用により生じた請求代金について利用者に対する立替払等を行うことができる。ただし、ドコモが立替払等をしないことを DGFT に通知した場合は、この限りではない。
2. ドコモと利用者との間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了する場合または本章に基づく提供中止もしくは提供停止がなされる場合、利用者は、自己の費用と責任により顧客に対して d 払いが利用できなくなることについて必要な周知を行う義務を負う。
3. ドコモと利用者との間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合でも、第 57 条（商品等の保証）第 3 項ないし第 5 項、第 59 条（顧客との売買契約等の締結）、第 62 条（苦情対応）、第 63 条（取引データの保持）、第 64 条（売上情報の送信）第 4 項、第 68 条（請求代金の立替払等の解除等）、第 70 条（相殺）、本条（加盟店契約終了時等の措置）、第 75 条（損害賠償）および第 76 条（免責）の規定は効力を有する。

第75条（損害賠償）

利用者は、加盟店契約の違反、その他 d 払い利用に関連して、DGFT、ドコモまたは第三者に損害を及ぼした場合、DGFT、ドコモまたは第三者に対し損害を賠償する。なお、損害には、提携クレジットカード会社が加盟または提携する組織の規則等により直接または間接的にドコモが負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わない。）等を含むが、これらに限られない。

第76条（免責）

ドコモおよび DGFT は、故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、d 払いに関して利用者が生じる損害について一切の責任を負わない。

第77条（加盟店名簿等への記載）

利用者は、ドコモおよびその代理店が作成し公開する d 払いの加盟店名簿等に利用者の名称、住所、連絡責任者、連絡電話番号、商品等を掲載することを承諾する。

第3章 au PAY 決済サービス

利用者が第2条第12号③に定める au PAY 決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用する。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用される。

第78条 (用語の定義)

本章における次の用語は、以下の意味を有する。

- (1) au PAY 決済サービスとは、KDDI 所定の方法により、当該サービスを利用する店舗(以下取扱店舗という。)の利用客(以下顧客という。)が、自らの au WALLET プリペイドカードにチャージしている金額(以下 au WALLET 残高という。)の範囲内で利用者が提供する商品又はサービスの対価を支払うことができるサービスを意味する。
- (2) KDDI 所定の方法とは、以下各号のいずれかの方法を意味する。
 - 1 顧客が au PAY 決済サービス専用のスマートフォン向けアプリケーション(以下本アプリという。)を利用して、取扱店舗が表示するバーコード等を読み取る方法(以下店舗提示方式という。)
 - 2 顧客が本アプリを利用して、本アプリで顧客が表示するバーコード等を、利用者がその所有又は管理する電子機器 (スマートフォン端末、タブレット端末、POS レジ端末等を含むが、これらに限られない。以下端末機器等という。)を利用して読み取る方法(以下顧客提示方式という。)
- (3) バーコード等とは、KDDI が発行するバーコード等の番号・記号等、又は DGFT 所定の情報等 (QR コード又はバーコード等を含むが、これらに限られない。)を意味する。
- (4) 加盟店契約とは、利用者が au PAY 決済サービスの提供を受けるために、利用者が au PAY 基本規程及び au PAY 加盟店規約に同意の上、利用者と KDDI との間で締結される契約を意味する。
- (5) au PAY 基本規程とは、KDDI (au PAY の企画・運営を行う事業者であり、以下ブランドオーナーと呼ぶ場合がある。)の許諾を得た au PAY 事業者が発行する au PAY につき、au PAY に関する業務 (au PAY に関する発行、データ管理、決済等の業務を含むが、これらに限られない。)に携わる事業者間において、各事業者が遵守すべき事項を定めるとともに、au PAY の発行管理に係る業務について円滑に推進し、au PAY の普及を促進することを目的として、KDDI が別途定める規程 (URL:<https://form.aupay.wallet.auone.jp/agreement/basic/> なお、当該 URL が変更された場合には変更後の URL を指す。また、日本語で作成された規約を指す。)を意味する。
- (6) au PAY とは、KDDI が保有する決済サービスブランドの名称を意味する。
- (7) au PAY 事業者とは、au PAY サービス提供者、ペイメントサービス事業者、au PAY 加盟店管理事業者、au PAY 包括代理加盟店及びプロセッサの総称を意味する。
- (8) au PAY 加盟店規約とは、KDDI が別途定める、KDDI と加盟店との au PAY 決済サービスの利用等に関する事項を定める規約 (URL : <https://form.aupay.wallet.auone.jp/agreement/store/> なお、当該 URL が変更された場合には変更後の URL を指す。また、日本語で作成された規約を指す。)を意味する。

第79条 (包括代理権の授与)

1. 利用者は、au PAY 決済サービスの利用を申し込む場合には、代理店および DGFT に対して、以下のすべての事項について DGFT および代理店が利用者を包括的に代理する権限を授与することに同意する。
 - (1) KDDI との加盟店契約及びこれに付随する合意の締結並びにこれらに関する解除又は終了の意思表示 (KDDI の意思表示を利用者に代わって受領することを含む。)
 - (2) KDDI への加盟店契約の申込及び加盟店契約に関する一切の連絡事項 (届出、通知、書類の提出、協議等を含むが、これらに限られない。)の取次ぎ (利用者の申込及び加盟店契約に関して、KDDI が利用者に通知、連絡又は指示等する事項を利用者に代わって受領することを含む。)
 - (3) au PAY 決済サービスによる売上についての KDDI への決済情報の送信、KDDI との確認
 - (4) au PAY 決済サービスによる売上金の KDDI への請求及び受領に関する事務
 - (5) au PAY 決済サービスの手数料をはじめとする KDDI に支払うべき金銭の支払条件の合意

- (6) au PAY 決済サービスに関する KDDI への金銭の支払い、金銭の精算
 - (7) 前号の支払いの代行及び精算後の金銭の回収
 - (8) その他 DGFT が KDDI と個別に合意した事項
2. 利用者は、加盟店契約の有効期間中、利用者が代理店および DGFT に授与した包括代理権の全部又は一部を撤回することはできない。
 3. 利用者が DGFT に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、合理的な理由がある場合（DGFT が代理人として適切な行為を行わない場合等を含むが、これに限られない。）を除き、すべて DGFT が行い、利用者は本人として係る行為を行わない。なお、KDDI は、利用者に対しても、加盟店契約の当事者としての KDDI の行為を行うことができる。

第80条（加盟店契約）

1. 利用者は、au PAY 決済サービスの利用を希望する場合は、本章の内容、au PAY 基本規程及び au PAY 加盟店規約に承諾した上で、DGFT 所定の方法により、代理店および DGFT を通じて KDDI に対して加盟店契約の申込みを行う。
2. KDDI は、本条第 1 項に基づき au PAY 決済サービスの利用の申込みをした利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申込みを拒否できる。
 - (1) 申込書の内容に虚偽若しくは不備があるとき、又はその真があるとき
 - (2) 関係法令及び関係省庁等による告示・通達・ガイドライン等に違反している、又はそのおそれがあるとき
 - (3) 監督官庁から営業許可の取消若しくは停止処分その他類似の処分を受けているとき
 - (4) 営業又は提供している商品若しくはサービスが公序良俗に反すると KDDI が判断したとき
 - (5) KDDI の業務遂行に重大な支障を及ぼすとき、又はそのおそれがあるとき
 - (6) au PAY 決済サービスの提供が運用上又は技術上の理由から困難であると KDDI が判断したとき
 - (7) その他 KDDI が利用者として不相当であると判断したとき
3. au PAY 加盟店規約において本章の規定と矛盾・抵触する定めがある場合、本章の定めが優先される。また、本章に定めのない事項に限り、au PAY 決済サービスについては、au PAY 加盟店規約が適用される。
4. au Pay 基本規程及び au PAY 加盟店規約は日本語文を正文とし、当該規約について参考のために作成された他言語による訳文はいかなる効力も有しない。
5. 利用者は、取扱店舗について、予め KDDI に書面等にて通知のうえ、KDDI から承認を得なければならない。
6. 利用者は、前項の承認を得ていない店舗において、au PAY 決済サービスを顧客に提供してはならない。
7. 利用者は、au PAY 決済サービスの普及率向上のための施策その他協力を行う。

第81条（au PAY 決済サービスの顧客への提供）

1. 利用者は、自己の名と責任において、KDDI と協働して継続的かつ安定的に au PAY 決済サービスを顧客に提供する。
2. 利用者は、au PAY 決済サービスを顧客に提供するために必要な端末機器等を自己の費用と責任で準備、維持する。KDDI が au PAY 決済サービスの利用条件を変更した場合も同様とする。

第82条（利用者における掲示等）

1. 利用者は、au PAY 決済サービスの利用が可能な旨を顧客に対して示すため、取扱店舗の見易い位置に、KDDI の商標又は KDDI 所定の加盟店マーク若しくはその他 KDDI が指定するロゴ等（以下、au PAY 決済サービスロゴという。）を掲示する。
2. 前項に規定する au PAY 決済サービスロゴの掲示にあたっては、利用者は、KDDI の提示する規定又は指示に従わなければならない。

第83条（第三者への委託）

1. 利用者は、顧客への au PAY 決済サービスの提供に関する業務を、事前に KDDI の書面による承諾を得ない限り、第三者に委任、委託又は代理等(以下業務委託等という。)することができない。

2. 前項に基づき、KDDIの事前承諾を得て利用者が第三者に業務委託等を行った場合は、利用者は、当該業務委託等先をして、加盟店契約において利用者が負う義務と同等の義務を課す。また、当該業務委託等先がKDDI、DGFT又は第三者に対して損害を与えた場合、利用者は、当該業務委託等先と連帯してKDDI、DGFT又は第三者に対して損害を賠償する。
3. 第1項に基づきKDDIが利用者による第三者への業務委託等を承諾した場合においても、KDDIが当該業務委託等先について利用者との協議のうえ適当でないと合理的に判断し、当該業務委託等の中止を求めた場合は、利用者は、KDDIの要求から合理的期間内に当該業務委託等中止する。
4. KDDIは、au PAY決済サービスに関して行う業務の全部又は一部を、利用者の承諾なくして第三者に業務委託等を行うことができる。

第84条 (au PAY決済サービスにおける取引)

1. au PAY決済サービスを通じた利用者及び顧客間の商品又はサービスの購入又は利用(以下取引という。)に関する支払いは、KDDI所定の方法によって、au PAY決済サービスによる取引を遂行する。当該顧客のau WALLET残高の取引相当額の金額の減算が確認できた場合に、当該取引に関する支払いは完了する。
2. 前項に基づき、au PAY決済サービスを通じて顧客による支払いが確認された場合は、当該取引に関して、当該顧客による利用者に対する支払いは完了したものとみなされる。この場合、利用者は別途当該顧客に対して支払いを求めることはできない。
3. 利用者は、顧客に対して販売した商品又はサービスの証憑(売上傳票若しくはデータ等を含むが、これに限られない。)を、当該顧客と取引のあった日から最低7年間、適切に保存する。利用者は、KDDIから要請があったときは、それらの証憑を遅滞なくKDDIに提出する。
4. 利用者は、顧客へのau PAY決済サービスの提供に関し、顧客に対して最高又は最低限度額を定める場合は、事前にKDDIと協議の上、KDDIの書面による承諾を得なければならない。

第85条 (ID)

1. KDDIは、au PAY決済サービスの利用に関し、利用者に対して所定のID(以下IDという。)を付与する。
2. 利用者は、IDを第22条の秘密情報等として、第1章の規定に従って取り扱う。

第86条 (au PAY決済サービスによる支払いの拒否及び差別待遇の禁止)

1. 利用者は、顧客に対し、正当な理由なく、au PAY決済サービスによる支払いを拒否し、その他の支払い手段(現金払い又はクレジットカード払い等を含むが、これらに限られない。)の使用を要求してはならず、又は、名目の如何を問わず、au PAY決済サービスによる支払いを行おうとする顧客に不利となる差別的取扱い(利用者が負担すべき手数料の顧客への転嫁等を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
2. 利用者は、KDDIから依頼があったときは、au PAY決済サービスを通じた顧客の利用者への支払い状況等の調査に直ちに協力する。

第87条 (取扱い禁止商品等)

1. 利用者は、以下のいずれかに該当する商品又はサービスを取り扱ってはならない。
 - (1) 事実誤認を生じさせ、又はそのおそれのあるもの
 - (2) 通常人の射幸心を煽るもの、又はそのおそれのあるもの
 - (3) 賭博を行い、又はその虞のあるもの
 - (4) 富くじの売買などを肯定若しくは助長し、又はそのおそれのあるもの
 - (5) 青少年の性的感情を著しく刺激するなど、その健全な育成を阻害し、又はその虞があるもの
 - (6) わいせつ物、児童ポルノの売買などを行うもの、売春、児童売春を助長するもの、又はそのおそれのあるもの
 - (7) 無限連鎖講若しくはマルチ商法を行うもの、又はそのおそれのあるもの
 - (8) 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇薬の使用を肯定若しくは助長するもの、又はそのおそれのあるもの
 - (9) 犯罪的行為を助長するなど、社会的に有害であり、又はそのおそれのあるもの
 - (10) 特定の個人、団体を誹謗中傷し、又はそのおそれのあるもの

- (11) 政治団体や宗教団体その他それと同視し得る団体への寄付、献金を求めるもの、又はそのおそれのあるもの
 - (12) KDDI 若しくは第三者の財産、プライバシー等の権利を侵害し、又はそのおそれのあるもの
 - (13) KDDI 若しくは第三者の知的財産権を侵害し、又はそのおそれのあるもの
 - (14) 回数券、定期券、商品券、印紙、切手、金券類等の換金性が高いもの、又は換金のおそれが高いと KDDI が判断するもの
 - (15) 商品等の引渡し若しくは役務提供を複数回に渡り又は継続的に行う取引に該当するもの(特定商取引に関する法律に定義される「特定継続的役務提供」を含むが、これに限られません。)、又はそのおそれのあるもの
 - (16) 関係法令及び関係省庁等による告示・通達・ガイドライン等のために違反するもの、又はそのおそれのあるもの
 - (17) 取引に必要な許認可を得ていないもの、又はそのおそれのあるもの
 - (18) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの社会風俗に重大な悪影響を与えるもの、又はそのおそれのあるもの
 - (19) その他 KDDI が不適当と判断したもの
2. 利用者は、KDDI から、取り扱う商品又はサービスについて報告を求められた場合は、直ちにこれに応じる。また、KDDI が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、利用者は、KDDI からの指示に従い、直ちに当該商品又はサービスの取扱いを中止する。

第88条（顧客との紛議等）

1. 利用者は、取引に関する一切の責任及び費用を負担する。顧客からの苦情、相談を受けた場合や、顧客との間において紛議が生じた場合は、自己の責任及び費用において直ちにその解決にあたる。
2. KDDI が利用者による au PAY 決済サービスに関する顧客からの苦情その他の問合せ等に関して調査を要すると判断した場合は、KDDI は利用者に対して調査を実施又は要請することができる。利用者は直ちにその調査に協力しなければならない。

第89条（支払い処理の取消し）

1. KDDI は、取引について、次の各号に定める事由が生じた場合、当該取引に関する当該顧客の au WALLET 残高の減算処理を取り消すことができる。この場合、KDDI 及び DGFT は、当該取引に基づく利用者への売上金の支払いを拒否できる。
 - (1) 売上票が正当なものでないとき、又はそのおそれのあるとき
 - (2) 売上票の記載内容に不実不備があるとき、又はそのおそれのあるとき
 - (3) au PAY 決済サービスの不正利用又は au PAY 決済サービスを通じた不正取引が行われたとき、又はそのおそれのあるとき
 - (4) その他利用者が加盟店契約に違反したとき、又はそのおそれのあるとき
2. 利用者は、前項に基づく顧客への返金処理は KDDI を通じて行う。利用者は、如何なる場合であっても、顧客に対して、直接返金をしてはならない。
3. 前項の返金処理に関する利用者及び KDDI との精算は、次条第 1 項に定める KDDI の利用者に対する支払いと相殺処理される。

第90条（売上金の払込み）

1. KDDI は、au PAY 決済サービスを通じて利用者に対する支払いが完了した取引の売上金額を別途定める期間で集計し、その総額から第 98 条（支払い処理の取消し）第 2 項に基づき顧客へ返金処理した金額を差し引いた上で、当該差引後の残額から au PAY 決済サービスに係る費用等の精算金を差し引いた残金（以下売上金という。）を、代理店および DGFT を通じて利用者へ支払う。但し、売上金が 1 万円未満の場合は、次回支払い時に繰り越す。なお、売上金の支払いの際の振込手数料は、代理店および DGFT が負担する。上記の au PAY 決済サービスに係る費用等の精算金には、決済手数料の金額のほか、当該精算金の支払時において利用者が KDDI に対して負担する弁済期の到来したポイント料金、広告費その他一切の費用を含むが、これらに限られない
2. KDDI の利用者に対する売上金の支払義務は、KDDI が DGFT に売上金の全額を支払った時点で履行されたものとみなされ、確定的に消滅する。利用者は、これを予め承諾する。

3. 本条第1項にもかかわらず、KDDI及びDGFTは、利用者が加盟店契約に違反する場合は、利用者に対し、本条に定める売上金の支払義務を負わない。
4. KDDI及びDGFTは、利用者に対して売上金を支払う前に、利用者が以下各号のいずれかに該当する場合は、KDDI所定の調査が完了するまでの間、売上金の支払いを留保できる。この場合、当該留保期間中に当該売上金に対して、遅延損害金は生じない。
 - 1 前条第1項各号に該当する場合
 - 2 KDDIに対する債務の一部でも履行を遅延している場合
5. KDDIがDGFTおよび代理店を通じて利用者に対して売上金を支払った後に、利用者が以下各号のいずれかに該当することが判明した場合、KDDIは利用者に対して、KDDI指定の方法により、直ちに売上金を返還するよう求めることができる。なお、利用者が当該売上金の返還に応じない場合、KDDIは、その後に支払期日を迎える利用者の売上金から当該利用者がKDDIに返還すべき金額を控除できる。この場合、DGFTは、当該控除がなされた金額を代理店を通じて利用者に対し支払えば足りる。
 - 1 前条第1項各号に該当すること
 - 2 KDDIに対する債務の一部でも履行を遅延していること
6. 利用者が本規約に基づく届出を怠ったことにより、KDDIが代理店およびDGFTを通じて利用者に対して本条に定める売上金の支払いが行えない場合において、KDDI又はDGFTが直接または代理店を通じて利用者に対して相当の期間を定めて届出を行うよう催告したにもかかわらず、当該催告が不着の場合又は届出が行われぬまま当該催告の日から起算して1年が経過した場合は、KDDI及びDGFTは利用者に対する売上金の支払義務を免れる。

第91条（相殺）

KDDIは、利用者に対して金銭債務を負っている場合、当該金銭債務と、加盟店契約に基づき利用者がKDDIに対して負っている金銭債務とを、弁済期の如何にかかわらず、何時でも、書面で通知することにより対当額にて相殺できる。

第92条（1円未満の端数の取扱い）

加盟店契約に基づく金額の計算において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

第93条（本ブランドの利用許諾等）

1. KDDIは、利用者がau PAY決済サービスを顧客に提供するために必要な範囲内において、本ブランドを利用することを許諾する。
2. 利用者は、加盟店契約が終了したとき、直ちに本ブランドの利用を中止しなければならない。

第94条（禁止行為）

1. 利用者は、au PAY決済サービスを顧客に提供するにあたり、端末機器等の改良、複製、改変又は解析等を行ってはならず、また、これに加担してはならない。
2. 利用者は、KDDIから提供されたアプリケーションその他のプログラム及びシステムを無断で複製、翻案、改ざん、リバース・エンジニアリング等の行為をしてはならない。
3. 利用者は、au PAY決済サービスを利用して架空取引及びau WALLET残高の現金化並びに顧客が本サービスを通じてこれらの行為をすることを幫助してはならない。
4. 利用者は、加盟店契約上の地位又は加盟店契約に基づいて発生した一切の権利及び義務を、事前にKDDIの書面による承諾を得ない限り、第三者に譲渡することはできない。

第95条（不正取引の抑止）

利用者は、KDDIから取引を停止すべき旨の情報が送信されたときは、直ちに自らの端末機器にその旨を記録し、当該取引を行ってはならない。

第96条（報告・検査等）

1. KDDIは、利用者の求めに応じ、KDDIの業務の処理状況等について書面又は口頭による報告を行うとともに、ブランドオーナーの指定する資料を提出しなければならない。
2. KDDIは、利用者に対し、利用者のau PAY決済サービスの利用状況等について、自ら又はその指定する者により、相当の方法によって必要な検査を行うことができる。

3. 利用者は、KDDI の求めに応じ、利用者の au PAY 決済サービスの利用状況等について書面又は口頭による報告を行うとともに、KDDI の指定する資料を提出しなければならない。
4. 前二項に基づく報告等の結果、KDDI が必要と認めた場合は、KDDI は、利用者に対し、利用者の au PAY 決済サービスの利用状況等に関する指示を行うことができる。利用者は、これに従わなければならない。
5. 利用者は、利用者の au PAY 決済サービスの利用状況等に関し、KDDI の監査担当部署又は監督官庁、税務署等の官公署等から検査・監督上の要求を受けた場合は、これに協力する。

第97条 (契約終了後の処理)

1. 利用者は、加盟店契約が終了したときは、au PAY 決済サービスの顧客への提供を直ちに中止しなければならない。
2. 加盟店契約終了前に、加盟店契約に基づき、KDDI 及び利用者間並びに DGFT 及び利用者間で生じ、かつ、加盟店契約終了時に存続する債権及び債務は、加盟店契約終了後も存続する。

第98条 (セキュリティ保持義務)

1. 利用者は、au PAY 決済サービスの顧客への提供にあたって、顧客の情報を含む一切の情報を、インターネットを介して KDDI、DGFT 又は第三者に伝達する場合は、商業上合理的な安全化措置（暗号化を含むが、これに限られない。）を講じる。また、事前に KDDI の書面による承諾を得る。
2. 利用者は、顧客への au PAY 決済サービスの提供にあたって、顧客の情報を含む一切の情報を第三者に閲覧、改ざん、ハッキング等されないための商業上合理的な安全化措置を講じる。また、事前に KDDI の書面による承諾を得る。

第99条 (資料等の貸与)

1. KDDI は、利用者に対し、利用者が au PAY 決済サービスを顧客へ提供するために KDDI が必要と認める資料、情報(以下、総称して業務資料等という。)を貸与又は提供する。
2. 利用者は、前項の規定により KDDI から業務資料等の貸与又は提供を受けた場合は、直ちに預り証又は受領書を KDDI に提出する。
3. 利用者は、業務資料等を第 22 条の秘密情報等として、第 1 章の規定に従って取り扱う。

第100条 (KDDI 及び DGFT の責任)

1. KDDI 及び DGFT は、以下の事項について、利用者に対し、何らの責任も負わない。
 - (1) 不可抗力（天変地変、停電を含むが、これらに限られない。）による au PAY 決済サービスに関するシステムの停止に関する事項
 - (2) 利用者又は顧客に関する一切の事項（利用者又は顧客の行為、属性、信用等を含むが、これらに限られない。）
2. KDDI 及び DGFT が au PAY 決済サービスに関して利用者に対して責任を負う場合であっても、その上限額は利用者が代理店および DGFT を通じて KDDI に支払った KDDI 所定の手数料の合計金額を超えない。

第101条 (利用者の責任)

利用者は、自らの業務に関し、自らの責めに帰すべき事由により KDDI、DGFT 又は第三者に損害等を生じさせた場合は、当該損害等を賠償する責任を負う。

第5章 メルペイ決済サービス

利用者が第2条第12号④に定めるメルペイ決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用する。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用される。

第102条 (用語の定義)

本章における次の用語は、以下の意味を有する。

- (1) メルペイ決済サービスとは、メルペイが DGFT 及び代理店を通じて提供する、第2号に定める加盟店と第4号に定める顧客との間の取引の代金を、当該顧客がメルペイにあらかじめ登録した情報または都度入力する情報を用いて決済を行うサービス（その他メルペイの提供するサービスおよび機能も含む。）を意味する。
- (2) 加盟店とは、メルペイ所定の規約に同意の上、メルペイ決済サービスの利用を申し込み、メルペイがこれを承諾した者であって、商品等の販売または提供を行い、当該販売に係る代金の決済にメルペイ決済サービスを利用する者を意味する。
- (3) 商品等とは、加盟店が販売する商品もしくは権利または提供する役務を意味する。
- (4) 顧客とは、メルペイ所定の規約に同意し、メルペイより、商品等の取引に係る代金の決済にメルペイ決済サービスを利用することを認められた者を意味する。
- (5) 取引代金とは、加盟店と顧客との商品等の取引に係る決済代金額（消費税、送料等を含む。）を意味する。
- (6) 加盟店契約とは、メルペイ決済サービスの利用に関し、メルペイが定める契約条件に基づきメルペイと加盟店の間で締結する契約を意味する。
- (7) ガイドとは、ガイドラインその他のメルペイ決済サービスに関してメルペイが定めるルールを意味する。

第103条 (包括代理権の授権)

1. 利用者は、メルペイ決済サービスの利用を申し込む場合には、代理店および DGFT に対して、以下のすべての事項について DGFT および代理店が利用者を包括的に代理する権限を授権することに同意する。
 - (1) 加盟店規約（外部加盟店用）（以下加盟店規約という。）を内容とする加盟店契約の締結および終了に関する一切の行為
 - (2) 加盟店が、加盟店規約に基づき加盟店としてメルペイに対して行う行為およびこれに付随する一切の行為
 - (3) 加盟店に関する届出
 - (4) 加盟店における取引代金の収納に関する業務
 - (5) その他、DGFT および加盟店が合意し、メルペイが承認した業務
2. 利用者は、メルペイ決済サービスの利用に係る DGFT との契約（以下本契約という。）の有効期間中、DGFT の書面による事前の同意なく、利用者が代理店および DGFT に授与した包括代理権の全部または一部を撤回することはできない。
3. 利用者が DGFT に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、合理的な理由がある場合（DGFT が代理人として適切な行為を行わない場合等を含むが、これに限られない。）を除き、すべて DGFT が行い、利用者は本人として係る行為を行わない。なお、メルペイは、利用者に対しても、加盟店契約の当事者としてのメルペイの行為を行うことができる。

第104条 (加盟店の申請・承認)

1. 利用者は、メルペイ決済サービスの利用を希望するときは、以下の各号の加盟店規約等（日本語で作成された規約をいい、以下加盟店規約等という。）の内容に同意した上で、メルペイ所定の加盟店申込書およびメルペイが請求する資料を代理店および DGFT を通じメルペイに提出して新規加盟を申請することができる。
 - (1) 加盟店規約ならびにこれに付帯する各種特約およびメルペイ加盟店運用ガイドライン (<https://www.merpay.com/merchant/terms/>)
 - (2) プライバシーポリシー (<https://www.mercari.com/jp/privacy/>)
 - (3) ロゴ利用規約 (https://jp.merpay.com/tos_service_logo/)

(4) 前各号に定めるほか、加盟店が遵守するものとしてメルペイが定めた規約、ガイドその他のルール

2. 前項の申請につき、メルペイの加盟店審査に合格した利用者については、メルペイは、メルペイが定めた基準に則して適当と認める利用者についてのみ、新規加盟を承認する。この場合、当該加盟店は、本契約および加盟店契約に基づき、メルペイ決済サービスを決済手段として取り扱うことができる。この場合、DGFT を加盟店の代理人として、メルペイと当該加盟店との間で加盟店規約を内容とする加盟店契約が成立する。なお、メルペイが利用者を加盟店として不適当と認めた場合には、メルペイは、当該利用者を承認しないことができるものとし、DGFT 及び代理店を通じて当該利用者に対し不承認の旨を通知する。
3. 利用者が代理店、DGFT またはメルペイに対し自己に関する情報を提供する場合に、当該情報に個人情報が含まれるときには、利用者は、当該個人情報を適法に取得するとともに、当該個人情報に係る本人から、代理店、DGFT およびメルペイに対し当該個人情報を第三者提供することについての同意を適切に取得する。
4. 利用者が加盟店となった後に、メルペイ決済サービスを利用するショップを追加する際には、予め代理店を通じて DGFT および DGFT を通じてメルペイに対し、メルペイ所定の事項を届け出るとともに、DGFT およびメルペイの承認を得る。
5. 加盟店規約等は日本語文を正文とし、当該規約について参考のために作成された他言語による訳文はいかなる効力も有しない。

第105条 (加盟店規約等の遵守)

1. 加盟店は、本規約に加え、加盟店規約等を遵守（プライバシーポリシーについては同意することです。以下本項において同じ。）し、加盟店規約等に定める加盟店の義務および責任を履行する義務を負う。
2. DGFT およびメルペイは、直接または代理店を通じて加盟店に対して、加盟店規約等の遵守状況、運営状況、実態等について適宜報告を求めることができる。この場合、加盟店は、直ちに代理店を通じて DGFT に対しておよびメルペイに対して報告を行わなければならない。
3. 利用者は、本規約または加盟店規約等に違反したことにより DGFT またはメルペイに損害が生じた場合には、DGFT またはメルペイに対し、当該損害を賠償する責任を負う。また、利用者は、本規約または加盟店規約等に基づく取引に関連して利用者の責めに帰すべき事由により DGFT またはメルペイに損害を与えた場合には、DGFT またはメルペイが被った損害を賠償する責任を負う。
4. 加盟店は、メルペイ決済サービス等に関連して顧客または第三者との間で発生したトラブル（メルペイ決済サービス等を将来利用するという前提のもとで起こったトラブルを含むが、これに限られない。）に関して、加盟店の費用及び責任で解決する。DGFT およびメルペイは、これについて責任を負わない。加盟店は、当該トラブルが生じた際には、自己の責任により解決し、当該トラブルにより DGFT またはメルペイが損害を被った場合は、当該損害を賠償する。但し、当該トラブルが DGFT またはメルペイの故意又は重過失に起因する場合はこの限りでない。
5. 顧客と加盟店、又は加盟店と第三者との間で、メルペイ決済サービス等に関連して、何らかの紛争（裁判、クレーム、請求等を含むが、これらに限られない。）が生じた場合、加盟店は自己の費用及び責任で解決する。DGFT およびメルペイは、当該紛争に関与しない。加盟店は、当該紛争により DGFT またはメルペイが損害を被った場合、当該損害を賠償する。但し、当該紛争がメルペイ又はイーコンテクストの故意又は重過失に起因する場合はこの限りでない。

第106条 (精算等)

1. メルペイは、加盟店規約に基づき加盟店に対して支払義務を負う代金決済額、商品等代金等一切の金銭から所定の手数料等を差し引いた金額の金員（以下サービス代金という。）の支払については、加盟店を代理する DGFT に対して行う。メルペイの加盟店に対するサービス代金の支払義務は、メルペイが DGFT に対して支払いを行った時点で確定的に消滅する。加盟店は、当該消滅について承諾する。
2. DGFT は、前項に基づきメルペイから支払われた金員から、決済手数料等を差し引いた金額の金員を、代理店を通じて加盟店に支払う。
3. 加盟店規約の定めにかかわらず、顧客がメルペイに対してサービス代金にかかる支払留保・拒絶、

支払済み金員の返還・差引充当、取引の取消・解除、決済取消等を求めた場合の取扱いについては、DGFT およびメルペイ間において別途協議のうえ解決する。

4. 前項の協議の結果、DGFT からメルペイに対しサービス代金の返還がなされる場合、加盟店は、メルペイの DGFT に対する振込金から差引充当すること、および当該金額に不足が生じる場合に次回以降の振込金から差引充当することについて、承諾する。
5. 別段の合意のない限り、加盟店は、メルペイが DGFT および代理店を通じて提供する取引代金の金額の明細を確認し、当該明細の内容に疑義がある場合は、当該明細を受領してから5営業日以内に、代理店および DGFT を通じてメルペイに申し出る。加盟店から当該申し出がなかった場合、メルペイは、メルペイが作成した取引代金の金額の明細の内容を正しいものとして取り扱う。

第107条 (加盟店の管理・報告等)

1. DGFT は、代理店を通じて、加盟店が加盟店規約に関する業務を適切に行うよう指導、監督する。加盟店はこれに従う。
2. DGFT は、メルペイからの要請があった場合または自ら必要と判断した場合には、代理店を通じて加盟店に対し、本契約に関する業務について調査（報告または資料の提出を求めること等を含むが、これらに限られない。）する。
3. 前項の調査の結果、DGFT は、メルペイ若しくは自らが、加盟店の業務を不適切と判断した場合、代理店を通じて当該加盟店に対し、改善措置を講じさせる。

第108条 (解除等)

1. 加盟店が加盟店規約に定める停止または解除事由のいずれかに該当した場合で、メルペイが DGFT に対し、当該加盟店によるメルペイ決済サービスの取扱いを停止または終了する旨通知したときには、DGFT は、代理店を通じてこれを当該加盟店に通知する。また、DGFT は、代理店を通じて当該加盟店をして、メルペイ決済サービスの取扱いを直ちに停止または終了させる。
2. 前項に基づく契約の解除は、DGFT およびメルペイの加盟店に対する損害賠償請求を妨げない。
3. 本条に定めるメルペイ決済サービスの取扱いの停止または解除により、加盟店に損害、損失または費用が生じた場合であっても、DGFT およびメルペイは責任を負わない。
4. DGFT およびメルペイは、不可抗力（火災、停電、天災地変等を含むが、これらに限られない。）、ネットワークおよびシステムの障害等によりメルペイ決済サービスの提供が中断ないし停止したとしても、当該中断・停止により加盟店に発生した損害につき、一切その責任を負わない。

第109条 (ロゴ等の掲載)

加盟店は、メルペイのアプリ、ウェブサイト等の媒体（以下メルペイ媒体という。）に、加盟店の名称またはロゴ等を掲載することに同意する。なお、掲載方法・掲載時期および期間等についてはメルペイの裁量による。但し、加盟店が同意を拒否した場合、DGFT は速やかにその旨をメルペイに伝達する。この場合、メルペイは、当該加盟店の名称またはロゴ等をメルペイ媒体に掲載せず、または、すでに掲載済みであった場合は速やかにこれを中止する。

第110条 (売上データの提出)

加盟店は、メルペイ決済サービスを行った場合において、加盟店規約に基づき売上データの提出が求められるときは、メルペイの指示に従い、代理店および DGFT を通じてメルペイに対して当該決済に係る売上データを提出する。但し、メルペイが承認する方法により、メルペイ決済サービスによる決済の処理と同時に自動的に売上データの処理が行われる場合は、この限りでない。なお、加盟店は、メルペイが別途売上票等の提出を求めたときは、速やかに代理店および DGFT を通じて提出する。

第111条 (非保証および免責)

1. DGFT およびメルペイは、メルペイ決済サービス等の内容、品質及び水準が加盟店の求めるものを満たすことや、メルペイ決済サービス等の利用に伴う結果等について保証しない。
2. DGFT 及びメルペイは、顧客、加盟店等に対して、適宜、情報提供を行うことがある、それらの情報の正確性や有用性、効果に対して保証しない。
3. DGFT 及びメルペイは、メルペイ決済サービス等に関連するコンテンツの中に、コンピュータウイルス等有害なものが含まれていないことについて保証しない。

第112条 (加盟店規約等の変更)

1. メルペイは、加盟店規約を変更しようとする場合には、変更期日の1ヶ月前までに変更内容を書面により **DGFT** に通知するよう最大限努力する。当該変更内容を加盟店規約等に反映して加盟店に対して周知した後で、加盟店がメルペイ決済サービスを取り扱った場合には、加盟店は当該加盟店規約の変更を同意したものとみなす。なお、上記に関わらず、以下の規約等については、以下のとおり取り扱う。
 - (1) ロゴ利用規約：加盟店は、メルカリのロゴ等を利用する際、都度ロゴ利用規約を確認のうえ利用する。加盟店は、当該内容が変更される場合であっても **DGFT** に通知することを要さない。
 - (2) ガイド：加盟店の権利義務に係る修正または追加が発生した場合、メルカリは、**DGFT** に対する可及的速やかな事前通知について最大限努力する。加盟店が当該変更内容の周知を受けた後でメルペイ決済サービスを取り扱った場合には、加盟店は当該変更を同意したものとみなす。
2. **DGFT** およびメルペイは、前項の加盟店規約等の変更により加盟店に生じたすべての損害について、**DGFT** またはメルペイに故意又は過失がある場合を除き、責任を負わない。なお、本加盟店規約の変更を同意しない加盟店に対しては、メルペイ決済サービス等の利用を停止する。

第6章 楽天ペイ決済サービス

利用者が第2条第12号⑤に定める楽天ペイ決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用する。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用される。

第122条 (用語の定義)

本章における次の用語は、以下の意味を有する。

- (1) 楽天ペイ決済サービスとは、「楽天ペイ」アプリを用いて、加盟店の実店舗において商品、役務またはサービスの対価としての代金の支払を行うことができる、楽天ペイメントが加盟店および顧客に対し提供する決済サービスと意味する。
- (2) 顧客とは、「楽天ペイ」アプリを用いて決済を行う一般のユーザーを意味する。
- (3) 加盟店とは、DGFT が第124条(加盟店契約の申込等)第2項に基づき審査し、DGFT が代理人として楽天ペイメントと加盟店契約を締結することにより、楽天ペイ決済サービスの取扱いを認められた利用者を意味する。
- (4) 加盟店契約とは、第124条(加盟店契約の申込等)に基づき、新規に楽天ペイメントの加盟店になることを希望する利用者が、DGFT を代理人として楽天ペイメントとの間で締結する契約を意味する。
- (5) 加盟店規約とは、楽天ペイ加盟店契約を締結した楽天ペイメントおよび利用者との間で適用されるものと定められている楽天ペイ(実店舗決済)アプリ決済加盟店規約(当該規約に付帯する特約等を含み、日本語で作成された規約を指す。)(<https://pay.rakuten.co.jp/business/policy/b-policy/>)を意味する。
- (6) 対象サービスとは、加盟店が販売または提供する取扱商品のうち、楽天ペイメントが楽天ペイ決済サービスの利用対象サービスとして認めたものを意味する。
- (7) 対象取引とは、対象サービスに関する取引のうち、顧客が加盟店との間で楽天ペイ決済サービスにより支払いを行うものを意味する。
- (8) 加盟店手数料等とは、楽天ペイ加盟店契約に基づき、立替払い、ポイント充当または楽天キャッシュ(以下立替払等という。)の支払が取り消された場合において、加盟店が楽天ペイメントに返還すべき対象取引代金相当額、並びに加盟店が楽天ペイメントに対して支払うべき加盟店手数料を意味する。
- (9) 加盟店端末とは、加盟店などが楽天ペイ決済システムを利用するために使用する、楽天ペイメントが認める端末(スマートフォン端末、POS 端末等を含むが、これらに限られない。)を意味する。
- (10) クレジットカード会社等とは、楽天ペイメントが「楽天ペイ」について所定の契約を締結するクレジットカード会社その他の者またはその提携先を意味する。

第123条 (包括代理権の授権)

1. 利用者は、楽天ペイ決済サービスの利用を申し込む場合には、代理店および DGFT に対して、以下のすべての事項について DGFT および代理店が利用者を包括的に代理する権限を授与することに同意する。
 - (1) 楽天ペイメントと利用者との間の加盟店契約を締結する行為およびこれに付随する一切の行為(加盟店契約の締結に伴う書類その他の情報の楽天ペイメントへの提出等も含むが、これに限られない。)
 - (2) 利用者 と 楽天ペイメント と の 間 の 一 切 の 連 絡 事 項 (届 出 、 通 知 等 を 含 む が 、 此 等 に 限 ら れ ない。) の 取 次 ぎ
 - (3) 楽天ペイメントの利用者に対する契約の終了に関する意思表示(契約の解除の意思表示および自動更新の拒絶の意思表示等を含むが、これらに限られない。)の受領(加盟店に対する改善指導の連絡の受領等も含むが、これに限られない。)
 - (4) 加盟店契約に基づく楽天ペイメントの利用者に対する相殺の意思表示の受領
 - (5) 対象取引代金相当額の収納
 - (6) その他 DGFT と 利用者 が 合 意 し 、 楽 天 ペ イ メ ン ト が 承 認 し た 事 項
2. 利用者は、加盟店契約の有効期間中、利用者が代理店および DGFT に授与した包括代理権の全部

または一部を撤回することはできない。

3. 利用者が DGFT に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、合理的な理由がある場合（DGFT が代理人として適切な行為を行わない場合等を含むが、これに限られない。）を除き、すべて DGFT が行い、利用者は本人として係る行為を行わない。なお、楽天ペイメントは、利用者に対しても、加盟店契約の当事者としての楽天ペイメントの行為を行うことができる。

第124条 （加盟店契約の申込等）

1. 利用者は、楽天ペイ決済サービスの利用を希望する場合、加盟店規約に同意の上、別途 DGFT または楽天ペイメントが定める申込書を代理店を通じて DGFT に提出しなければならない。なお、申込みにあたり、利用者は、代理店を通じて DGFT に対して、以下の各号に掲げる情報を提出する。また、利用者は、代理店を通じて DGFT に提出した当該情報が真実、正確かつ十分であることを表明し、保証する。
 - (1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス等（法人の場合は、法人の商号、所在地、代表電話番号のほか、代表者の氏名、生年月日、性別、自宅住所および自宅電話番号、ならびに管理者の氏名および所属部署等）の情報
 - (2) 取扱商材（許認可が必要な業種については、当該許認可の番号等の許認可の取得を示す事項）
 - (3) 販売方式（対面販売、通信販売、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売の別）
 - (4) 取扱店舗の名称、所在地および電話番号
 - (5) 振込口座の情報（ただし、利用者本人（法人の場合は当該法人）名義の口座に限る。）
 - (6) DGFT または楽天ペイメントが指定する本人確認書類の写し
 - (7) その他加盟店審査のために必要なものとして DGFT または楽天ペイメントが別途定める情報または資料
2. DGFT は、前項に基づき申込みを受けた場合、所定の基準に基づき加盟店審査を行った上で、問題ないと合理的に判断できた場合、利用者を代理して楽天ペイメントに対して加盟店契約の締結を申し込む。
3. 楽天ペイメントは、前項に基づき申込みを受けた場合、楽天ペイ決済サービスの利用を希望する利用者による楽天ペイの取扱いを認めるか否かの決定を行う。
4. 楽天ペイメントは、前項に定める利用者による楽天ペイ決済サービスの取扱いを認めることを決定した場合は、DGFT に対し、当該利用者に係る加盟店契約を締結する旨の承諾を通知する。利用者に対する当該承諾の発信をもって、楽天ペイメントと利用者との間で加盟店契約が成立し、DGFT はその旨を利用者に伝達する。
5. 加盟店は、加盟店契約の成立後、本条第1項各号に掲げる情報に変更があった場合には、代理店を通じて DGFT に対して遅滞なく届け出る。DGFT は、当該変更後の情報に基づき、本条第2項に準じて加盟店審査を行うものとし、加盟店として不適切と判断したときは、その旨を楽天ペイメントに対して通知する。
6. 加盟店規約は日本語文を正文とし、当該規約について参考のために作成された他言語による訳文はいかなる効力も有しない。

第125条 （加盟店調査、管理等）

1. DGFT は、DGFT が必要と判断した場合（顧客から加盟店に対する苦情を受け付けた場合等を含むが、これに限られない。）には、代理店を通じて加盟店に対して、加盟店として適切か否かの調査（法令および契約遵守状況の調査を含むが、これらに限られない。）を行う。
2. DGFT は、前項の調査の結果、加盟店が不適切であると判断した場合には、速やかにその旨を楽天ペイメントに通知する。また、代理店を通じて当該加盟店に対して是正を求める。
3. DGFT は、加盟店による加盟店契約上の義務の不履行または違反が生じたことを知った場合には、楽天ペイメントに対しその旨報告する。その上、代理店を通じて当該加盟店に対し、改善するよう指導を行う。
4. DGFT は、加盟店が次のいずれかに該当すると判断した場合、代理店を通じて加盟店に対し、指導その他必要な対応を求めることができる。加盟店はこれを予め了承する。
 - (1) 加盟店または加盟店の従業員等の故意または過失により、DGFT または楽天ペイメントが損害を被った場合

- (2) 加盟店規約に基づく加盟店の義務に違反した場合、その他加盟店規約に違反した場合
 - (3) 楽天ペイメントとの間の他の契約に加盟店が違反した場合
 - (4) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと認められる客観的事態が発生した場合
 - (5) 顧客からの苦情等により、加盟店として適当でないと DGFT または楽天ペイメントが判断した場合
 - (6) 加盟店の営業内容に著しい変化があり、変化後の営業内容が公序良俗に反すると DGFT または楽天ペイメントが判断した場合
 - (7) 前各号のほか、DGFT または楽天ペイメントが必要と判断した場合
5. DGFT または楽天ペイメントは、加盟店にて不正取引等の実態を確認した場合等において、楽天ペイ決済サービスに関するセキュリティまたは顧客の利用形態の調査等に関して情報提供等を求めることができる。加盟店は、DGFT または楽天ペイメントに対し、当該情報提供等について最大限の協力をするとともに、加盟店の事前承諾を得た上で、または必要かつ最低限の範囲内で、DGFT または楽天ペイメントがかかる調査結果および情報を利用、公表すること、または他の事業者等に対してこれらの情報を開示できることを了承する。

第126条 (加盟店契約締結後の加盟店に係る事項の報告)

1. 加盟店は、第 124 条（加盟店契約の申込等）第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる事項について変更の有無の確認を求められた場合、これに応じる。
2. 加盟店は、第 124 条（加盟店契約の申込等）第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる事項について変更が生じる場合には、予め代理店を通じて DGFT に対し、DGFT または楽天ペイメント所定の書面により届け出なければならない。ただし、事前の届出が困難な事情がある場合には、変更後直ちに届け出る。
3. 加盟店は、前項の届出事項のうち、代表者、取扱商材または販売方式もしくはカードの取扱店舗の変更については、予め代理店を通じて DGFT に対して届け出た上で、DGFT または楽天ペイメントの承認を得る。DGFT または楽天ペイメントの承認なく変更された場合、DGFT または楽天ペイメントは、当該加盟店における楽天ペイ決済サービスの利用を禁止することができる。

第127条 (販促物の掲出)

加盟店は、代理店を通じて DGFT から求められた場合、DGFT または楽天ペイメントの指定する販促物（アクセプタンスステッカー、スイング POP、ユーザーガイド、タペストリー、のぼり等を含むが、これらに限られない。）を掲出する。

第128条 (加盟店規約の遵守)

1. 加盟店は、加盟店規約の内容を遵守する。また、加盟店規約に定める加盟店の義務および責任を履行する義務を負う。
2. 加盟店は、加盟店規約に違反した場合、または加盟店規約に基づく取引に関連して DGFT または楽天ペイメントに損害を与えた場合、DGFT または楽天ペイメントが被った損害を賠償する責めを負う。
3. 前条の規定は、楽天ペイ決済サービス加盟店契約の終了後も、有効に存続する。

第129条 (精算)

1. DGFT は、楽天ペイメントから支払いを受けた対象取引代金相当額から所定の決済手数料を差し引いた金額を、第 12 条（支払方法）に基づき代理店を通じて加盟店に支払う。対象取引代金相当額とは、DGFT または楽天ペイメントによる支払拒絶や対象取引代金の返還請求権等があった場合は、それらを差し引いた額を指し、楽天ペイメントが加盟店手数料等と相殺した場合は、当該相殺後の金額を指し、以下、本条および次条において同様とする。
2. DGFT は、楽天ペイメントから前項に定める支払を受けるにあたり、予め代理店を通じて加盟店から代理受領権限の付与を受けた上で、加盟店に代わって当該支払を受領する。
3. 加盟店は、加盟店手数料等が対象取引代金相当額に不足する場合、代理店を通じて DGFT に対し当該不足額を支払う。
4. DGFT が本条第 1 項に基づき受領した対象取引代金相当額であって、加盟店に対する引渡しが行われていない金銭（以下、本章において引渡未了金という。）がある場合において、加盟店の楽天ペイメントに対する未払の加盟店手数料等の支払義務が存在し、かつ弁済期日が到来している場合であって、楽天ペイメントがその旨および金額を DGFT に通知したときは、引渡未了金の範

圏内において、DGFT が代理店を通じて加盟店から加盟店手数料等の支払を受けたものとみなす。この場合、DGFT は、当該加盟店手数料等相当額を楽天ペイメントに対して引き渡す。

5. DGFT は、以下の事由が発生した場合、以下に定める期間、本条第1項に基づく当該事由に係る支払を留保することができる。加盟店は、かかる留保金額について利息および遅延損害金が発生しないことについて了承する。
- (1) 加盟店が指定する金融機関口座が加盟店の本人名義（法人の場合は法人名義）でない場合（DGFT または楽天ペイメントが当該名義人の口座の利用を承諾した場合を除く。）：DGFT または楽天ペイメント所定の方法により本人口座が指定されるまで。
 - (2) DGFT が第125条（加盟店調査、管理等）第1項に基づく調査を行う場合：当該調査が完了するまで。
 - (3) 次条（支払停止の抗弁）に定める抗弁事由が発生した場合：当該抗弁事由が解消し、楽天ペイメントからDGFT に対して留保金額に係る支払がなされるまで。
 - (4) 加盟店規約第42条（契約の解除）第1項または第2項に定める事由が発生した場合：当該事由が解消した日または楽天ペイ加盟店契約を解除した日のいずれか早い日まで

第130条 （返品等）

1. 加盟店は、顧客との間の対象取引について、顧客と合意の上これを取り消し、または解除した場合（加盟店が顧客から取扱商品の返品を受け付ける場合等を含むが、これに限られない。）には、当該取引の成立日に限り、以下の各号のいずれかの方法により、対象取引（銀行口座払いを除く。）を取り消すことができる。

- (1) 「楽天ペイ」アプリの機能において楽天ペイメントまたは DGFT 所定の方法により取消処理を行い、顧客による署名を取得して代理店および DGFT を通じて楽天ペイメントに送信する方法
- (2) ショップ管理機能において楽天ペイメントまたは DGFT 所定の方法により取消処理を行う方法

2. 加盟店は、当該取引の成立日の翌日から起算して 60 日を経過するまでの間に限り、当該対象取引の取消しに関する状況その他の必要な情報（書面を含むが、これに限られない。）を代理店および DGFT を通じて楽天ペイメントに対して提供した上、楽天ペイメント所定の方法によって当該対象取引の取消しを楽天ペイメントが認めた場合には、当該対象取引を取り消すことができる。なお、加盟店は、楽天ペイメントから既に当該取消しに係る対象取引代金相当額を受領している場合には、対象取引の取消しに先立ち、楽天ペイメント所定の方法で対象取引代金相当額を支払う必要が生じる場合があることを承諾する。

3. 銀行口座払いの場合は、前各項の規定を適用しない。この場合、加盟店が顧客との合意により当該顧客との間の対象取引を取り消し、または解除した場合（加盟店が取扱商品等の返品を受け付ける場合等を含むが、これに限られない。）、加盟店は、代理店を通じて代理受領権限を付与されている DGFT に対して、当該取引に係る受領済みの対象取引代金相当額を支払う。この場合、DGFT は、前条（精算）第4項に基づく方法により、引渡未了金の範囲内において、DGFT が加盟店から返金を受けたものとみなすことができる。

4. 加盟店は、本条の手續に従う場合のほか、顧客との間の取扱商品の売買取引に関する事項については、第133条（顧客との紛争）に従って処理する。

第131条 （支払停止の抗弁）

1. 顧客が加盟店との間の取引について、割賦販売法に定める支払停止の抗弁をクレジットカード会社等に申し出た場合、加盟店は、直ちにその抗弁事由の解消に努める。
2. 前項に該当する場合、楽天ペイ決済サービスに基づく支払がすべて留保または取り消される。この場合、前条第1項に定める対象取引代金相当額の支払いは、以下のとおりとする。
 - (1) DGFT が代理店を通じて加盟店に対して支払う前の場合には、DGFT は、前条に従い、当該支払を留保または拒絶できる。かかる留保金額に利息および遅延損害金は生じない。
 - (2) DGFT が代理店を通じて加盟店に対して支払済の場合には、加盟店は、代理店を通じて DGFT に対して当該支払済の対象取引代金相当額を直ちに返還する。加盟店は、当該支払済の対象取引代金相当額が次回以降の加盟店に対する支払から差し引かれることについて、予め了承する。

- (3) 当該抗弁事由が解消し、クレジットカード会社等から、本項第 1 号により留保または拒絶していた金銭に係る支払を受けた場合には、DGFT は、代理店を通じて加盟店に対し、前条第 1 項に従い、直後に到来する支払日に、留保していた対象取引代金相当額を支払う。

第132条 (対象取引代金相当額の返還等)

1. 楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等が加盟店契約等に基づき立替払等の支払を取り消した場合において、DGFT の代理店を通じた加盟店に対する当該取消に係る対象取引代金相当額の支払前の場合、DGFT は、その支払を留保または取り消すことができる。なお、留保された金額について、利息および遅延損害金は生じない。
2. 楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等が加盟店契約等に基づき立替払等の支払を取り消した場合において、当該取消に係る対象取引代金相当額について、DGFT が第 129 条（精算）に基づき代理店を通じて加盟店に支払済みの場合は、DGFT は、DGFT 所定の方法により代理店を通じて当該対象取引代金相当額の返還を請求できる。なお、加盟店は、当該支払済の対象取引代金相当額が DGFT の加盟店に対する支払から差し引かれることについて、予め了承する。

第133条 (顧客との紛争)

加盟店が顧客に販売した取扱商品について、以下の各号のいずれかに該当する場合は、加盟店は、自らの責任と負担をもって解決する。また、これにより DGFT、楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等に損害が生じた場合は、加盟店は、当該損害を賠償する責めを負う。ただし、加盟店は、DGFT および楽天ペイメントの承諾なく、顧客に対して対象取引代金相当額を直接返還してはならない。

- (1) 事故（不良品、品違い、量目不足、性能等に関する疑義、商品等の未着、誤請求等を含むが、これらに限られない。）が発生した場合
- (2) 広告上の解釈、当該取引の過程もしくは取引の内容等に関して顧客との間に紛争が生じた場合

第134条 (広告)

1. 加盟店は、楽天ペイ決済サービスの取引について、楽天ペイメントの事前の承諾なく、広告宣伝してはならない。
2. 加盟店は、前項の承諾を得て広告宣伝を行おうとする場合には、次項各号に掲げる事項を遵守する。また、広告案および媒体を特定して、代理店および DGFT を通じて楽天ペイメントに承諾の申請をする。
3. 加盟店は、前項の承諾を得て広告宣伝を行う場合において広告を製作するにあたり、以下の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 関連法令（特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品及び不当表示防止法、著作権法、商標法（昭和 34 年 4 月 13 日法律第 127 号を法律番号とする法律を意味し、以下同様とする。）ならびにそれらに関連する法律を含むが、これらに限られない。）に違反しないこと
 - (2) 顧客の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと
 - (3) 以下の事項を表示すること
 - 1 加盟店の商号・屋号
 - 2 加盟店の名称・所在地
 - 3 加盟店の電話番号および電子メールアドレス
 - 4 顧客がカード等を利用できる旨
 - 5 加盟店の代表者または管理者の氏名および連絡方法
 - 6 その他楽天ペイメントが必要と認めた事項

第135条 (楽天ペイ決済サービスの一時停止)

1. DGFT は、以下の各号に掲げる場合には、DGFT または楽天ペイメント所定の方法で代理店を通じて加盟店に通知することにより、対象となる加盟店に係る楽天ペイ決済サービスによる取引を一時停止することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合には、DGFT は、通知することなく本項に基づく一時停止措置をとることができる。なお、DGFT は、代理店を通じて加盟店から利用再開の申し出があった場合には、第 124 条（加盟店契約の申込等）第 2 項に準じて審査を行った上、適切と認めた場合に限り、再開を認める。

- (1) 特定の加盟店が楽天ペイ決済システムの利用について遵守すべき規定（加盟店契約を含むが、これに限られない。）に違反して楽天ペイ決済サービスを利用した場合またはその疑いがある場合
 - (2) 楽天ペイメントに対する債務の支払い（第 132 条（対象取引代金相当額の返還等）第 3 項に定める対象取引代金相当額の返還等を含むが、これに限られない。）を行わない場合
 - (3) 届出情報等が事実と異なる場合またはその疑いがある場合
 - (4) 特定の加盟店において、6 か月以上に渡り、楽天ペイ決済サービスの利用がなかった場合
 - (5) クレジットカード会社等から要請があった場合
 - (6) その他、第 125 条（加盟店調査、管理等）第 1 項に定める調査を行うために必要な場合、または当該調査の結果、一時停止すべきであると DGFT が判断した場合
2. DGFT は、以下の各号に掲げる場合には、DGFT または楽天ペイメント所定の方法で代理店を通じて加盟店に通知または公表することにより、楽天ペイ決済サービスによる取引の全部または一部を一時停止することができる。ただし、緊急を要する場合には、停止後直ちに通知または公表することにより足りる。
- (1) 天災地変、地震、停電その他の災害等により、楽天ペイ決済サービスの提供ができない場合
 - (2) 楽天ペイメントが運営するアプリ等の機能その他楽天ペイ決済サービスに不具合が生じた場合
 - (3) 楽天ペイ決済サービスの保守または点検に必要な場合
 - (4) 不正な取引が発生した疑いがあり、DGFT、楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等が楽天ペイ決済サービスを停止すべきと判断した場合
 - (5) 楽天ペイ決済サービスを利用した取引に関する情報が漏えいし、DGFT、楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等が楽天ペイ決済サービスを停止すべきと判断した場合
 - (6) その他クレジットカード会社等から要請があった場合、または DGFT または楽天ペイメントがやむをえない事由により楽天ペイ決済サービスを停止すべきと判断した場合
3. DGFT、楽天ペイメントおよびクレジットカード会社等は、前項二項により楽天ペイ決済サービスによる取引を停止したことにより、加盟店に生じた損害について、自らの責めに帰すべき事由がある場合を除き、賠償する責任を負わない。

第136条 （楽天ペイ決済サービスの終了）

1. DGFT または楽天ペイメントは、天災地変等の不可抗力または営業上のやむを得ない事由により、楽天ペイ決済サービスを終了する場合には、DGFT または楽天ペイメント所定の方法により代理店を通じて加盟店に対して通知または公表することにより、楽天ペイ決済サービスの提供を終了することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合には、DGFT または楽天ペイメントは、事前に通知または公表することなく本項に基づく楽天ペイ決済サービスを終了することができる。
2. 前項に基づき楽天ペイ決済サービスを終了したことにより、加盟店に生じた損害について、DGFT または楽天ペイメントは、責任を負わない。

第137条 （免責）

以下の各号に掲げる事由については、DGFT、楽天ペイメントおよびクレジットカード会社等は、自らの故意または重過失による場合を除き、加盟店（加盟店が第三者に対して賠償した場合を含む。）に対して責任を負わない。加盟店はこれを承諾する。

- (1) アプリの故障、不具合により、楽天ペイ決済サービスの利用ができない場合
- (2) 加盟店端末の不具合により、楽天ペイ決済サービスの利用ができない場合
- (3) 停電、通信回線の不具合または電力会社もしくは通信会社の都合により、楽天ペイ決済サービスの利用ができない場合
- (4) 銀行等の振込システムの障害その他金融機関の都合により、加盟店契約に基づく加盟店に対する支払ができない場合

第7章 PayPay 決済サービス

利用者が第2条第12号⑥に定める PayPay 決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用する。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用される。

第138条 (用語の定義)

本章における次の用語は、本規約の各条項または加盟店規約（本条で定義する。）において別途定めるもののほか、以下の意味を有する。

- (1) 加盟店とは、第140条（申込み）に基づいて PayPay 決済サービスの加盟店申請を行い、同条において決済事業者が加盟店契約を締結することを承諾した利用者を意味する。
- (2) カードとは、それを提示しもしくは通知して、商品等を購入または提供を受けることができるカード（その他の物または番号、記号その他の符号を含む。）を意味する。
- (3) カード会社とは、カードを交付もしくは付与し、またはクレジットカードサービスを運営する法人、団体その他の組織のうち、決済事業者が指定する者の総称を意味する。
- (4) 加盟店情報とは、加盟店が本件決済サービスを利用して PayPay 決済サービスを利用するために必要な加盟店に関する情報（決済事業者の指定する ID、パスワード等を含むが、これらに限られない。）を意味する。
- (5) 決済関連情報とは、決済に関連する情報（以下各号に定める情報を含むが、これに限られない。）を意味する。
 - 1 PayPay 決済サービスにより決済された額、件数、決済の履歴
 - 2 決済事業者が加盟店に対してカード関連情報（顧客のカード番号、カードの有効期限、カードのセキュリティコードまたはカード会社に登録された顧客の氏名、電話番号など、カードを利用するために必要な情報を指す。）に代えて提供するコード
- (6) 商品等とは、加盟店が販売する商品もしくは権利または提供する役務を意味する。
- (7) 顧客とは、決済事業者所定の規約に同意し、決済事業者より、商品等の取引に係る代金の決済に PayPay 決済サービスを利用することを認められた者を意味する。
- (8) 商品等代金とは、加盟店と顧客との商品等の取引に係る決済代金額を意味する。
- (9) 注文関連情報とは、注文に関連する情報（PayPay 決済サービスにより決済された商品等の金額等を含むが、これらに限られない。）を意味する。
- (10) 加盟店契約とは、PayPay 決済サービスの利用に関し、決済事業者が定める契約条件に基づき決済事業者および加盟店の間で締結する、加盟店規約を内容とする契約を意味する。
- (11) PayPay 決済サービスとは、決済事業者が提供する、加盟店と顧客との間の取引の代金を、当該顧客があらかじめ登録した情報または都度入力する情報を用いて決済を行うサービス（その他決済事業者の提供するサービスおよび機能も含む。）を意味する。
- (12) 加盟店規約とは、決済事業者が定める PayPay 加盟店規約、PayPay 残高加盟店規約、クレジットカード加盟店約款（実店舗用）等（いずれも日本語で作成されたものをいう。）を含み、決済事業者の加盟店となる者との間で締結する契約を総称したものを意味する。

第139条 (包括代理権の授与等)

1. 利用者は、PayPay 決済サービスの利用を申し込む場合には、代理店および DGFT に対して、以下のすべての事項について DGFT および代理店が利用者を包括的に代理する権限を有することに同意する。
 - (1) PayPay 決済サービスの申込み行為
 - (2) 加盟店契約およびこれに付随する一切の覚書等の締結
 - (3) 決済事業者に対する一切の各種届出、報告、申請行為
 - (4) 決済事業者に対する売上承認処理および売上承認処理の取消処理に関する一切の事項
 - (5) PayPay 決済サービスにより決済された商品等代金の受領および利用者が支払う決済システム利用料を利用者に代わって支払う権限（以下収納代行権限という。）に関する一切の事項
 - (6) 決済事業者に対する一切の通知、審査依頼および通知の受領
 - (7) その他加盟店契約に基づく利用者の義務の履行または権利の行使に関する一切の事項
2. 利用者は、加盟店契約の有効期間中、利用者が代理店および DGFT に授与した包括代理権の全部ま

たは一部を撤回することはできない。

3. 利用者が DGFT に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、合理的な理由がある場合（DGFT が代理人として適切な行為を行わない場合等を含むが、これに限られない。）を除き、すべて DGFT が行い、利用者は本人として係る行為を行わない。なお、決済事業者は、利用者に対しても、加盟店契約の当事者としての決済事業者の行為を行うことができる。
4. 第 1 項に掲げる事項のほか、利用者は、以下の事項について同意する。
 - (1) 決済事業者が加盟店情報、注文関連情報および決済関連情報を DGFT に開示提供すること
 - (2) 注文関連情報および決済関連情報は、DGFT が本件決済サービスを介して代理店を通じて利用者に提供すること
 - (3) 決済事業者が PayPay 決済サービスにおいて提供する機能の一部を利用者が使用できない場合があること

第140条 (申込み)

1. PayPay 決済サービスの利用申込みを行う利用者は、加盟店規約に同意の上、DGFT または決済事業者所定の方法により、代理店および DGFT を通じて決済事業者に対して、PayPay 決済サービスの利用申込みを行う。
2. 利用者は、PayPay 決済サービスの利用申込みにあたり、決済事業者に提出する資料または決済事業者に届け出る事項が正確かつ最新の内容であることを表明し、保証する。
3. 決済事業者が PayPay 決済サービスの利用申込みを受け付けた場合、決済事業者において、利用者の審査（以下本件審査という。）を行う。本件審査にはカード会社による審査および PayPay 決済サービスにおける各決済手段を利用するために必要な第三者による審査も含む（以下、決済事業者、カード会社および当該第三者をあわせて決済事業者らという）。利用者は、本件審査の結果によってはカードによる商品等代金の決済の提供を受けられない場合があることを承諾する。
4. 本件審査の結果、決済事業者が PayPay 決済サービスの利用申込みを承諾した時点で、利用者を加盟店として、決済事業者との間で PayPay 加盟店規約に基づく代金決済サービス利用契約および決済事業者が定める PayPay 残高加盟店規約に基づく契約が成立する。利用者は、PayPay 加盟店規約の定めに加え、PayPay 決済サービスのうち、PayPay 残高による決済については、次の各号に従って PayPay 残高加盟店規約を順守しなければならない。また、これらのほか、PayPay 残高加盟店規約において PayPay 加盟店規約と矛盾・抵触する定めがある場合、PayPay 加盟店規約の定めが優先される。PayPay 加盟店規約に定めのない事項に限り、PayPay 残高による決済については、PayPay 残高加盟店規約が適用される。
 - (1) 利用者は、本条第 1 項に従って利用申込みを行ったことをもって、PayPay 残高加盟店規約第 3 条の申込および第 4 条の届出を行ったものとみなされる。
 - (2) 顧客が、PayPay 残高加盟店規約第 5 条第 2 項に定める決済事業者所定の方法で PayPay 残高による支払いを選択した場合であって、PayPay 加盟店規約第 11 条第 1 項各号に定める手続きが完了したときには、PayPay 残高加盟店規約第 5 条第 2 項に基づき、決済事業者は、PayPay 残高の減算を行うとともに、同条の定めに従う。
 - (3) PayPay 残高加盟店規約第 8 条第 2 項所定の残高取引を取り消す必要が生じた場合の取扱いは、PayPay 加盟店規約第 15 条の 2 に従って行う。
 - (4) PayPay 残高加盟店規約第 11 条所定の加盟店手数料等の支払いおよび第 12 条所定の精算については、PayPay 加盟店規約第 13 条および第 14 条に従って行う。
 - (5) PayPay 残高による決済が PayPay 残高加盟店規約第 19 条第 1 項各号の事由に該当したときは、PayPay 加盟店規約第 18 条第 1 項各号に該当したものとみなし、同条第 2 項から第 6 項までの定めに従って取り扱う。
5. 本件審査の結果、PayPay が PayPay 決済サービスの利用申込みを承諾し、カード会社がカードによる商品等代金の決済の提供の申込を承諾した時点で、利用者と次の各号に定めるカード会社との間で、カード会社に依じて次の各号に定めるカード加盟店規約（以下カード加盟店規約という。）に基づくカード加盟店契約が成立する。利用者は決済事業者に対して、カード加盟店契約に基づき利用者が行うべき業務その他一切の事項の代行に必要な権限を付与する。
 - (1) カード会社：PayPay カード株式会社
カード加盟店規約：クレジットカード加盟店約款（実店舗用）
（クレジットカードおよびあと払いサービスのため）

- (2) カード会社：決済事業者
カード加盟店規約：あと払い加盟店約款（オフライン決済用）
（あと払い（一括のみ）サービスのため）
 - (3) カード会社：決済事業者が別途通知するカード会社
カード加盟店規約：別途決済事業者が通知するカード加盟店規約
6. DGFT および決済事業者らは、本件審査の経過、結果の理由等について一切開示しない。
7. 加盟店規約は日本語文を正文とし、当該規約について参考のために作成された他言語による訳文はいかなる効力も有しない。

第141条 （決済限度額）

加盟店は、決済事業者がその任意の判断および裁量により、加盟店において PayPay 決済サービスによる決済を受け付けることができる一ヶ月当たりの限度額（以下、「決済限度額」という。）を設定することができること、ならびに当該決済限度額の設定をいつでも変更することができることを予め承諾する。この場合、加盟店は、決済限度額を超えて PayPay 決済サービスによる決済を行うことができない。

第142条 （PayPay 商品券加盟店）

1. 加盟店は、以下（※）の PayPay 商品券加盟店特約（日本語で作成された規約をいう。）に基づき、PayPay より当該特約にいう商品券加盟店として選定されたときは、加盟店規約として前記特約が適用される旨につき、予め承諾する。
※ <https://about.paypay.ne.jp/terms/merchant/rule/gift-voucher>
2. 第 140 条（申込み）第 7 項の規定は、前項の PayPay 商品券加盟店特約に適用されることを確認する。

第143条 （商品等代金の支払い）

1. DGFT は、代理店を通じて加盟店より付与された収納代行権限に基づき、決済事業者から商品等代金の総額から、加盟店が加盟店契約に基づき決済事業者に対して支払義務を負う決済事業者所定の決済システム利用料を控除した金額を、決済事業者より收受する。この場合、決済事業者の加盟店に対する商品等代金の支払債務は、DGFT への支払いをもって免責される。なお、商品等代金の総額には、決済事業者が加盟店に対して商品等代金の支払いを留保もしくは拒絶した場合の商品等代金、または加盟店が支払済みの商品等代金を返還した場合の商品等代金は含まない。
2. DGFT は、前項により受領した金額から DGFT 所定の決済手数料を差し引いた金額を代理店を通じて加盟店に対して引き渡す。
3. 決済事業者は、加盟店に対して支払うべき商品等代金から、決済事業者が加盟店に対し有する金銭債権を、弁済期の到来の有無にかかわらず控除して支払うことができる。

第144条 （法令遵守等）

1. 加盟店は、法令等、加盟店契約および PayPay 決済サービスを取り扱うにあたり決済事業者が定めるガイドライン等を遵守する。
2. 前項に定める目的のために DGFT が必要と判断した場合または決済事業者から要請があった場合には、DGFT は、代理店を通じて加盟店に対し、業務の改善または指導を求めることができる。加盟店は当該求めに従う。
3. DGFT または決済事業者が必要と認めた事項（業務内容、加盟店による PayPay 決済サービスの利用状況、商品等の内容、注文関連情報または決済関連情報等を含むが、これらに限られない。）に関して調査、報告または資料の提示を DGFT または決済事業者が加盟店に対し直接または代理店を通じて求めた場合、加盟店は当該求めに従う。

第145条 （PayPay 決済サービスの中断または停止）

1. 決済事業者は、決済事業者のシステム（以下 PayPay システムという。）の定期点検、保守等のやむを得ない事情により、PayPay 決済サービスの提供を部分的にまたは全面的に中断する場合があります。この場合、決済事業者は、加盟店に対し、ウェブサイトへの掲示等により、事前にその旨を通知する。
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかの場合は、決済事業者は、加盟店への事前通知を行うこ

となく、直ちに PayPay 決済サービスの提供を中断または停止することができる。かかる中断または停止により、利用契約または加盟店契約の全部または一部の義務を履行できなかった場合、DGFT および決済事業者はそれについて何ら責任を負わず、利用契約または加盟店契約上の義務を免除される。この場合、DGFT および決済事業者は当該中断または停止により加盟店に発生した一切の損害について免責される。

- (1) 決済事業者が、決済事業者の責めに帰することのできない事由（天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、通信設備の事故、通信事業者の役務提供の停止もしくは緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導等を含むが、これらに限られない。）により PayPay 決済サービスの提供の中断または停止を必要と判断した場合
 - (2) 合理的な理由（PayPay システムの保守等、技術もしくは運用上の理由等を含むが、これらに限られない。）で決済事業者が PayPay 決済サービスの提供の中断または停止を必要と判断した場合
 - (3) PayPay システムの不正利用防止などのため中断が必要であると決済事業者が判断した場合
3. 決済事業者は、通信障害、機器故障、その他の事由により、PayPay 決済サービスが利用できない状態であることが判明したときは、可能な限り速やかに加盟店に対してその旨をウェブサイトへの掲示等により告知するとともに、復旧に努める。

第146条 (免責)

1. 前条に該当し、PayPay 決済サービスを利用することができないことにより、加盟店に損害が生じた場合（PayPay 決済サービスを決済方法とする売買等を行うことができない場合を含む。）においても、これらの損害につき DGFT および決済事業者は一切責を負わない。
2. 前項に定める事由を除き、決済事業者の責に帰すべき事由により加盟店に損害が発生した場合、決済事業者は、加盟店契約に基づき加盟店から決済事業者を支払われた直近の1カ月分の決済システム利用料の合計額を限度として、当該損害を賠償する責を負う。
3. 前項の規定にかかわらず、決済事業者所定の PayPay マイストアの利用について、決済事業者の責めに帰すべき事由により加盟店に損害が発生した場合においても、これらの損害につき、DGFT および決済事業者は一切の責を負わない。

第8章 Alipay+決済サービス

利用者が第2条第12号⑦に定めるAlipay+決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用する。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用される。

第147条 (用語の定義)

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとする。

- (1) 「Alipay+決済サービス」とは、Alipay+の利用に関してDGFTがブランド運営者との間で締結した契約（以下「アクワイアリング契約」という。）に基づき提供する、商品代金の収納代行およびこれに係る情報処理サービスをいう。
- (2) 「加盟店」とは、第149条（登録申請）に基づいてAlipay+決済サービスの利用の登録を申請し、第5条（審査および登録）においてDGFTがAlipay+決済サービスを利用することを承諾した者をいう。
- (3) 「ショップ」とは、加盟店が運営する店舗・自動販売機等をいう。
- (4) 「取扱商品」とは、加盟店がショップで顧客へ販売または提供する、DGFTが承認した物品、権利、ソフトウェア等またはサービスをいう。
- (5) 「顧客」とは、ショップにおいて取扱商品の購入を申し込んだ、または加盟店より当該申込を承認された、個人または法人をいう。
- (6) 「本件決済手段」とは、Alipay+に加盟している事業者が、当該加盟した地位に基づき顧客に対して提供する決済手段をいう。
- (7) 「対象取引」とは、加盟店および顧客間において行われる本件決済手段を用いて決済が行われる取扱商品の販売等にかかる対面取引をいう。
- (8) 「決済データ」とは、加盟店と顧客間の対象取引において、DGFTが決済処理のために用いるデータをいう。
- (9) 「マーチャント管理ポータル」とは、加盟店がショップにおける加盟店と顧客とのAlipay+決済サービスを用いた取引の確認および決済データの処理を行うことを目的として、DGFTがウェブサイト上に設置するソフトウェアをいう。
- (10) 「コンテンツ」とは、加盟店がショップで提供または表示する一切の情報をいう。
- (11) 「イシュー」とは、顧客に対し、本件決済手段を提供する事業者をいう。
- (12) 「Alipay+」とは、Alipay Connect Pte.Ltd.が提供する資金決済に関するサービスをいう。
- (13) 「Alipay+ルール」とは、Alipay+への参加者（ただし、加盟店は除く。）がAlipay+の決済システム等を利用するに際して遵守すべき事項としてブランド運営者が定める各種の規制、ガイドラインその他のルールをいい、アクワイアリング契約で定められたルールも含むものとする。なお、ブランド運営者が各種の規制、ガイドラインその他のルールを変更した場合、当該変更後のルールも含むものとする。
- (14) 「ブランド」とは、ブランド運営者に係るトレードマークその他識別子であって、ブランド運営者が保有しまたはその権利を有するものをいう。
- (15) 「ブランド運営者」とは、直接または間接にDGFTに対してAlipay+の利用に係るサービスを提供する事業者であって、本規約においてはAlipay Connect Pte.Ltd.及びAlipay Singapore E-commerce Private Limitedを個別に又は総称して意味するものとする。

第148条 (委託業務)

利用者はDGFT及び代理店に対し、以下の業務を委託し、DGFTはこれを受託する。

- (1) ブランド運営者への商品代金の収納依頼
- (2) ブランド運営者からの商品代金の入金情報の受領
- (3) ブランド運営者からの商品代金の受領
- (4) その他利用者およびDGFTで合意した業務
- (5) 前各号に付随関連する業務

第149条 (登録申請)

1. Alipay+決済サービスの利用を希望する者（以下、「登録希望者」という。）は、本規約を遵守すると共に、本規約に基づく取引に対して妥当する範囲で Alipay+ルールが適用または準用されることに同意し、かつ、以下の各号に掲げる Alipay+決済サービスの申込情報（以下、「申込情報」という。）を DGFT 所定の申込書（以下、「申込書」という。）に記載のうえ提供

（DGFT 所定の申請内容入力ページに必要事項を入力の上申込書を電磁的方法で提供する場合を含む。）することにより、代理店を通じて DGFT に対し、Alipay+決済サービスの利用の登録を申請することができるものとする。

- (1) 名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日（登録希望者が個人の場合は、氏名、生年月日、住所、電話番号及び電子メールアドレス）
 - (2) 登録希望者が行う取引の種類
 - (3) 登録希望者が販売等しようとする商品等の種類
 - (4) 過去 5 年以内に特定商取引に関する法律に基づき処分を受けたことがあるか否か（ある場合はその内容）
 - (5) 過去 5 年間に消費者契約法違反を理由とする敗訴判決を受けたことがあるか否か（ある場合はその内容）
 - (6) 登録希望者が取扱う商品が許認可を要する場合には、当該許認可証
 - (7) ショップの名称、所在地、連絡先
 - (8) 登録希望者の指定する金融機関の振込口座（ただし、本人名義のものに限る。）
 - (9) その他 DGFT 所定の事項（Alipay+決済サービスに関し、DGFT から金銭の支払を受ける際に利用する銀行口座を含むがこれに限られない。）
2. 登録希望者は、DGFT に対し、前項に基づく登録申請の時点において登録希望者（登録希望者が法人である場合にはその代表取締役。）が未成年者ではないことを表明し、保証する。

第150条 （審査および登録）

1. DGFT は、DGFT 所定の基準に従って、前条に基づいて登録申請を行った登録希望者（以下、「登録申請者」という。）の登録の可否を審査し、DGFT が登録を認める場合にはその旨を登録申請者に直接または代理店を通じて通知する。尚、登録希望者が提供した申込情報および店舗申請データに誤りがあった場合、DGFT は何ら責任を負わないものとする。
2. DGFT が前項の通知を行った時点で、DGFT と登録申請者の間に本規約に基づく契約（以下、「本契約」という。）が成立し、以後、当該登録申請者は加盟店となる。
3. DGFT は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録および再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負わないものとする。
 - (1) DGFT に提供した申込情報の全部又は一部に虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (2) 成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (3) 未成年者である場合
 - (4) 登録希望者が過去 DGFT との契約に違反した者またはその関係者であると DGFT が判断した場合
 - (5) 第 40 条（反社会的勢力の排除）に定める規定に該当していると DGFT が判断した場合
 - (6) 第 166 条（契約の解除）に定める措置を受けたことがある場合
 - (7) その他、DGFT が登録を適当でないと判断した場合

第151条 （必要機器等の調達・導入等）

1. 加盟店は、Alipay+決済サービスの利用に先立ち、自らの責任と費用負担により Alipay+決済サービスを利用するために必要な機器等（タブレット端末等を指し、Alipay+決済サービスを利用するために当該タブレット端末等にインストールするアプリケーションその他のソフトウェアを含め、以下「必要機器等」という。）を調達のうえ導入するものとし、本契約の有効期間中、必要機器等を適正に運用する（アプリケーションその他のソフトウェアを最新バージョンにアップデートすることを含む。）ものとする。
2. 必要機器の動作不良、故障その他の不具合については、加盟店の責任と費用負担において解決するものとし、DGFT は一切責任を負わないものとする。

第152条 （Alipay+決済サービスのサービス開始日）

DGFTは、加盟店が申込書に入力した利用開始希望日をもとに、Alipay+決済サービスの開始日を加盟店に通知するものとする。

第153条 (加盟店の遵守事項、提供する商品またはサービス等)

1. 加盟店は、Alipay+決済サービスを利用するにあたって、次の各号記載の事項を遵守するものとする。
 - (1) 加盟店がショップで提供し、または提供する予定の取扱商品は、加盟店がDGFTに申請した店舗申請データ、または今後加盟店がDGFTに提出し、DGFTが承認した修正後の店舗申請データに記載したものに限り、
 - (2) 加盟店が作成した販売条件や商品説明等を含むコンテンツの表示内容に基づき、瑕疵のない取扱商品の販売または提供を行うこと
 - (3) 本規約の遂行に必要な諸データは、適法かつ公正な手段によって取得されたものであること
 - (4) 旅行商品・酒類・商品券類・金銀の地金・タバコ・印紙・切手・古物等の販売にあたり許認可を得るべきまたは届出を行うべき商品等を取扱う場合は、あらかじめDGFTにこれを証明する関連書類を提出し、事前にDGFTの承認を得ること
 - (5) 加盟店のショップにおけるエントランスやレジカウンターおよび加盟店のウェブサイトにおける決済画面のほか、取扱商品のマーケティング資料その他Alipay+ルールが定める箇所においてブランドの表示を行うこと、取扱商品以外のものに関してブランドを利用しないこと、ならびにその利用等に関してDGFT及びブランド運営者の指示等に従うこと
 - (6) 商品の交換、返品、返金または取引のキャンセル等に関する取り決めを定め、これをショップまたはそのウェブサイト等に掲示すること
 - (7) Alipay+決済サービスの利用に当たり、DGFT、イシューまたはブランド運営者の名誉・信用を直接もしくは間接的に毀損し、または業務を妨害する行為をしないこと
 - (8) 法令、ガイドラインその他加盟店の事業遂行上遵守することが求められる事項
 - (9) 有害なコード、コンピュータ・プログラム等をDGFTまたはブランド運営者のシステムまたは第三者のコンピュータに送信または書き込みしないこと
 - (10) DGFTまたはブランド運営者のシステム（ソースコードその他のシステムの構成要素を含む。）の修正、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、分解、再構成または当該システムのソフトウェア保護メカニズムの破壊、無効化その他の回避行動を試みないこと
 - (11) その他、Alipay+ルール上、DGFTが加盟店に遵守させることが求められている事項
2. 加盟店は、次の各号のいずれかに該当するものを販売または提供することはできないものとする。
 - (1) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他法令の定めに違反するもの
 - (2) 生き物
 - (3) 犯罪行為を惹起するおそれがあるもの
 - (4) 生命または身体に危険をおよぼすおそれがあるもの
 - (5) 猥褻性のあるものまたは通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの
 - (6) 通常人の射幸心をあおるもの
 - (7) 事実誤認を生じさせるものまたは虚偽であるもの
 - (8) 第三者の著作権、商標権、意匠権および特許権等知的財産権を侵害するもの
 - (9) 第三者の財産またはプライバシーを侵害するもの
 - (10) DGFTまたはイシュー若しくはブランド運営者のイメージを低下させる商品若しくは権利または役務
 - (11) その他DGFTまたはブランド運営者が不相当と認めたもの
3. 取扱商品またはコンテンツの知的財産権に関して第三者からの異議申立が生じた場合には、加盟店の費用および責任において解決するものとする。
4. 加盟店は、Alipay+およびブランド運営者の名称（中国語および英語の表記を含む。）その他ブランド運営者が所有しまたは適法に使用する商標、商号、ブランドネーム、ロゴマーク等（以下「商標等」という。）並びにAlipay+に関する著作権その他の知的財産権がブランド運営者に帰属し、利用契約または加盟店契約（以下「本契約等」という。）に基づきAlipay+決済サービスを利用する目的に限定してブランド運営者から当該知的財産権を使用する権利を許諾されるものであること、当該許諾が利用者に対していかなる権利も付与するものでないことを確認する。また、当該許

諾される権利は、譲渡不可、再許諾不可の非独占的なものであり、ブランド運営者は、本契約等の契約期間中いつでも当該許諾した権利の内容を修正し、または許諾を撤回することができるものとし、当該修正または撤回により利用者に生じた損害について DGFT およびブランド運営者は一切の責任を負わないものとする。

5. 加盟店が販売促進の目的で Alipay+に関するコンテンツを表示し、または発行等する場合には、加盟店は、これらのコンテンツに係る著作権その他の知的財産権がブランド運営者に帰属することを確認する。
6. 加盟店は、ブランド運営者が Alipay+に関連して作成し若しくはブランド運営者のために作成され、または加盟店により提供された申込情報その他のデータまたは情報に関連して発生した著作権その他の知的財産権がブランド運営者に帰属することを確認する。
7. 加盟店は、DGFT の事前の同意なく、Alipay+決済サービスに関連して DGFT およびブランド運営者の間で締結した契約、Alipay+、ブランド運営者との取引関係ならびに Alipay+ルールに関する情報を公表その他第三者に提供しないものとする。加盟店は、以下の場合を除き、DGFT または DGFT を通じたブランド運営者による事前の同意なく本契約等に関連する事項を公表してはならないものとする。
 - (1) 加盟店またはブランド運営者が相互に本契約等に関連する同内容の事項の公表を行う場合
 - (2) 加盟店に適用される関連法令の要求に基づき本契約等に関連する事項の公表を行う場合
8. 加盟店は、本契約等の締結を行う時点において、国際連合安全保障理事会決議等の国際的な要請等に基づき規制を受ける以下各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。また加盟店は、加盟店が法人である場合は、加盟店の代表者、または加盟店の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号、以後の改正を含む。また、当該法律に関連する政令等を含む。以下、本条において「犯収法」という。）における実質的支配者を指すものとする。）その他現地法（加盟店の所在する国・地域において、加盟店に対し適用される法令等を指すものとする。以下同じ。）において実質的支配者に相当する者（これらを総称して、実質的支配者等という。以下同じ。）が、以下各号のいずれにも該当しないことも併せて表明し、保証する。
 - (1) 国際連合安全保障理事会または日本、米国、その他の各国により、国際安全保障や各国の安全保障上問題があるとして公表された上、経済制裁の対象に指定された国・地域における企業または個人と取引を行っている、または当該国・地域において何等かの資産を有している。
 - (2) 日本の財務省により、経済制裁措置の対象として公表されている。
 - (3) 米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control、略称：OFAC）により、制裁措置の対象として公表されている。
 - (4) 第 2 号または第 3 号の対象者と取引を行っている。
 - (5) 前各号に類するものとして現地法において定められたものに該当する。
9. 加盟店は、本契約等の締結を行う時点において、犯収法における①「外国の政府等において重要な地位を占める者」または②「過去にその地位にあった者」に自己が該当せず、あるいは自己の家族（配偶者（事実婚を含む。）、自己の父母、自己の子、自己の兄弟姉妹、ならびに配偶者の父母および子をいうものとする。）が前記①および②に該当せず、もしくは加盟店が法人である場合において、加盟店における実質的支配者等および当該実質的支配者等の家族（定義は前記と同じとする。）が前記①および②に該当しないことを表明し、保証する。なお、①の具体的内容は以下に掲げるとおりとするが、当該記載と犯収法の規定に相違がある場合には、犯収法の規定が優先するものとする。
 - (1) 国家元首
 - (2) 日本における内閣総理大臣その他の国务大臣および副大臣に相当する職
 - (3) 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - (4) 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - (5) 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - (6) 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、または航空幕僚副長に相当する職
 - (7) 中央銀行の役員
 - (8) 予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員
 - (9) 現地法において重要な公的地位を有する者（Politically Exposed Persons、略称：PEPs）とされる者

10. 加盟店は、前項の表明保証に違反した場合（DGFTにおいて、違反またはそのおそれがあると判断した場合を含む。）、DGFTが加盟店に対しAlipay+決済サービスを提供しない、あるいはサービスの内容等に一定の制限を設ける措置（以下、これらの措置を本項において「利用制限等」という。）を採ることができること、あるいは提供のために追加的な情報または資料の提供を直接または代理店を通じて求めることができることを予め承諾する。この場合においてDGFTが満足する追加的な情報または資料の提供がなされない場合、DGFTは利用制限等の措置を採ることができるものとする。DGFTが本項の規定に従い利用制限等の措置を採ったことにより加盟店にいかなる損害が生じたとしても、DGFTは免責されるものとする。
11. 加盟店は、本契約等の締結を行う時点において、加盟店およびその関連会社について、本契約等に基づく義務の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある訴訟、調査その他の手続を受けていないこと、ならびにDGFTに対して提供する情報が重要な点において正確であり、かつ重要な情報が全てDGFTに提供されていることを表明し、保証する。
12. 加盟店は、ブランド運営者が自己のアンチマネーロンダリング、コンプライアンスおよびセキュリティに関する方針および手続に基づき、対象取引にかかる商品代金の支払拒絶、またはAlipay+決済サービスの利用制限等を講じることができること、および法令に従いブランド運営者が関係当局に対して疑わしい取引等の報告を行うことができることを予め承諾する。

第153条の2（禁止商材の取扱いおよび罰金）

1. 加盟店は、Alipay+決済サービスを利用するにあたっては、第146条（加盟店の遵守事項、提供する商品またはサービス等）第2項各号に記載するものに加え、別途DGFTが通知する物品・サービス・権利・ソフトウェア等（以下、「禁止商材」という。以下同じ。）を取り扱うことができないものとする。
2. DGFT及びブランド運営者は、前項に定める禁止商材を随時変更することができるものとし、加盟店は当該変更に応じた適切な措置を講ずるものとする。加盟店は、DGFT及びブランド運営者が禁止商材を変更した結果、Alipay+決済サービスを利用できなくなる可能性があることを予め了承するものとし、これにより加盟店に生じた損害につき、DGFT及びブランド運営者は一切の責任を負わないものとする。
3. 加盟店は、本条第1項に違反して禁止商材を取り扱ったことに起因して、加盟店またはDGFTがブランド運営者から、ブランド運営者が定めるレギュレーションその他諸規則に基づき発生する罰金、違約金等（名称の如何を問わないものとし、以下、本条において「罰金等」という。）の支払の請求を受けた場合には、加盟店またはDGFTがブランド運営者から請求を受けた罰金等の支払義務を負うものとする。ブランド運営者が加盟店に対し上記罰金等の支払を請求した場合、またはDGFTに対し上記罰金等の支払を請求した場合、加盟店はDGFTの選択に従い、速やかにブランド運営者またはDGFTに対し、請求された金額の全額を支払うものとする。加盟店は、ブランド運営者に対して請求された金額を支払う場合にはブランド運営者の指示に従って支払うものとし、ブランド運営者に対して請求された金額を直接支払った場合においても、DGFTに対して求償その他一切の請求ができないものとする。
4. 前項第2文にかかわらず、DGFTは、請求された金額の全額または一部をブランド運営者に対して支払うことができるものとする。この場合、加盟店はDGFTに対し、直ちにDGFTがブランド運営者に支払った金額と同額を支払うものとする。
5. 本条と第37条（賠償責任）の内容が矛盾抵触する場合は、本条が優先して適用されるものとする。

第154条（申込情報の変更）

1. 加盟店は、申込情報その他DGFT所定の事項に変更が生じることとなった場合はあらかじめ（販売等しようとする商品等の種類または銀行口座等の変更に関しては、変更の効力が生ずる日の30日以上前であることを要する。）DGFT所定の方法により直接または代理店を通じて届け出るものとする。
2. 加盟店が前項の届出を怠ったことにより生じた加盟店の損失その他の負担について、DGFTはその責を負わない。

第155条（Alipay+決済サービスの利用）

1. 加盟店は、顧客から本件決済手段を利用することを求められた場合には、顧客が保有する端末に表示された QR コード又はバーコードその他 DGFT 所定の情報等（以下、「QR コード又はバーコード等」という。）を必要機器等を用いて読み取り、または必要機器等に表示した QR コードもしくはバーコード等を顧客に読み取らせることによって、本件決済手段による取引を遂行するものとする。なお、顧客から本件決済手段の利用方法についての問合せを受けた場合には、その適切な利用方法を顧客に対して教示し対応するものとする。
2. 加盟店は、Alipay+決済サービスを、本規約の目的の範囲内であつ本規約に違反しない範囲で、DGFT およびブランド運営者が定める手続きに従って利用することができるものとする。
3. DGFT は、加盟店が誤って送信した Alipay+決済サービスに関する情報を受信した場合に、当該情報を処理したことによってなんら責任を負わない。
4. 加盟店は、顧客とのトラブル、システム障害によるトラブル等につき、一方的に顧客が不利にならないよう取り計らうものとし、加盟店が責任をとり得ない範囲について顧客が理解できるようショップに明示するものとする。
5. 加盟店は、本件決済手段を利用して対象取引の申込を行った顧客に対し、正当な理由なく申込を拒絶したり、他の支払方法を要求したり、他の支払方法と異なる代金・料金を請求する等、本件決済手段を利用して対象取引の申込を行った顧客に不利となる差別的取扱や Alipay+決済サービスの円滑な使用を妨げる何らの制限も行わないものとする。
6. DGFT が本規約に関連し、顧客または第三者から直接または間接に異議、苦情などを受けた場合は、速やかに加盟店に通知するものとし、加盟店は、DGFT または Alipay+の指示に従い、異議等に関する情報または資料の提供その他異議等の解決のために必要な措置を直ちに講ずるものとする。なお、上記通知および指示は、加盟店の損害賠償義務を免除するものでないことを確認する。
7. 加盟店に第 166 条（契約の解除）第 2 項各号に該当する事由が生じた場合、加盟店は、直ちに DGFT へ連絡するとともに、履行が完了していない加盟店の顧客にも連絡し責任を持って対応するものとする。
8. DGFT は、加盟店に対し、DGFT がブランド運営者より受領した通知または最新の Alipay+ルールに基づき、当該通知等を遵守するために DGFT が必要と判断した措置および対応を講じるよう求めることができるものとする。加盟店は、DGFT から当該措置等を求められた場合、自己の費用および責任をもって速やかにこれに対応するものとする。
9. 加盟店は、対象取引の日から 5 年間または関係国の法令もしくは規則で要求される期間のうちいずれか長い期間において、当該取引に関するデータ及び文書等を適切に保管するものとする。

第156条 （不正利用防止措置）

1. 加盟店は、対象取引を行うにあたっては、善良なる管理者の注意をもって、法律、政令、省令その他のルールを遵守し、適切な本人確認の実施その他の必要な措置を講じなければならないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、加盟店において対象取引の実施に関し不正利用が発生していると認められる場合、加盟店は再発防止策を講ずるものとし、その計画の策定又は実施に関し DGFT またはブランド運営者による指示がある場合には、これに従うものとする。
3. ブランド運営者が Alipay+決済サービスの全部または一部について不正利用が発生するリスクが高いと判断した場合、DGFT またはブランド運営者は、Alipay+決済サービスの全部または一部の停止もしくは終了、取引上限の設定その他 DGFT またはブランド運営者が必要と認める措置を講じることができるものとする。
4. 前項に定める措置により加盟店が被った損害について、DGFT およびブランド運営者は一切責任を負わないものとする。

第157条 （顧客との紛議）

1. 加盟店は、顧客からの苦情、問い合わせ等を受けた場合は、速やかな対応を行うものとし、加盟店とその顧客との間で対象取引の債務不履行等の瑕疵、不成立もしくは不存在等をめぐる苦

情、または紛争等が生じた場合であっても、DGFT、ブランド運営者および第三者に一切の損害、迷惑等を及ぼさないものとする。

2. 顧客からの加盟店の取扱商品に対する苦情、返品要求、商品取替要求、中途解約の請求、広告上の解釈に係る問合せ、アフターサービス等に係る問合せについては、加盟店が全責任をもって速やかにその処理にあたるものとし、DGFT、ブランド運営者および第三者に一切迷惑をかけるものとする。
3. 顧客からの苦情または紛争等が解決するまでの間、DGFTは、当該苦情または紛争等に関連する対象取引に係る取扱商品の代金の支払を停止することができるものとする。

第158条 (資料提供等)

1. 加盟店は、加盟店の業務運営の適切性の調査、DGFTもしくはブランド運営者に適用される法令等の遵守、または本規約もしくはAlipay+ルールの遵守のために必要な情報、資料等の提供をDGFTが直接または代理店を通じて求めた場合、直ちにこれに応じるものとする。
2. DGFT及び代理店は、以下の各号のいずれかに該当しているおそれがあると判断した場合、またはその事実が判明した場合、その事実または合理的な理由を加盟店に提示したうえで、加盟店の業務時間内において、加盟店の事業所内に立ち入り、加盟店の本規約の遵守状況を確認することができるものとする。
 - (1) 加盟店においてクレジットカード番号等その他顧客に関する情報が漏えい、滅失、毀損すること
 - (2) 加盟店において不正利用が行われていること
 - (3) 加盟店が本規約又は法令に違反していること
 - (4) 前各号に掲げる事由のほか、加盟店におけるAlipay+決済サービスの利用に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、DGFTが加盟店に対する調査を実施することが相当であると認める事由
3. 前項の調査および確認の結果、DGFTが必要と認めたときは、DGFTは、加盟店に対する差し止め請求その他必要な措置を採ることができるものとし、加盟店は、これに従うものとする。
4. 加盟店は、ブランド運営者とDGFTとの間の契約に定める事項について、ブランド運営者から加盟店に対して調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとする。

第159条 (第三者の権利の処理)

加盟店は、第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを表明し、保証すると共に、取扱商品に第三者の著作権その他の権利が含まれている場合は、何ら支障のないように必要な手続きを加盟店が行った上で、取扱商品を提供するものとする。

第160条 (Alipay+決済サービスの停止または中断)

1. DGFTは、以下の場合に該当する場合その他Alipay+ルールに基づき必要と認めた場合は、Alipay+決済サービスの一部または全部の提供を停止することができるものとする。
 - (1) システムの定期的な点検・補修のため
 - (2) DGFTがシステムの適正な運用のため必要と認めた場合
 - (3) DGFTのシステムに起因する事由その他の事由によって加盟店のサーバー運用に支障が生じる、または支障が生じるおそれがある場合
 - (4) DGFTのサービスに使用する通信回線が輻輳し、または使用不能な場合
2. DGFTが前項に基づきAlipay+決済サービスの停止を行う場合には、あらかじめ、その理由、実施期日および期間を加盟店に通知するものとする。ただし、緊急の場合、または火災、停電、天災その他の不可抗力による場合は除くものとする。
3. DGFTは、Alipay+決済サービスにおける加盟店もしくは顧客とDGFT間の伝送に用いる第三者の回線または加盟店の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等Alipay+決済サービスの運営障害について一切の責を負わないものとする。

第161条 (クレジットカード番号等の取扱い)

1. 加盟店は、正当な理由がある場合を除き、顧客が保有するクレジットカード番号等（以下、「クレジットカード番号等」という。）を取り扱ってはならないものとする。

2. 加盟店は、割賦販売法その他の関係法令に従い、クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じると共に、カードの会員番号等の漏洩等を防止するために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

第162条 (対象取引に係る代金の支払)

1. DGFT は、商品代金の総額（DGFT、イシューまたはブランド運営者による支払拒絶、商品代金の返還請求等があった場合はそれを差し引いた額を指すものとし、以下同様とする。）から決済手数料を差し引いた金額を加盟店を通じて支払うものとする。
 2. 商品代金の総額が決済手数料に足りない場合は、加盟店は、決済手数料から商品代金総額を減じた金額を DGFT の定める期日までに加盟店を通じて支払うものとする。
 3. 加盟店が前項、その他本規約に基づき DGFT に支払うべき金額を、DGFT が正当と認める理由無くして DGFT の定める期日までに支払わなかった場合、DGFT は、当該期日後に受領した商品代金の加盟店への引渡し分から差し引くことにより、加盟店の DGFT に対する支払に充てることができるものとする。
 4. 本条に従って、加盟店または DGFT が相手方に対する支払を行う際の銀行振込手数料は、支払を行う当事者が負担するものとする。
 5. 加盟店が、第 2 項の支払いを、DGFT の定める期日より 2 ヶ月を超えて遅延した場合には、DGFT は Alipay+決済サービスの提供を停止することができるものとする。
 6. 加盟店において以下の事項のいずれかが生じた場合、DGFT は、第 1 項の支払いを留保または拒否することができるものとする。この場合において、DGFT は、加盟店に対して遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。
 - (1) 加盟店が Alipay+決済サービスの利用の申込に際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - (2) 第 155 条（Alipay+決済サービスの利用）第 6 項に基づき求められた措置を講じない場合
 - (3) 第 158 条（資料提供等）に基づく情報等の提供、調査または措置等を求められたにも関わらず、これらに応じない場合
 - (4) 加盟店による対象取引の実施に関し不正利用が発生した場合
 - (5) 加盟店による対象取引に関して顧客または第三者から直接または間接に異議等を受けた場合
 - (6) 加盟店による対象取引に関して顧客から商品代金の返金を求められた場合
 - (7) 加盟店が第 18 条（禁止事項）第 1 項に該当する行為を行っていた場合
 - (8) 前各号のほか、加盟店が本規約、法令または Alipay+ルールに違反する行為を行った場合
 - (9) 第 160 条（Alipay+決済サービスの停止または中断）第 1 項または第 166 条（契約の解除）第 2 項に基づき Alipay+決済サービスの一部または全部の提供が停止された場合
 - (10) 加盟店が自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (11) 加盟店の信用状態に変化が生じ、またはそのおそれがあると DGFT が判断した場合
 - (12) 加盟店が差押・仮差押・仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合、破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (13) 加盟店が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (14) 加盟店が Alipay+決済サービスの利用において対象取引を悪用していることが判明した場合
 - (15) 加盟店が DGFT の同意なく決済手数料の支払いを怠った場合
 - (16) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - (10) DGFT またはブランド運営者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (11) ブランド運営者が Alipay+ルールに基づき商品代金の留保等を求めた場合
 - (12) その他 DGFT またはブランド運営者が不相当と認めた場合
7. 前項各号のいずれかの事項が生じていたにもかかわらず、DGFT が第 1 項の支払を行った場合、加盟店は、DGFT の選択により、DGFT の請求があり次第直ちに当該支払われた代金を返還するか、または当該代金を加盟店に対する次回以降に支払予定の商品代金から差し引くことにより返還するものとする。
8. DGFT は、加盟店に対し、DGFT が別途指定する通貨をもって本条の商品代金に係る精算を行うものとする。

9. 加盟店は、ブランド運営者が対象取引に適用する為替レートと市場価格との間に著しい乖離が生じた場合、DGFT またはブランド運営者が当該取引に係る精算処理の停止その他必要な措置を講じる可能性があることを予め承諾するものとする。

第163条 (返金)

1. 加盟店が自己の販売方針に基づき顧客に対する商品代金の返金（以下「本件返金」という。）を必要と判断した場合、または加盟店が顧客に対して本件返金を行う旨を通知した場合、DGFT は、DGFT 所定の方法による加盟店からの依頼に基づき、本条の定めおよび Alipay+ルールに従って速やかに本件返金を行うものとする。
2. 加盟店は、代理店及び DGFT を通じてブランド運営者に対し、本規約に基づいてブランド運営者がブランド運営者に送金する前の商品代金から本件返金に相当する額（以下「返金額」という。）を差し引き、DGFT の指示に従って顧客に対し本件返金を行う権限を付与するものとする。
3. ブランド運営者が DGFT に送金する前の商品代金が返金額より少額のため前項の差引処理ができない場合、ブランド運営者は、商品代金の不足が解消された時点において返金処理を行うものとする。この場合において、DGFT およびブランド運営者は、当該返金処理の遅延について一切責任を負わないものとする。
4. 前二項に基づき差引処理された返金額については、決済手数料の課金対象とはならないものとする。加えて、ブランド運営者が顧客から商品代金を回収した時点で既に差し引かれたブランド運営者所定のサービス手数料について、後日、本件返金の対象となり顧客に対して返金が行われた場合は、当該サービス手数料は加盟店に返金されるものとする。DGFT は、取引日より 365 日以内に加盟店より受領した本件返金の指示についてのみ受諾し対応するものとする。

第164条 (地位の譲渡等の禁止)

1. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
2. 加盟店は、Alipay+決済サービスに関して有する自己の DGFT に対する債権について、譲渡、質入れ、担保提供その他の処分を行ってはならないものとする。
3. 合併または会社分割等により、加盟店から本契約上の地位を包括承継した者は、承継した日から 30 日以内に DGFT またはブランド運営者所定の書類を DGFT に対して直接または代理店を通じて提出するものとする。上記期間内の書類提出がなかった場合、DGFT は何らの催告なくして本契約を解約できるものとする。

第165条 (賠償責任)

1. 加盟店および DGFT は、本規約もしくは Alipay+ルールに違反することにより、または、Alipay+決済サービスの利用または提供に関して、DGFT、イシュー、ブランド運営者または第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとする。当該損害には、弁護士費用その他の経費のほか、Alipay+ルールにより直接または間接的に DGFT またはブランド運営者が負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わない。）を含むものとする。
2. ブランド運営者および DGFT は、Alipay+決済サービスに係る適格性や目的適合性、使用許諾性、非侵害性、データの正確性等について何ら保証するものではなく、不備やエラー、中断等が生じないことを保証するものではない。
3. 加盟店および DGFT は、本規約に違反することにより、または、Alipay+決済サービスの利用および提供に関して、顧客または第三者との間でトラブルが発生した場合には、自己の費用と責任で解決するものとする。

第166条 (契約の解除)

1. 次項に定める場合のほか、顧客からの苦情や法令等の違反、財政状況の重大な変化、多数の紛争発生、費用の未払い等の Alipay+ルールの定める停止または解除事由の発生その他関連法令等または Alipay+ルールの不遵守等により、DGFT またはブランド運営者により本契約の継続が不

適当と判断された場合には、DGFT は、直ちに Alipay+決済サービスの利用を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとする。

2. DGFT は、加盟店に以下の事項の一が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちに Alipay+決済サービスの利用を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとする。

- (1) Alipay+決済サービスの利用を申込みするに際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - (2) 第 153 条（加盟店の遵守事項、提供する商品またはサービス等）第 2 項に該当する商品またはサービス等または又は第 153 条の 2（禁止商材の取扱いおよび罰金）第 1 項に規定する禁止商材を取り扱った場合
 - (3) 第 18 条（禁止事項）第 1 項に該当する行為を行っていた場合
 - (4) 前各号のほか、本規約または Alipay+ルールに違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、加盟店がこれを是正しないとき
 - (5) 本規約または Alipay+ルールに基づき DGFT またはブランド運営者から求められた措置を適切に講じない場合
 - (6) ブランド運営者が Alipay+決済サービスの提供に必要なサービスの提供を停止した場合
 - (7) Alipay+ルールもしくは法令に繰り返し違反した場合、または違反が重大な場合
 - (8) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (9) 加盟店の信用状態に問題が発生し、またはそのおそれがあると DGFT が判断した場合
 - (10) 差押・仮差押・仮処分申立、または滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、またはこれらの申立を自らした場合、合併によらず解散した場合
 - (11) 営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (12) Alipay+決済サービスの利用において対象取引を悪用していることが判明した場合
 - (13) 加盟店が実施した対象取引について、不正利用の金額が DGFT またはブランド運営者が定める基準を超えた場合
 - (14) DGFT の同意なく決済手数料の支払いを怠った場合
 - (10) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - (11) DGFT またはブランド運営者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (12) DGFT とブランド運営者との間のアクワイアラリング契約を終了する旨の通知を DGFT が受けた場合
 - (13) ブランド運営者が Alipay+決済サービスの提供の停止を求めた場合
 - (14) 第 149 条（登録申請）第 2 項において表明保証した内容が真実に反することまたはそのおそれがあることが判明した場合
 - (15) その他 DGFT が不相当と認める場合
3. 加盟店は、DGFT が以下の事由のいずれかに該当する場合には、直ちに本契約を解除することができるものとする。
- (1) 本規約に違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、DGFT がこれを是正しないとき
 - (2) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (3) 差押・仮差押・仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合、破産・民事再生・会社更生・任意整理特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (4) 営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (5) 営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
4. 加盟店および DGFT は、相手方が第 1 項から第 3 項各号の事由に該当したことにより本契約が解除された場合において、解除事由によって自己に生じた損害の賠償を第 165 条（賠償責任）に従って相手方に請求することができるものとする。
5. 加盟店が第 1 項または第 2 項各号のいずれかに該当した場合、加盟店は、期限の利益を失い、DGFT が請求した場合は、直ちに、加盟店が DGFT に対して負担するすべての債務を一括で弁済するものとする。

第167条 (契約の終了に伴う措置)

1. 本契約が終了した場合、加盟店は、直ちに Alipay+決済サービスの利用を前提とした取扱商品告知、取引誘因行為を中止するものとする。
2. 本契約の終了以前に、加盟店が顧客から取扱商品購入の申込を受け付け、かつ Alipay+決済サービスにおいてはイシュア又はブランド運営者に売上請求がなされた取引については、本契約の終了後においても本規約に従って加盟店、DGFT 共にこれを履行するものとする。

第9章 WeChat Pay 決済サービス

利用者が第2条第12号⑧に定めるWeChat Pay 決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用する。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用される。

第168条 (用語の定義)

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとする。

- (1) 「WeChat Pay 決済サービス」とは、WeChat Pay 決済サービス契約に基づき利用者に提供する、商品代金の収納代行およびそれに係る情報処理サービスをいう。
- (2) 「端末デバイス」とは、WeChat Pay 決済サービスを利用するために必要な、機械端末、タブレット端末その他の決済端末機をいう。
- (3) 「取引データ」とは、取引にかかる原証憑および／または文書、電磁的記録媒体その他の媒体を問わず、WeChat Pay 決済サービスを利用して行った取引にかかる情報であって、原則として、商品販売にあつては商品名、数量、取引通貨、取引金額、取引当事者、取引当事者の所在国、注文時間等の商品取引にかかる情報を含み、サービス取引にあつてはサービス種別、特定のサービスに関する情報（航空チケットに記載された航空便および出発時間、ホテル名および宿泊時間、留学の入学通知等を含むが、これらに限られない。）、取引量、取引通貨、取引金額、取引当事者、取引当事者の所在地、注文時間等のサービス取引にかかる情報を含むものとする。

第169条 (委託業務)

1. 利用者は DGFT 及び代理店に対し、以下の業務を委託し、DGFT はこれを受託する。
 - (1) テンペイへの商品代金の収納依頼
 - (2) テンペイからの商品代金の入金情報の受領
 - (3) テンペイからの商品代金の受領
 - (4) その他利用者および DGFT で合意した業務
 - (5) 前各号に付随関連する業務
2. DGFT は、第6条（利用契約の成立等）第4項により付与された代理受領権限に基づき、前項第3号の業務として、テンペイから商品代金（以下本条において、テンペイによる支払拒絶、商品代金の返還請求等があった場合にはそれを差し引いた額を指すものとする。）を受領するものとする。この場合、当該受領時点において、テンペイの利用者に対する商品代金支払義務は消滅するものとする。
3. 利用者は、代理店及び DGFT を通じてテンペイに対し、商品代金をテンペイが利用者を代理して顧客から受領する権限を授与し、テンペイは当該権限に基づき、顧客から商品代金を受領するものとする。この場合、当該受領時点において、顧客のテンペイに対する商品代金支払義務および顧客の利用者に対する商品代金支払義務は消滅するものとする。

第170条 (取扱商品等)

1. 利用者は、WeChat Pay 決済サービスを利用するにあたり、以下に定める商品販売およびサービス取引（以下、本章において「取扱商品等」という。）のうち、代理店を通じて DGFT に届け出た取扱商品等についてのみ取り扱うことができるものとする。
 - (1) 商品取引
 - (2) 航空機チケット
 - (3) ホテル宿泊
 - (4) 海外留学
 - (5) 旅行チケット
 - (6) 国際物流
 - (7) 国際レンタカー
 - (8) 国際会議
 - (9) ソフトウェアサービス（デジタルエンターテイメント製品およびアプリケーションソフトウェアを指し、ネットワークゲームのチャージ等のデジタル資産チャージサービスを除く。）
 - (10) 医療サービス
 - (11) その他 DGFT およびテンペイが別途指定したサービス

2. DGFT およびテンペイは、前項各号に定める取扱商品等を随時変更することができるものとし、利用者は当該変更に応じた適切な措置を講ずるものとする。利用者は、テンペイが前項各号に定める取扱商品等を変更した結果、WeChat Pay 決済サービスを利用できなくなる可能性があることにつきあらかじめ承するものとし、これにより利用者に生じた損害につき、DGFT は一切の責任を負わないものとする。

第171条 (サービス利用上の遵守事項)

1. 利用者は、WeChat Pay 決済サービスを利用して行った取引の日から 5 年間または関係国の法令もしくは規則で要求される期間のうちいずれか長い期間において、取引データを適切に保管するものとする。
2. 利用者は、利用者の注文処理、システムプログラムおよび精算方式が、DGFT およびテンペイが定める手続きに準拠していることを保証するものとする。
3. 利用者は、DGFT またはテンペイが明示的に許可した範囲内で、DGFT が指定する利用標識（テンペイが提供して DGFT が承認する WeChat Pay 決済サービスに関するロゴを含むものとする。）を端末デバイス、事業場店舗または公式ウェブサイトの目立つ位置に掲示するものとする。利用者は、WeChat Pay 決済サービスおよびテンペイの名称（中国語および英語の表記を含むものとする。）その他テンペイが所有しまたは適法に使用する商標、商号、ブランドネーム、ロゴマーク等（以下、本条において「商標等」という。）を、加盟店が支払方法として WeChat Pay 決済サービスの利用を受け付けることの明示、及び本規約に定める業務の遂行以外の目的に使用してはならないものとする。DGFT およびテンペイは、利用者による商標等の取扱状況等について、オンサイトの方法によるレビューを実施することができるものとする。
4. 利用者は、WeChat Pay 決済サービスを継続的に顧客に提供することを保証するものとし、顧客が WeChat Pay 決済サービスを利用者のショップにおいて利用できる状態を維持することを保証するものとする。利用者は、DGFT の書面による事前同意なくして、直接間接の如何を問わず、WeChat Pay 決済サービスのインターフェースを停止し、または顧客に対し WeChat Pay 決済サービスの提供を一時的に終了してはならないものとする。
5. 利用者は、顧客に対し、WeChat Pay 決済サービスの利用料その他の手数料の支払いを請求してはならないものとする。
6. 利用者は、加盟店契約の有効期間中、以下に掲げる事項を遵守するものとする。但し、第 2 号については、WeChat Pay 決済サービスの利用が不可能な状態とした上で端末デバイス等の譲渡等を行う場合はこの限りでない。また、第 1 号および第 3 号から第 5 号については、端末デバイスの使用等により WeChat Pay 決済サービスの提供に支障が生じない場合はこの限りでない。
 - (1) 端末デバイスを本規約に規定された範囲内で合理的に使用すること。
 - (2) DGFT の事前の書面による承諾なしに、端末デバイスを第三者に譲渡、貸与、質入れ等の担保権の設定その他の処分を行わないこと。
 - (3) 本規約に規定された範囲を越えて端末デバイスを使用したり、端末デバイスを他の場所に移動しないこと。
 - (4) 取引や伝送中の決済情報の安全性、機密性を脅かすような態様での端末デバイスの使用、改変をしないこと。
 - (5) 次に定める措置を含む、端末デバイスに関する適切な保護措置を講じること。
 - 1 安定、安全かつ作業しやすい場所に設置すること。
 - 2 直射日光や高温多湿の場所を避け、強い磁気の発生する場所から離れた場所に設置すること。
 - 3 十分な電源供給、通信回線状況の下で使用すること。
7. 利用者は、DGFT が定める要件に従って WeChat Pay 決済サービスに関する販売促進資料を作成、使用または処分するものとし、DGFT の書面による事前同意なくして、WeChat Pay 決済サービスの販売促進以外の目的で当該販売促進資料を使用してはならないものとする。
8. 利用者は、WeChat Pay 決済サービスに関する事項について、DGFT とテンペイとの間の WeChat Pay 決済サービス契約および WeChat Pay 決済サービスについてテンペイが定める規則、ルール、規範、基準、レギュレーション、ガイドライン、仕様書等（以下、「テンペイ規則等」と総称する。）が適用されることをあらかじめ承認するものとする。なお、利用者が、利用

契約に関連し、テンペイ規則等の内容について DGFT に問合せをした場合は、DGFT は実務上可能な範囲で当該問合せに回答するものとする。

9. DGFT による WeChat Pay 決済サービスの利用承認日から 90 日経過までの間、利用者が同サービスにかかる取引を一切行わない場合、DGFT またはテンペイは、利用者による同サービスの利用を停止することができるものとし、これにより利用者に生じた損害につき、DGFT またはテンペイは一切の責任を負わないものとする。
10. DGFT は、利用者に対し、DGFT がテンペイより受領した通知または最新のテンペイ規則等に基づき、当該通知等を遵守するために DGFT が必要と判断した措置および対応を講じるよう直接または代理店を通じて求めることができるものとする。利用者は、DGFT から当該措置等を求められた場合、自己の費用および責任をもって速やかにこれに対応するものとする。

第172条 (禁止事項)

1. 利用者は、いかなるハイリスク活動も積極的に実施せず、または顧客がそれを実施する支援もしないことを保証するものとする。なお、ハイリスク活動は、クレジットカード詐欺、マネーロンダリング、詐欺、端末デバイスの移転、顧客アカウント情報の保持または開示、虚偽の申請、スキミング、悪意のある破産などを含むが、これらに限定されない。
2. 利用者は、DGFT および顧客の書面による事前同意なくして、顧客の情報を収集、維持または使用するためのいかなる措置も講じないことを保証するものとする。
3. 利用者は、リバース・エンジニアリングその他の方法により DGFT またはテンペイが提供もしくは所有するシステム、ソフトウェアまたは端末デバイスを復号しないことを保証するものとする。また、利用者は、かかるシステムまたはソフトウェア（ソースコード、オブジェクト・プログラム、ソフトウェア・ファイル、ローカル・コンピュータ・メモリで実行されるデータ、顧客の端末から伝送されるデータ、サーバデータなどを含むがこれらに限定されない。）を複製、修正、編集、集約または改変してはならないものとする。さらに、利用者は、テンペイの書面による事前の許可なく、かかるシステムまたはソフトウェアの元の機能を改変し、または機能を追加してはならないものとする。
4. 利用者は、DGFT の書面による許可なくして、DGFT またはテンペイにより提供されたインターフェース技術、セキュリティプロトコルおよび安全性証明書を公開し、第三者に譲渡し、または第三者に使用させる（使用が無償であるか否かを問わない。）ことがないことを保証するものとする。さらに、利用者は、本規約に規定された以外の目的のために WeChat Pay 決済サービス専用リソース（顧客情報、取引データ、端末デバイス、販売促進およびマーケティング資料などを含むがこれらに限定されない。）を使用してはならないものとする。さらに、利用者は、こうしたリソースを、第三者に譲渡し、または第三者に使用させてはならないものとする。
5. 利用者は、以下の取引活動を行ってはならないものとする。
 - (1) 関係国の輸出入管理に関する規制に準拠していない商品取引
 - (2) 市場において一般に許容されていない商品取引、および不明確な価格決定メカニズムや潜在的リスクを伴う無形商品取引
 - (3) 関係国および社会を危険にさらし、または社会公共の利益を害するおそれがあるプロジェクトおよび運営活動
 - (4) DGFT、テンペイもしくは第三者の法的権利を侵害し、または法的利益を損なう虚偽広告、事実誤認を生じさせる販売行為その他の活動

第173条 (リスク評価および実施措置)

DGFT およびテンペイは、利用者の地理的特性、業界特性、業務規模、財務信用状況等を総合的に考慮して、利用者または取引に対するリスク評価を実施するものとする。DGFT およびテンペイは、リスク評価の結果、利用者または取引がハイリスクであると判断した場合その他 DGFT またはテンペイが必要と判断した場合には、取引の制限、取引量の制限の設定、商品代金の支払留保、追加調査およびリスク準備金の請求等の措置を講じることができるものとする。

第174条 (返金)

1. 利用者は、顧客に直接返金をしてはならないものとする。直接返金をした場合、結果として生じる紛争およびリスクは、すべて利用者が負担するものとする。

2. 利用者が、顧客からの依頼および自己の販売方針に基づき顧客に対する商品代金の返金（以下、「本件返金」という。）を必要と判断した場合には、DGFTは、DGFT 所定の方法による利用者からの依頼に基づき、本条の定めに従って速やかに本件返金を行うものとする。
3. 利用者は、代理店及び DGFT を通じてテンペイに対し、利用契約に基づいてテンペイが DGFT に送金する前の利用者にかかる商品代金合計額から本件返金に相当する額（以下、「返金額」という。）を差し引き、DGFT の指示に従って顧客に対し本件返金を行う権限を付与する。
4. テンペイが DGFT に送金する前の利用者にかかる商品代金合計額が本件返金額より少額のため本件返金の原資が不足している場合、テンペイは、本件返金額の不足が解消されるまで、本件返金処理を留保する場合があるものとする。
5. 本件返金がなされた場合の本件返金額については、決済手数料の課金対象とはならないものとする。
6. DGFT は、取引日より 365 日以内に利用者より受領した本件返金の指示についてのみ受諾し対応するものとする。
7. 利用者は、本規約上の義務を履行せず、または業務の変更もしくは終了について第 16 条（業務内容等の変更）並びに第 28 条（通知）第 4 項に基づく届け出義務を履行していない場合であって、当該義務の不履行の結果として DGFT またはテンペイからの連絡に対し 3 日以内に返答がなかったときは、顧客の申出により、テンペイが当該申出にかかる取引の商品代金を、顧客に対し本件返金をするにつき、あらかじめ了承するものとする。
8. 本条の場合において、DGFT から利用者に対し、本件返金にかかる商品代金を支払っていない場合は、DGFT は当該商品代金相当額の支払いを要さず、利用者に支払済みのときは、DGFT は、支払済みの当該商品代金相当額の返還を求め、または、次回以降に利用者に対して支払う金額から当該商品代金相当額を差し引くことができるものとする。

第175条 （表明保証）

1. 利用者は、DGFT に対し、利用契約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
 - (1) 利用者は、現地法に基づき適法に設立され、有効に存在する法人又は個人であり、自己の財産を所有し、現在従事している事業を執り行い、かつ、利用契約を締結し、利用契約に基づく義務を履行するために必要とされる完全な権能および権利を有していること。
 - (2) 利用者による利用契約の締結およびその条項の履行ならびに利用契約において企図される取引の実行は、利用者が法人である場合において利用者の会社の目的の範囲内の行為であり、利用者はかかる利用契約の締結および履行ならびに当該取引の実行につき法令上および利用者の内部規則において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (3) 利用契約で別途明確に定める場合を除き、利用者による利用契約の締結およびその条項の履行ならびに利用契約において企図される取引の実行および情報開示により、法令、規則、公的機関その他の第三者の許認可、承諾もしくは同意等またはそれらに対する通知等（以下、本号において「許認可等」という。）が要求されることはなく、または要求される許認可等を全て取得および保持しており、かつ、利用者による利用契約の締結およびその条項の履行ならびに利用契約において企図される取引の実行および情報開示は、法令、規則、通達、ガイドライン、命令、判決、決定、令状、利用者が法人である場合において利用者の定款その他の内部規則、利用者を当事者とするまたは利用者若しくは利用者の財産を拘束し若しくはこれに影響を与える第三者との間の契約または証書等に抵触または違反するものではないこと。
 - (4) 利用契約等の締結の前後を問わず、利用者が WeChat Pay 決済サービスのために DGFT またはテンペイに提供した利用者に関する情報（利用者の事業および経営に関する基本情報、法令に基づく許認可および登録の要否に関する情報、事業所の所在地や連絡先に関する情報を含むがこれらに限定されない。）、資料および書類がすべて真実であり、かつ正確性、完全性、適法性、有効性、追跡可能性かつ一貫性を有していること。
 - (5) 利用者に適用のあるデータ保護法制の要求事項を遵守し、利用者の個人データ処理に関して、常時適切なすべての情報保護手段を講じ、維持するとともに、当該データ保護法制および利用契約等に定める義務違反を招来するようないかなる行為も行わないこと。

2. 利用者は、利用契約等の締結を行う時点において、国際連合安全保障理事会決議等の国際的な要請等に基づき規制を受ける以下各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。また利用者は、利用者が法人である場合は、利用者の代表者、または利用者の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号、以後の改正を含む。また、当該法律に関連する政令等を含む。以下、本条において「犯収法」という。）における実質的支配者を指すものとする。）その他現地法（利用者の所在する国・地域において、利用者に対し適用される法律を指すものとする。以下同じ。）において実質的支配者に相当する者（これらを総称して、実質的支配者等という。以下同じ。）が、以下各号のいずれにも該当しないことも併せて表明し、保証する。

- (1) 国際連合安全保障理事会または日本、米国、その他の各国により、国際安全保障や各国の安全保障上問題があるとして公表された上、経済制裁の対象に指定された国・地域における企業または個人と取引を行っている、または当該国・地域において何等かの資産を有している。
- (2) 日本の財務省により、経済制裁措置の対象として公表されている。
- (3) 米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control、略称：OFAC）により、制裁措置の対象として公表されている。
- (4) 第 2 号または第 3 号の対象者と取引を行っている。
- (5) 前各号に類する者として現地法において定められた者に該当する。

3. 利用者は、利用契約等の締結を行う時点において、犯収法における①「外国の政府等において重要な地位を占める者」または②「過去にその地位にあった者」に自己が該当せず、あるいは自己の家族（配偶者（事実婚を含む。）、自己の父母、自己の子、自己の兄弟姉妹、ならびに配偶者の父母および子をいうものとする。。）が前記①および②に該当せず、もしくは利用者が法人である場合において、利用者における実質的支配者等および当該実質的支配者等の家族（定義は前記と同じとする。）が前記①および②に該当しないことを表明し、保証する。なお、①の具体的内容は以下に掲げるとおりとするが、当該記載と犯収法の規定に相違がある場合には、犯収法の規定が優先するものとする。

- (1) 国家元首
- (2) 日本における内閣総理大臣その他の国务大臣および副大臣に相当する職
- (3) 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- (4) 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
- (5) 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- (6) 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、または航空幕僚副長に相当する職
- (7) 中央銀行の役員
- (8) 予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員
- (9) 現地法において重要な公的地位を有する者（Politically Exposed Persons、略称：PEP s）とされる者

4. 利用者は、前項の表明保証に違反した場合（DGFT において、違反またはそのおそれがあると判断した場合を含む。）、DGFT が利用者に対し WeChat Pay 決済サービスを提供しない、あるいはサービスの内容等に一定の制限を設ける措置（以下、これらの措置を本項において「利用制限等」という。）を採ることができること、あるいは提供のために追加的な情報または資料の提供を直接または代理店を通じて求めることができることを予め承諾するものとする。この場合において DGFT が満足する追加的な情報または資料の提供がなされない場合、DGFT は利用制限等の措置を採ることができるものとする。DGFT が本項の規定に従い利用制限等の措置を採ったことにより利用者にかかる損害が生じたとしても、DGFT は免責されるものとする。

第176条 （調査協力）

1. 利用者は、DGFT から照会または要請の通知を受領してから 3 営業日以内に、取引データその他の情報または資料を電子メールまたは DGFT に要求される他の方法で DGFT に提出するものとする。

2. 顧客が支払いを拒否または取引を否定する場合、第 20 条（顧客との紛議）の定めに加え、利用者がその全責任をもって速やかにかつ慎重に調査を行って問題に対処し、DGFT に対し、取引データその他の情報または資料を適時にかつ正確に提供するものとする。
3. 利用者は、DGFT またはテンペイが利用者による WeChat Pay 決済サービスを利用した取引または顧客からの苦情その他必要とする事項に関して調査を要すると判断した場合には、DGFT は、利用者に対して直接または代理店を通じて調査を実施または要請することができ、利用者は速やかにその調査に協力しなければならないものとする。
4. 利用者は、DGFT またはテンペイが日本または中国の規制当局に対して利用者に関する情報を提供する可能性があることにつき、あらかじめ了承するものとする。

第177条 （知的財産権）

利用者は、WeChat Pay 決済サービスの利用に関連してテンペイが所有する商標の使用（すべてのマーケティング、販売促進および宣伝資料への掲載を含むがこれらに限定されない。）を希望する場合は、かかる使用がテンペイの商標使用に関するレギュレーションに合致するか否かを決定するため、テンペイの書面による事前承認を条件とするものとする。その場合、利用者は、テンペイの商標を含むすべての資料のコピーを、その使用前に、代理店及び DGFT を通じてテンペイに承認を求めて DGFT 所定の方法により代理店を通じて DGFT に提出するものとする。

第178条 （免責）

利用者は、以下に定める事由により WeChat Pay 決済サービスが停止、中止もしくは廃止され、または DGFT とテンペイとの間の WeChat Pay 決済サービス契約が終了する可能性があることをあらかじめ了承し、かかる WeChat Pay 決済サービスの停止、中止、廃止または WeChat Pay 決済サービス契約終了に関して、DGFT は何らの責任も負わないものとする。

- (1) テンペイが必要なセキュリティ予防策を講じたにもかかわらず、悪意のあるハッカー攻撃、コンピューターウイルス攻撃を受け、または、テンペイの合理的支配が及ばない状態となった場合
- (2) テンペイが必要なセキュリティ予防策を講じたにもかかわらず、コンピューターシステムが激しく破壊され、麻痺し、または通常の状態で作動できない状況に陥り、テンペイが WeChat Pay 決済サービスを提供することができない場合
- (3) 通信機関において通信システムの調整または故障が発生した場合
- (4) WeChat Pay 決済サービスが関連法令や規則等に違反した場合
- (5) 利用者が中国、日本その他の関係国の法令、規則等または本規約に違反したことを理由として、テンペイが DGFT との間の WeChat Pay 決済サービス契約の全体を解除し、または WeChat Pay 決済サービス全体の利用を制限した場合
- (6) WeChat Pay 決済サービスの利用開始から 90 日経過までの間、DGFT および WeChat Pay 決済サービスを利用する全ての利用者が同サービスにかかる取引を一切行わない場合
- (7) 中国、日本その他関係国の法令もしくは規則等への抵触、または規制当局の命令その他の措置により、WeChat Pay 決済サービスの停止、中止または廃止が要請された場合
- (8) 中継銀行、またはテンペイ以外の通知サービスプロバイダーによって引き起こされた他の事由
- (9) 関係法令や規則等の変更に伴いテンペイが事業を変更する場合であって、当事者間で解決することができない場合
- (10) その他テンペイが WeChat Pay 決済サービスの停止、中止もしくは廃止が必要と判断した場合、またはテンペイに起因する事由が発生した場合

第179条 （決済手数料等の変更）

1. 利用者は、中国人民銀行、中国国家外貨管理局その他の関連規制当局、または中国国内の協力組織等による方針変更に伴って、テンペイが WeChat Pay 決済サービスの利用料率を適宜変更することができること、およびかかる変更がなされた場合に、当該変更の範囲内において、DGFT が第 11 条（決済手数料）に定める決済手数料の内容（手数料単価、手数料率等）を変更することができることにつき、あらかじめ了承するものとする。
2. 利用者は、テンペイが利用者または DGFT の WeChat Pay 決済サービス利用状況に基づき、DGFT への商品代金の決済期間を適宜変更することができること、およびかかる変更がなされた場合に、当該変更に伴って DGFT が決済手数料の支払にかかる取扱期間等を変更することができることにつき、あらかじめ了承するものとする。

3. 利用者は、テンペイが DGFT に通知または公表することにより、WeChat Pay 決済サービス契約または WeChat Pay 決済サービスの機能を適宜変更することができること、およびかかる変更がなされた場合に、第 8 条（本契約等の変更）の規定にかかわらず、当該変更に伴って DGFT が、WeChat Pay 決済サービスにかかる本規約および機能を随時変更することができることにつき、あらかじめ了承するものとする。この場合において、DGFT は、一定の予告期間において、変更後の内容を利用者に通知するものとする。

第180条 （契約違反の責任）

1. 利用者が、以下の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合、DGFT は、利用者に対して、次項に定める権利を行使することができるものとする。
 - (1) 第 42 条（契約の解除）第 2 項各号に掲げる事由
 - (2) 第 171 条（サービス利用上の遵守事項）第 10 項に基づき DGFT が求めた措置等に速やかに対応しない場合
 - (3) 第 172 条（禁止事項）に違反していると DGFT またはテンペイが合理的に判断した場合
 - (4) 利用者が DGFT またはテンペイの問い合わせおよび調査要請を不当に拒否し、意図的に遅延させ、または是正を拒否した場合
 - (5) DGFT またはテンペイの調査に対する回答を、第 176 条（調査協力）第 1 項の期限もしくは別途指定された期限内に行わず、または合理的理由なく拒否した場合
 - (6) 利用者による WeChat Pay 決済サービスを利用した取引について、顧客との商品代金に関する紛議が発生し、商品等の販売を行った日より合理的期間を経過しても当該紛議が解消しない場合
 - (7) 直接間接の如何を問わず、利用者が詐欺に関与した場合
 - (8) 利用者が WeChat Pay 決済サービスを利用して違法な事業に関与した場合
 - (9) 本規約の規定に違反した場合
 - (10) 利用者が中国、日本その他の関係国の法令、規則等に違反した場合
 - (11) 利用者が DGFT またはテンペイの利益を害する行為をした場合
 - (12) 利用者が危険な事象または異常な取引に関与していると DGFT またはテンペイが合理的に判断した場合
2. 利用者が前項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、DGFT は利用者に対して、何ら催告等を要することなく、以下の各号のいずれかの権利の一つまたは複数を選択して行使することができるものとする。
 - (1) 商品代金の支払いを留保する権利
 - (2) 商品代金の支払いを拒否する権利
 - (3) 取引を一時停止する権利
 - (4) 端末デバイスを撤去する権利
 - (5) 利用契約の全部または一部を解除する権利
 - (6) DGFT およびテンペイの被った損害、損失その他の費用を賠償および/または補償することを請求する権利
3. DGFT が前項において商品代金の支払いの留保または拒否を決定した場合において、当該商品代金を利用者に支払済みのときは、DGFT は、DGFT の任意の選択に従って、支払済みの当該商品代金相当額の返還を求め、または、次回以降に当該利用者に対して支払う金額から当該商品代金相当額を差し引くことができるものとする。

加盟信用情報機関

	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1住生日本橋小網町ビル
電話番号	03-5643-0011
共同利用の 管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター 代表理事：松井哲夫
URL	https://www.j-credit.or.jp/
共同利用の 目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という。）における顧客等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報ならびにクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報やそのおそれのある行為に関する情報を、乙および/または決済事業者がJDMセンターに登録することおよびJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約等締結時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、加盟店のセキュリティ対策を強化することにより、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
共同利用さ れる情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由 2. 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情発生防止および処理のために講じた措置の事実および事由 3. 包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る業務に関し顧客等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由 4. 顧客等の保護に欠ける行為に該当したまたは該当すると疑われるもしくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM会員・顧客等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報 5. 顧客等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容および当該内容のうち、顧客等の保護に欠ける行為であると判断した情報および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報 6. 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反または違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報 7. 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店によるクレジットカード情報漏えい等の事故が発生または発生したおそれが認められた場合に原因究明や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実および事由 8. 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店におけるクレジットカードの不正利用の発生状況等により、当該加盟店による不正利用の防止に支障が生じまたは支障が生ずるおそれがあると認められた場合に、不正利用の内容や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実および事由 9. 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店がクレジットカード番号等の適切な管理の為に必要な法令が求める基準に適合していないことに関する情報 10. 上記7.から8.に関して、当該加盟店に対して法令が求める基準に適合する、あるいは再発防止対策を求める等の措置を講じた事実と事由 11. 上記2.および10.の措置の指導に対して、当該加盟店が従わないもしくは法令が求める基準に適合することが見込まれないことを理由にクレジットカード番号等取扱契約を解除した事実および事由 12. 上記の他顧客等の保護に欠ける行為およびクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報 13. 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、法人番号、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記5.の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名および生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。 14. 加盟店の代表者が、他の経営参加する販売店等について、加盟信用情報機関に前号に係る情報が登録されている場合は当該情報
登録される 期間	上記の情報は、登録日または必要な措置の完了日（講ずるべき必要な措置が複数ある場合は全ての措置が完了した日）、契約の解除日から5年を超えない期間登録されます。
共同利用者	協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替

の範囲	払取次業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者およびJDMセンター (JDM会員名は、上記ホームページよりご確認いただけます。)
-----	--

(以下余白)

■規約制定
2023年11月29日